

〈7〉 アムウェイ倫理綱領・行動規準 2025



1. 序文

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は以下の内容を目的として定められています。

1. ABO およびアムウェイ・ビジネスの保護
2. アムウェイ・ビジネスの健全な発展
3. 「自由」「家族」「希望」「報われること」から成る創業者の理念、「アムウェイは、人々がよりよい暮らしを実現するためのパートナーとなることを目指す /Partners for a Better Life」というビジョンの十分な理解の促進
4. アムウェイ・ビジネスを行う際の心構え(倫理綱領)と、ABO が遵守すべき責任と義務(行動規準)の伝達
5. 違反によってアムウェイあるいは他の ABO との信頼関係を損なった場合の処分・罰則の明示

私たちは約束します。

1. オーバートークはいたしません。
2. 系列の保全を第一に考えます。
3. 過剰在庫はいたしません。

2. アムウェイ倫理綱領・行動規準

2.1 アムウェイ倫理綱領

- 2.1.1 ABO は、自分の行動が、自分自身のビジネスのみならず他の ABO のビジネス、ひいてはアムウェイ・ビジネス全体のイメージ形成にとって大きな影響を持つものであることを認識し、法を遵守し、円満な人格、率直さをもって、良き市民として常に責任ある行動をとらなければなりません。
- 2.1.2 ABO は、アムウェイ商品およびアムウェイ・ビジネスを他人に紹介する際には、真実のみを正直な態度で説明するものとします。
- 2.1.3 ABO は、何よりもお客様を大切にしなければなりません。万一、お客様から商品に関する苦情を受けた場合には、アムウェイの規定に従い、謙虚な態度で迅速に処理することが必要です。
- 2.1.4 ABO は、このビジネスが誠実な人間関係を基盤として築かれた信頼関係の上に成り立つビジネスであることを自覚し、目的を達成するために、実際のまたは見かけ上の権限のある地位を主に利用して、プロスペクト(潜在的なお客様や潜在的な ABO、以下同じ)や ABO の利益に反する行動をするように強要し、ハラスメントを行い、または不当に影響を及ぼす行為を行ってはなりません。

2.2 アムウェイ行動規準

- 2.2.1 この行動規準は、アムウェイ・ビジネスと ABO の行動に関する規則です。ABO は、健全なアムウェイ・ビジネスの維持・発展のためにこの行動規準を誠実に遵守しなければなりません。
[注] 本文中に述べられているアムウェイとは、日本アムウェイ合同会社を指しています。また、その他の用語については、必要に応じて契約書面(アムウェイ・ビジネス・ハンドブック)を参照してください。

2.3 アムウェイ倫理綱領・行動規準について

- 2.3.1 適用範囲
「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は、1. 序文に目的を定めるものであり、「プラチナム規約」、「グッド・スタンディング・ポリシー」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」等の諸規則、ポリシー、ガイドライン等の中で、アムウェイ・ビジネスに関する最上位規範として位置づけます。ABO は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に定める事項を遵守すると共に、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき別に定める諸規則の定めに従って活動しなければなりません。
- 2.3.2 有効となる日付
「アムウェイ倫理綱領・行動規準」ならびに諸規則については、社会情勢等により、随時変更される可能性があります。規則改定の際は、amwaylive.com 等で広報し、その時点から有効となります。

3. ABO 資格

3.1 資格取得申請条件

ABO 登録申請者は、アムウェイ ショッピングメンバーである「アムウェイ プライムカスタマー」(以下、「プライムカスタマー」という)のうち、以下の条件を満たす者です。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」において明記されている場合を除き、プライムカスタマー以外は ABO 登録申請を行うことはできません。ABO 登録は必ず戸籍名かつ申請者の住所(申請者の生活の本拠)で行わなければなりません。アムウェイに登録する ABO に関するあらゆる情報(商品の配送先住所を含む)は、申請者本人のものでなければならず、これは資格取得後に追加されるパートナーも同様です。アムウェイが開業している全マーケットにおいて初めてスタートするビジネス(No.1 ビジネス)は、実際に居住している国で登録することが義務付けられます。

- 3.1.1 満 20 歳以上であること。
- 3.1.2 学生でないこと。
「学生」とは、夜学・通信制を問わず、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、予備校等の各種学校に籍を置き、在学期間中である者をいいます。なお、在学期間中とは、卒業式の月の末日までです。
- 3.1.3 アムウェイ所定の「ABO 登録トレーニング」を受講しスポンサー活動資格取得テストに合格していること。
- 3.1.4 アムウェイから交付される「概要書面」を受領していること。
- 3.1.5 外国籍の場合、有効な在留カードを所持し、日本国内でのスポンサー活動および販売活動が認められる在留資格を得ていること。
ワーキング・ホリデーの在留資格をお持ちの方は「ABO 登録申請書」と共に、ワーキング・ホリデーであることを証明する書類等の写しを添付しアムウェイへ提出してください。なお、在留資格が留学、就学、短期滞在の方は ABO 登録ができません。永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、ワーキング・ホリデー以外の在留資格をお持ちの方は、出入国在留管理庁から資格外活動許可を取得する必要があります。「ABO 登録申請書」、在留カードの表裏両面のコピーをアムウェイへ提出してください。
- 3.1.6 関連法令や就労上の規定を遵守した上で申請していること。公務員は ABO 登録申請を行うことはできません。
- 3.1.7 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう)ではないこと。
- 3.1.8 規則 6.4 「スポンサー系列の移動」に違反していないこと。
- 3.1.9 規則 3.7.2 「アムウェイが解約する場合」に規定するような状態にないこと。
- 3.1.10 規則 4.15 「個人情報保護」に規定する個人情報の取り扱いについて同意していること。
- 3.1.11 過去にアムウェイから解約措置を受けていないこと。これは海外のアムウェイにおける措置も含みます。
- 3.1.12 個人か戸籍上の夫婦、戸籍上の一方の親と子、戸籍上の夫婦と子の組み合わせ、または規則 3.3.2 「同性パートナーの登録」に規定された同性パートナーの組み合わせであること。
- 3.1.13 配偶者が ABO 資格またはプライムカスタマー資格を有していないこと。

3.2 ABO 資格取得

- 3.2.1 アムウェイは、独自の判断で、ABO 登録もしくは更新の申請を受諾または拒絶する権利を有します。
- 3.2.2 申請者は、アムウェイの審査・承認を得て、ABO 資格を取得することができます。
- 3.2.3 ABO 資格取得後に、以下が判明した場合、その ABO 資格は無効となります。
①規則 3.1 「資格取得申請条件」を満たしていないこと。
②資格取得申請者が他人名義(家族の名義を含む)、架空の名義、または虚偽の情報(住所など)を使用して虚偽の申請を行うこと。

3.3 パートナー登録

戸籍上の夫婦、戸籍上の一方の親と子、戸籍上の夫婦と子の組み合わせまたは規則 3.3.2 「同性パートナーの登録」に規定された同性パートナーに該当する場合は、パートナー登録が可能です。また、ブラチナム(以下、「PT」という)以上の ABO の場合、戸籍上の孫との組み合わせのパートナー登録が可能です。追加されるパートナーは、規則 3.1 「資格取得申請条件」(3.1.3 を除く)を満たす必要があります。夫婦が共に ABO 資格登録を希望するときにはひとつの資格として登録しなければならず、別々の資格として登録することはできません。いずれの場合もひとつの資格に三つ以上の世代の者が加わることはできません。なお、それぞれのパートナーは連帯して ABO としての責務を負います。パートナー追加の場合、追加希望者がパートナー追加手続きを行い、アムウェイの承認を得なければなりません。

3.3.1 夫婦の登録

ABO 同士が結婚した場合などの例外を除いて、夫婦は別々に ABO として登録することはできません。夫婦双方が ABO 資格取得を望むときには、必ずひとつの資格にパートナーとして登録してください。ただし、未登録の配偶者が既に登録している場合は、パートナー追加の申請をしてください。アムウェイ・ビジネスでは夫婦はひとつの単位としてみなされ、双方がその ABO 資格を共同で運営しているものとみなされます。そのため、ABO の配偶者がパートナーとして登録していない場合であっても、その配偶者の行為が登録している ABO の求めに応じ、または許可を得て行われたものとみなされます。そのため未登録の配偶者が「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をはじめ、アムウェイの諸規則に反する行為を行った場合には、登録している ABO がその責任を負うものとなります。ただし、未登録の配偶者が過去にアムウェイから解約措置を受けている場合には、登録している配偶者は当該未登録の配偶者がアムウェイ・ビジネスにおいていかなる活動もすることがないようあらゆる努力をする、もしくはそのような活動をアムウェイに知らせなければなりません。

3.3.2 同性パートナーの登録

地方自治体によりパートナーシップが証明された同性パートナーは、ひとつの ABO 資格にパートナーとして登録することができます(以下、「登録同性パートナー」という)。ひとつの ABO 資格にパートナーとして登録することを希望する場合であって、同性パートナーの一人が既に登録している場合は、以下の規則に従ってパートナー追加の申請をしてください。資格取得申請に際しては、地方自治体が発行したパートナーシップ証明書提出しなければならず、パートナーシップ証明書が通称で発行されている場合であっても規則 3.1 「資格取得申請条件」に則り戸籍名で ABO 登録をしなければなりません。また、規則 4.9 「商品販売実績とボーナス」に基づくボーナスの振り込み先は、パートナー登録時に届け出た、登録同性パートナーのどちらか一人の口座となります。なお、同性パートナーが登録同性パートナーとして登録していない場合であっても、その同性パートナーの行為は登録している ABO の求めに応じ、または許可を得て行われたものとみなされます。そのため未登録の同性パートナーが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をはじめ、アムウェイの諸規則に反する行為を行った場合には、登録している ABO がその責任を負うものとなります。

- ①同性パートナーがひとつの ABO 資格として新規に登録を希望する場合：
地方自治体が発行したパートナーシップ証明書の提出と共に ABO 登録申請書を郵送にて提出してください。なお、パートナーシップ証明書を得た場合であっても、別々に ABO として登録することができます。ひとつの ABO 資格として登録することが必須ではありません。
- ②同性パートナーの一人が既に登録している場合：
パートナー追加をすることも可能ですが、別に ABO 登録の申請をすることも可能です。パートナーとして追加する場合は、「パートナー追加・削除申請書」とパートナーシップ証明書を提出してください。
- ③同性パートナーの場合は、多人数(親や子を含めた 3 人以上)での登録はできません。親子での登録を希望される場合は、同性パートナーの登録を削除する必要があります。
- ④パートナーシップ証明書が通称で発行されている場合は、戸籍上の氏名と通称の紐づけができる書類(通称でのパートナーシップ証明書の発行に際して地方自治体に提示した書類など)の提出を求める場合があります。

3.4 ビジネス活動の開始

アムウェイが ABO 登録申請を審査・承認した場合、「ID カード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネス・

ハンドブック)」が送付されます。ABO は、「ID カード」ならびに「契約書面(アムウェイ・ビジネス・ハンドブック)」を受け取った時点からビジネス活動を開始することができます。ABO は、ABO ではない者(家族を含む)にビジネス活動をさせてはいけません。ここでいうビジネス活動とは、アムウェイ商品の仕入・販売、スポンサー活動、ABO のビジネス活動の手伝い、ミーティング(ラリー、セミナーを含む)の主催、参加等の活動をいいます。オンライン・ABO 登録を利用される場合には、アムウェイが ABO 登録申請を審査・承認した時点で「ABO 番号」が発行されます。この場合、ABO は ABO 番号が発行された時点からミーティング(ラリー・セミナーを含む)の主催を除くビジネス活動を行うことができます。ただし、ABO がスポンサー活動を行うには、有効なスポンサー活動資格を有している必要があります。

3.5 資格の有効期限

新規登録された ABO の資格の有効期限は、資格登録日の翌年 12 月末日までとなります。既存登録の ABO は会社が定めた資格有効期限までの年会費を支払い、資格の更新手続きをすることによって期限が延長されます。

3.6 資格更新

ABO が資格を更新するには、資格有効期限内に所定の年会費を支払い、アムウェイの承認を得なければなりません。アムウェイが承認できない場合、納付済みの次年度年会費を直接本人に返金します。初年度年会費をお支払いの方には初年度年会費も返金します。ただし、本人がアムウェイに対して債務を負っている場合、アムウェイは払込み済みの年会費からその債務を差し引きます。なお、資格有効期限内に更新手続きを取らなかった場合、アムウェイが承認すれば、アムウェイ所定の期限後更新期間内に更新手続きを行うことにより、期限後更新をすることができます。いずれの場合も、アムウェイは自らの判断で ABO 資格の更新の可否を決定します。資格有効期限内に所定の年会費が支払われず、アムウェイ所定の期限後更新期間内にも更新手続きが行われない場合には、規則 3.9.2 ②に従い、期限後更新期間経過後にプライムカスタマーに資格が切り替わり、ABO 資格は失効します。期限後更新期間内に所定の年会費が支払われなかった場合、初年度年会費をお支払いの方でも初年度年会費は返還されません。

3.7 資格解約

3.7.1 ABO が解約する場合

ABO は、資格有効期限内であればいつでもその資格を解約することができます。後日、初年度年会費をお支払いの方には、直接解約者本人に返金します。また、次年度の年会費を納付し資格有効期限内に更新手続きを完了した後であっても、資格有効期限内に解約手続きをした場合には、初年度年会費(お支払いの方のみ)および納付済みの次年度年会費を返金いたします。

3.7.2 アムウェイが解約する場合

アムウェイは、ABO が以下のいずれかに該当すると判断した場合、その ABO 資格を解約することができます。資格解約日は、アムウェイが資格解約通知書に記載した日付とします。

- ①特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という)、健康増進法、その他関連法令に違反する行為、または犯罪など社会秩序に反する行為を行った場合。
- ②財産状態が著しく悪化した場合(破産の申し立て、支払い不能、手形・小切手の不渡り、仮差押え・仮処分・強制執行を受けたとき、または滞納処分による差押えを受けたとき、アムウェイに対する既払ボーナスの返還債務等の債務が定められた期限内に弁済されないとき等)や、成年後見制度の適用を受けるに至った場合等、健全なアムウェイ・ビジネスの継続が困難になった場合、または、アムウェイ・ビジネスを健全に運営するために必要な理解や判断を行うことができないと、アムウェイが判断した場合。
- ③アムウェイのイメージを著しく損なった場合。
- ④「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他のアムウェイの規定に違反した場合。

3.8 法人登録

法人としてアムウェイ・ビジネスを運営することを希望する ABO は所定の手続きによりアムウェイに申請し、アムウェイが承諾した上で、ABO および当該 ABO が設立した法人とアムウェイとが所定の契約を締結することにより、法人 ABO へその資格を変更することができます。アムウェイと契約できる法人はアムウェイ・ビジネスだけを事業内容とするものに限りです。

3.9 資格切替

- 3.9.1 ABO が資格切替を行う場合
ABO は、資格有効期限内であればいつでもプライムカスタマーに資格を切り替えることができます。ただし資格解約後または失効後にプライムカスタマーになる場合は新規の入会手続きが必要となります。なお、他系列への資格切替には規則 6.4.4「ポイント補償制度」が適用されます。
- 3.9.2 アムウェイが資格切替を行う場合
①登録住所の不備等により、アムウェイが ABO に「契約書面(アムウェイ・ビジネス・ハンドブック)」を交付できない場合、ビジネス活動の停止を行い、さらに、アムウェイ所定の期限後更新期間経過後に、プライムカスタマーに資格を切り替えます。再度 ABO として登録を希望する場合は、「ABO 登録トレーニング」を受講しスポンサー活動資格取得テストに合格した上で、プライムカスタマーから ABO への資格切替の手続きを取ることができますが、同じスポンサーのもとで住所等の正しい情報による登録に限りです。
②ABO が資格を更新しない場合、アムウェイ所定の期限後更新期間経過後に、プライムカスタマーに資格を切り替えます。再度 ABO として登録を希望する場合は、「ABO 登録トレーニング」を受講しスポンサー活動資格取得テストに合格した上でプライムカスタマーから ABO への資格切替の手続きを取ることができます。プライムカスタマー会員の退会の申出があった場合には、アムウェイは当該プライムカスタマー会員の退会手続きを行います。

3.10 重複登録の禁止

以下の 6 つの場合を除いて、個人、戸籍上の夫婦または登録同性パートナーが 2 つ以上の ABO 登録や ABO 登録とプライムカスタマー入会をすることはできません。

- ① ABO 同士が結婚した場合。双方の ABO 資格を維持するか、いずれかの資格を解約して維持した資格にパートナー追加するかを選択することができます。また、双方の ABO 資格を維持し、いずれかの ABO 資格もしくは双方の ABO 資格にパートナー追加することもできます。
- ② ABO 同士が規則 3.3.2「同性パートナーの登録」に則り、登録同性パートナーとなった場合。双方の ABO 資格を維持するか、いずれかの資格を解約するかを選択することができます。
- ③規則 6.5「ABO 資格の移行(販売)」に則り、またはアムウェイとの協議の上で、他の ABO 資格を買い取った場合。
- ④規則 9「資格の承継」に則り、他の ABO 資格を相続した場合。
- ⑤ブラチナム以上の資格の承継が目的であるとアムウェイが認める場合において、自身の親または祖父母の ABO 資格にパートナー追加をする場合。
- ⑥パートナーを削除する場合において、その削除の理由を考慮してアムウェイが認める場合。

3.11 資格審査

- 3.11.1 ブラチナム(PT)の資格
ABO が所定の PT 資格認定条件を達成し、資格審査後、所定の資格認定試験に合格し、「ブラチナム基本契約書」の締結をもってアムウェイが PT として正式認定します。正式認定された PT は、「契約書面(アムウェイ・ビジネス・ハンドブック)」に定める「ブラチナム規約」を遵守しなければなりません。
- 3.11.2 エメラルド以上の資格
ABO がエメラルド以上の資格を目指す際には、所定のコンプライアンス教育を受講しその内容を系列下位の ABO に対して周知し、健全なグループ構築をしていること。

- 3.11.3 資格認定
ABO が新たな資格の認定条件を達成した場合のみならず、ABO が資格の認定のための実績を達成する度に、アムウェイはその内容を審査し、正式に認定または承認するかを決めます。また、アムウェイは、資格認定に当たって、その認定の対象となる ABO ならびにその系列下位の ABO に対し、資格認定後、当該資格取得条件を未達成とするような返品等があった場合、当該資格は遡って未達成とする旨の誓約を行わせる場合があります。なお、審査に当たってアムウェイは、審査対象者やその系列下位 ABO に対し、必要な調査(商品の配送先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ABO への事情確認等)を行うことができ、調査結果が資格認定に影響する場合があります。また、SP 達成者が外国籍の場合、有効な在留カードおよび必要に応じて資格外活動許可の確認が取れる在留カードのコピーを提出していただきます。
- 3.11.4 ボーナス受給および各種インセンティブ参加に伴う審査
ABO がボーナスの受給条件および各種インセンティブの参加条件を達成した場合、アムウェイはその内容を審査することがあります。なお、審査に当たってアムウェイは、審査対象者やその系列下位 ABO 等に対し、必要な調査(商品の配送先調査、小売販売状況、ビジネス内容報告書等の審査、ABO への事情確認等)を行うことができ、調査結果がボーナスの支払いやインセンティブの参加資格に影響する場合があります。
- 3.11.5 資格の取り消し
アムウェイは、ABO が資格の認定のために達成した実績の内容を審査することがあります。アムウェイは、その実績を達成した ABO ならびにその系列下位の ABO が、規則 4.3.1 に規定された不正な販売を行ったことが判明した場合、当該資格の取り消しを行うことがあります。なお、審査に当たって、アムウェイは、審査対象者やその系列下位の ABO に対し、必要な調査(商品の配送先調査、小売販売状況調査、ビジネス内容報告書等の調査、ABO への事情確認等)を行うことができます。また、調査において不正確な報告や虚偽の報告があったことが判明した場合にも、審査対象である資格の取り消しを行うことがあります。

4. ABO の責任と義務

4.1 ABO の義務

ABO は、特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品医療機器等法、健康増進法、その他の関連法令、アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」、その他諸規則を遵守しなければなりません。必要に応じ規則の変更があり、アムウェイから広報物、ホームページ等を通じての通知があった場合にも、これを遵守するものとします。また、全ての ABO は、アムウェイの理念を実行し、誠実かつ公正なビジネスを行わなければなりません。ABO やアムウェイのレピュテーション、イメージを傷つけるような行為を行ってはなりません。またアムウェイ・ビジネスと無関係なものであっても、法令に違反する行為、違法または不正な事業活動など社会秩序に反する行為は禁止となります。

- 4.1.1 系列上位 ABO は、系列下位 ABO が法令ならびに「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせ、その違反事実を、直ちにアムウェイに報告しなければなりません。
- 4.1.2 ABO はアムウェイが行うビジネス活動に関する調査に対し、アムウェイから協力要請を受けた場合、直ちにそれに応じなければなりません。また、アムウェイより、ビジネス活動に関わる調査のため、アムウェイ所定の書面の提出を求められた場合、直ちに提出しなければなりません。調査協力も書面提出も、いずれの場合にも、ABO は、事実に基づき偽りのない情報を提出しなければなりません。
- 4.1.3 ABO は、1「序文」に定める目的を達成するためにアムウェイが必要と判断するプログラムへの参加や、テストを受け、かつアムウェイが定める条件を満たさなければなりません。

4.2 アムウェイ商品の ABO 間での売買

ABO 間でアムウェイ商品の売買ができるのは、パーソナル・グループ(21%系列を含まないグループ)内

であって、系列上位から系列下位への ABO に対するものに限られます。
従って、他の PT、GP、SP、SPS グループの ABO にアムウェイ商品の販売を行うことはできません。また、系列下位から系列上位 ABO や兄弟系列の ABO への販売は認められません。

4.3 不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止

規則 4.3.2 に定義した限定的なりテールストア(小売サービス店舗)や、規則 4.3.3 に定義した自動販売機での展示、販売は例外とし、ABO は、不特定多数に向けて、商品の小売りを主な目的とする小売店舗での販売や、オンライン上でのアムウェイ商品 / サービスを展示、販売することや、アムウェイ・ビジネスに関して、不特定多数に向けた広告、宣伝、勧誘等を行ってはなりません。
なお、オンライン上でのアムウェイの商品やビジネスに関する広告については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

4.3.1 不正な販売

ABO は、アムウェイが認めた方法でアムウェイ商品を販売しなければなりません。アムウェイが認めていない販売(以下、「不正な販売」という)は以下のとおりですが、これらに限定されません。
①規則 4.3.2 に定義した限定的なりテールストア(小売サービス店舗)および規則 4.3.3 に定義した自動販売機でのアムウェイ商品の販売以外に、商品の小売りを主な目的とする店舗で販売すること。
②オンラインプラットフォーム(インターネットサイトの店舗)や、フリマアプリ等において、アムウェイ商品を販売すること。
③①または②の行為をする可能性が合理的に予測できる第三者(アムウェイ商品の買取業者、第三者に販売する可能性が予測できる ABO のお客様や知人を含みますが、これらに限定されません)にアムウェイ商品を販売したりプレゼントしたりすること。
なお、ABO が、商品を販売したりプレゼントした後に、適切に使用できるようにフォローを十分に行わない場合、耐久消費財の保証書に必要な記載を行わない場合、適正な販売伝票を発行せず小売した場合、または合理的な範囲を超えた数量の商品を販売もしくはプレゼントした場合には、ABO のお客様や知人が買取業者もしくはオンラインプラットフォームやフリマアプリ等においてアムウェイ商品を販売する可能性を ABO が合理的に予測できたと判断することがあります。

4.3.2 リテールストア

限定的なりテールストアは、その活動が美容室・理容室、エステサロン・リラクゼーションサロン、スポーツジム、飲食店・カフェ、ペットサロン等に限定され、その店舗で提供されている商品やサービスに付随したアムウェイ商品の小売を行う店舗です。
規則 4.3 「不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止」の制限にかかわらず、ABO は次の条件の下で、アムウェイ商品を限定的なりテールストアで展示、販売することができます。
①許可を取得した ABO は、「リテールストアポリシー」で定められた限定的なりテールストアにおいて、その店舗が提供するサービスと関連がある商品を展示、販売することができます。
②許可を取得した ABO は限定的なりテールストアを所有もしくは管理し、かつアムウェイと良好な関係を築いていることが必要です。
③ABO は限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売する前に、アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出し許可を得なければなりません。限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売するための「リテールストア許可申請書」は amwaylive.com から取得することができます。アムウェイは独自の裁量で、リテールストアでの販売の許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。
④アムウェイから、限定的なりテールストアでアムウェイ商品を展示、販売する許可を取得した ABO は、限定的なりテールストアにおいてアムウェイ商品を展示、販売する人として従業員等を指定することができます。許可を取得した ABO は、指定した従業員等の作為または不作為について、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や「リテールストアポリシー」、「アムウェイ自動販売機ポリシー」「アムウェイ XS ポリシー」等その他、ABO が遵守する必要がある諸規則に基づいて、責任を負います。
⑤許可を取得した ABO は、限定的なりテールストアでのアムウェイ商品の販売が ABO およびアムウェイの評判やイメージに否定的な影響を及ぼすことがないように留意して店舗を運営することが必要です。

4.3.3 自動販売機

規則 4.3 「不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止」の制限にかかわらず、許可を取得した ABO は次の条件の下で、アムウェイ商品を自動販売機(以下、「自販機」という)で展示、販売することができます。
①許可を取得した ABO は、「アムウェイ自動販売機ポリシー」で特定されるアムウェイ商品を自販機において、展示、販売することができます。
②許可を取得した ABO が自販機を所有もしくは管理し、かつアムウェイと良好な関係を築いていることが必要です。
③ABO は自販機でアムウェイ商品を展示、販売する前に、アムウェイに「自動販売機での販売許可申請書」を提出し許可を得なければなりません。「自動販売機での販売許可申請書」は、amwaylive.com から取得することができます。アムウェイは独自の裁量で、自販機での販売を許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。
④アムウェイから、自販機で XS エナジードリンクを展示、販売する許可を取得した ABO は、自販機の運営・管理等について責任をもち、かつ、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や「アムウェイ自動販売機ポリシー」、「アムウェイ XS ポリシー」等その他、許可を取得した ABO が遵守する必要がある諸規則に基づいて、責任を負います。
⑤許可を取得した ABO は、自販機でのアムウェイ商品の販売が ABO およびアムウェイの評判やイメージに否定的な影響を及ぼすことがないように留意して自販機を管理することが必要です。

4.3.4 運用確認調査

規則 4.3.2 または 4.3.3 に基づき許可を取得した ABO は、定期的にアムウェイが実施する運用確認調査に協力するものとし、運用確認ができない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

4.4 商品販売時の義務と禁止行為

ABO はアムウェイの商品やサービスを勧めるときには、アムウェイの提供する各種の資料や商品ラベルに従って正確な情報を提供しなければなりません。また、アポイントメントのときから、氏名ならびにアムウェイの ABO であること、アムウェイ商品の販売が目的であること、商品の種類について明確に相手に伝え、「アムウェイご紹介カード」を使用して相手の同意を得なければなりません。小売販売した、あるいは、プレゼントした商品が適切に使用されるようフォローし、それでもお客様が使用されない場合にはお客様からの返品を受け付け、アムウェイへの返品手続きを行うなど、規則 4.3.1 「不正な販売」に該当しないように、最大限に努めなければなりません。
以下のような行為は禁止されています。

4.4.1 禁止されている不正な販売に関与すること。

規則 4.3.1 において不正な販売とされている店舗、オンラインプラットフォーム、フリマアプリ等でアムウェイ商品の販売を自ら行うか、第三者を介して行うか、またはそのような店舗等での販売を第三者に依頼すること

4.4.2 事実でないことを告げること。

例：商品の品質について最高・超一流の商品・無公害などの誇大な表現を使うこと

4.4.3 重要な事実を告げないこと。

例：クーリング・オフが利用できることを故意に告げないこと

4.4.4 威迫したり、困惑させたりすること。

例：むりやり購入を迫り、購入しないと危害を加えられるのではないかと不安にさせたり、戸惑わせたりすること。購入前に商品を開封して、断りづらい状況にして代金を請求すること

4.4.5 商品販売が目的であることを告げずに、一般の人が出入りしない場所で商品販売を行うこと。

4.4.6 迷惑を覚えさせるような行為をすること。

例：商品の購入をしつこく勧めたり、購入を強要したりすること

- 4.4.7 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不適当と思われる販売活動を行うこと。
- 4.4.8 相手の生活状況に照らして通常必要とされる分量を著しく超えた量の販売を行うこと。
- 4.4.9 実需の伴わない発注や発注操作等を行うこと。また、そのような行為を勧める、もしくは要求すること。
例：他人の名義で発注すること
- 4.4.10 他系列の ABO またはプライムカスタマーに対して商品を販売すること。また、他系列の ABO から商品を購入すること。
- 4.4.11 他社およびその商品、サービスを誹謗・中傷したり、それらのイメージを傷つけたりするような行為をすること。
- 4.4.12 商品に関して日本アムウェイが提供する情報以外の不正確な情報や他社商品との比較資料を用いること。
- 4.4.13 日本アムウェイ公式以外のデモンストレーションを用いること。
- 4.4.14 自家使用または自家消費向けのアムウェイ商品を小売りまたは再販すること。
- 4.4.15 返品可能期限が切れた商品、または返品可能期限内であっても賞味期限が切れた商品を小売りまたは再販すること。
- 4.4.16 恋愛相手との出会いや婚活などに目的が限定された SNS、ウェブサイト(出会い系サイト等)、アプリ(マッチングアプリ等)、イベント、集まり等を利用して、アムウェイ商品を販売する相手を見つける行為。相手の恋愛感情を利用し、もしくは親切を装うことにより商品を購入させること。
- 4.4.17 アムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売・提供・宣伝すること。ただし、所定のピン・レベルの資格を有している ABO については、別途定める「クオリティ アシュアランス・スタンダード」に従って、アムウェイが事前に承認した場合にのみ、これらの販売促進物を制作することができます。規則 A「クオリティ アシュアランス・スタンダード、ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)および BSM 活動」を参照してください。

4.5 書面の交付義務

ABO は、アムウェイ商品をお客様(プライムカスタマーが ABO からアムウェイ商品を購入する場合は、プライムカスタマーとしての購入ではなくお客様としての購入となります)や、他の ABO に販売する場合には、アムウェイ指定の販売伝票(以下「販売伝票」という)を必ず交付し、クーリング・オフを含む返品に関する規定などの重要事項の説明をしなければなりません。アムウェイ商品販売時に交付する「販売伝票」は、税法上保管を要求される7年間のみならず、その後も必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

4.6 返品・交換(100%現金返済保証制度)

アムウェイ商品を販売したお客様(ABO がプライムカスタマーに販売した場合には、プライムカスタマーに対する販売ではなくお客様に対する販売となります)や、ABO からの返品・交換の申出には誠実かつ迅速に対応しなければなりません。拒否したり、返品等ができないかのような誤解を与える説明をしてはなりません。

指定された保証期間内にお客様が 100% 現金返済保証制度や交換制度を要求するときはいつでも、ABO は直ちに(1)購入価格の全額返金、または(2)同一の商品との交換の選択をお客様に提供する必要があります。ABO は、お客様が全額返金を要求した場合は 100%現金返済保証制度の手順に従い、お客様が交換を要求した場合は交換制度の手順に従う必要があります。ABO は、購入したときと異なるスポンサー系列から返品することは禁止されています。

4.7 アムウェイ・ビジネスの妨害の禁止

アムウェイ、アムウェイ・ビジネスまたは他の ABO を誹謗・中傷・侮辱することは禁止されています。

4.8 海外のアムウェイとの関わり

- 4.8.1 ABO は、アムウェイが開業している国から他国(アムウェイがその国で開業しているかは関係ありません)へアムウェイ商品を輸出または海外のアムウェイ商品を輸入して販売することはできません。また、そのようなことをする人にアムウェイ商品を販売することはできません。ABO の自己消費を目的として、アムウェイ商品の海外への持ち出し、海外のアムウェイ商品の国内への持ち込みは以下の条件を満たす限り認められます。ただしその許容範囲は、年間で 1,000 米ドルを目安とし、本人の手荷物として運べる範囲に限定されます。
①海外へ持ち出す、または国内に持ち込むアムウェイ商品は、本人がその国の ABO 資格でその国で発注・受け取りをしていること。
②No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築している国に訪れた場合は、海外からの顧客としてではなく、当該国の ABO として発注することになります。
③耐久消費財(例：浄水器、空気清浄機など)は、いかなる場合も海外へ持ち出すことや国内に持ち込むことはできません。
④海外へ持ち出す、または国内に持ち込むアムウェイ商品が、他者へ渡されることはいかなる状況においても認められません。
⑤海外へ持ち出すアムウェイ商品は相手国の、また、国内に持ち込むアムウェイ商品は自国のマーケットで販売されていない商品に限られます。
⑥海外インセンティブ・セミナーでの購入分は、年間 1,000 米ドルの目安に含まれません。
⑦この規定をビジネス構築のための戦略として利用することはできません。
- 4.8.2 日本国内において、海外アムウェイのインターナショナル・スポンサー活動をし、その ABO 登録をさせてはなりません。
- 4.8.3 海外におけるビジネス活動に際しては、「インターナショナル・スポンサリング・ポリシー」を遵守してください。
- 4.8.4 日本の国外において、アムウェイ・ビジネスに直接的、または間接的に携わる ABO は、その国の ABO として登録している、していないにかかわらず、その国の法律、および当該国のアムウェイの規則、規制、方針、処理手続きに従う必要があります。

4.9 商品販売実績とボーナス

ABO は、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づいて、その実績に応じたボーナスを受け取ることができます。アムウェイ商品の返品があった場合には、アムウェイは「返品および交換規定」に従って、返品者ならびにその系列上位の ABO のボーナスを調整(相殺)します。

4.10 不要在庫の禁止(70% ルール)

不要在庫を持つことは禁じられています。ABO は月間購入実績の少なくとも 70% を小売販売、または自家使用により流通させなければならず(これを 70% ルールといいます。)、また残りの在庫も翌月末までに流通させなければなりません。なお、自家使用は、各 ABO の生活等の状況に照らして合理的な目的および分量の消費をいいます。

4.11 未承諾の広告メール・ファクシミリ

承諾を得ていない相手に対してアムウェイ商品またはアムウェイ・ビジネスの広告にあたる電子メールやファクシミリを送ることはできません。

4.12 デジタルコミュニケーション

デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これには全てのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール/SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ(Facebook、Instagram、X、YouTube、LINE、WeChat、WhatsApp、Snapchat など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、掲示板/フォーラム、デジタルイベント、広告などを活用しますが、この限りではありません。ABO によるアムウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的な全てのデジタルコミュニケーションには、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、その他諸規則および関連法令が全て適用されます。オンライン上の ABO 活動

については、別途定める「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。

4.13 アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの操作等

いかなる場合にも、実需の伴わない発注や発注操作を行ってはなりません。

4.14 登録情報の変更

登録情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス等)に変更があったときには、速やかにアムウェイ所定の方法で届け出てください。

また、登録情報は申請者本人の情報でなければなりません。

4.15 個人情報保護

アムウェイ・ビジネスによって知り得た個人情報(アムウェイから提供を受けた個人情報を含み、以下「個人情報」という)の取り扱いについては、以下の事項を遵守しなければなりません。この規定は ABO 資格の解約または失効後も効力を有するものとします。

4.15.1 個人情報を取得する際には、アムウェイ・ビジネスに利用するというだけでなく、どのように利用するのかを相手が具体的に理解できるように、個人情報の利用目的を十分に説明するとともに、適法かつ公正な手段によって取得してください。

4.15.2 個人情報をアムウェイ・ビジネス以外の目的で利用することはできません。

4.15.3 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために必要な措置を講じなければなりません。また、アムウェイが個人情報の管理状況について調査をする場合には、この調査に協力します。

4.15.4 個人情報を、本人の同意なく第三者に開示・提供してはいけません。また、個人情報を他の人と共有することも、本人の同意を得た上で記録をとっていなければ行ってはいけません。さらに、個人情報をインターナショナル・スポンサーおよび海外の系列上位 ABO に提供する場合には、提供する ABO が、該当本人に、インターナショナル・スポンサー等のいる外国名を知らせ、その国の個人情報保護に関する法制度を個人情報保護委員会ホームページ(<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>) から確認できることを伝えた上で、開示・提供について該当本人の同意を得てください。なお、個人情報保護委員会ホームページにおいて法制度が確認できない国については、アムウェイにお問い合わせください。

4.15.5 ABO は、個人情報の第三者への開示・提供・共有に関して該当本人の同意を得ている場合であっても、ABO が開示等を行う第三者が、取得した個人情報をさらに他の人に無断で提供する可能性や適切に管理できない可能性があることを認識している場合には、そのような人に個人情報を開示・提供・共有してはいけません。

4.15.6 個人情報の紛失、漏えい、不正アクセス等の事故が生じた場合には、直ちにアムウェイに対し報告しなければなりません。
また、次の場合には、事故発生から5日以内に、個人情報保護委員会(参考：個人情報保護委員会ホームページ <https://www.ppc.go.jp> ▶個人情報保護法等▶漏えい等の対応とお役立ち資料)へ報告するとともに、漏えい等した個人情報の該当本人に通知しなければなりません。
①本人の要配慮個人情報(社会的身分・病歴・犯罪歴など特に取り扱いに配慮を要する情報)の漏えい等
②本人に経済的な損失をもたらすおそれのある情報の漏えい等
例)代理発注権限のある方の amwaylive.com ログイン ID とパスワードが漏えいした場合
③不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等
例)フィッシングやハッキングの被害に遭った場合
④ 1000 人を超える個人情報の漏えい等

4.16 現金取引の原則

アムウェイ商品の購入・販売は以下の場合を除き、現金取引です。ABO は、アムウェイの商品購入および販売において、クレジットやローン等の消費者信用のあっせんをすることはできません。

4.16.1 ABO がアムウェイ商品をアムウェイから購入する際には、アムウェイが認める商品、範囲および方法で、クラブアムウェイカード、アムウェイカード、アムウェイ指定の一般クレジットカードおよびアムウェイ・ショッピングクレジットを利用することができます。
利用に際しては、次の事項を遵守しなければなりません。
①クレジットカードで購入、もしくは分割払いしたアムウェイ商品は、自家使用のために購入されなければなりません。小売りのための仕入れやプレゼント、サンプリング等のための仕入等に使うことはできません。
②名義の貸し借り(家族間の貸し借りも含む)、架空名義の使用、虚偽の内容での申請等、不正なクレジット取引を行ってはなりません。
③発行会社が定める会員規約等を遵守しなければなりません。
④クレジットカードを利用したキャッシング、ローン、リボルビング払い等によりアムウェイ商品の購入資金を借り入れてはなりません。
⑤クレジットカードを利用して一括払いでアムウェイ商品を購入した後に分割払いやリボルビング払い等に支払方法を変更してはなりません。

4.16.2 ABO がアムウェイ商品をアムウェイから購入する際には、アムウェイ後払いを利用することができます。
利用に際しては、次の事項を遵守しなければなりません。
①アムウェイ後払いで購入したアムウェイ商品は、自家使用のために購入されなければなりません。小売りのための仕入れやプレゼント、サンプリング等のための仕入等に使うことはできません。
②パートナー登録している場合、ご登録いただいている筆頭の方の名義以外ではアムウェイ後払いはご利用いただけません。
③後払い決済サービス事業者が定める規約等を遵守しなければなりません。
④期限内の支払いが確認できない場合、アムウェイ後払いを利用できなくなることがあります。

4.16.3 ABO がアムウェイ商品を販売する際には、キャッシュレス決済のうち、前払い決済方式(プリペイド方式)および即時払い決済方式(リアルタイムペイ方式)を利用することができます。

5. スポンサーの責任と義務

5.1 スポンサーの義務

全ての ABO は、自分自身のアムウェイ・ビジネスに責任があります。スポンサーや系列上位 ABO(PT 含む)からの適切なサポート、トレーニング、モチベーションもグループの持続的な成長のために必要です。一方で、スポンサーや系列上位 ABO (PT 含む)は、系列下位 ABO のビジネスの独立性や個人の努力を妨げる行為や、アムウェイと各 ABO 間への不適切な介入を絶対に行ってはなりません。そのような行為はアムウェイ・セールス & マーケティング・プランの不正操作ともみなされます。アムウェイは、スポンサーや系列上位 ABO (PT 含む)の関与が適切であり、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に準拠しているかどうかを判断するための審査権限を有します。行き過ぎた関与やセールス & マーケティング・プランの不正操作が認められた場合、資格不認定および／または「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づいて適切な措置を講じます。スポンサーや系列上位 ABO (PT 含む)は以下に定められているとおり、適切なサポートを提供してください。エメラルドまたはダイヤモンドの資格を持つ ABO は、下記の規則 5.4.5 に従い、系列下位のエメラルドまたはプラチナムと連携しながら、そのグループの ABO をサポートし、コミュニケーションを取る必要があります。

スポンサーや系列上位 ABO (PT 含む)は以下のようなサポートを提供してください。

- ①プロスペクト(ABO 登録に興味があるプライムカスタマーを含む)／新規 ABO にアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを説明する。
- ②グループの ABO に継続的にビジネスや商品のトレーニングを提供する。
- ③グループの ABO の個人事業主としての権利を保護する。
- ④グループの ABO にアムウェイ主催のミーティングやイベントに参加するように働きかける。
- ⑤グループの ABO に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や関連法令、ビジネスマナー、ビジネス構築のベスト・プラクティスなどについて教育する。
- ⑥プロスペクト(ABO 登録に興味があるプライムカスタマーを含む)／新規 ABO の家族や友人などへも配慮したビジネス活動を行うよう教育する。

- 5.1.1 スポンサーは、スポンサー活動を行おうとしている相手が規則 3.1「資格取得申請条件」(3.1.3、3.1.4 を除く)を満たしていることを確認してください。
- 5.1.2 スポンサーはプロスペクト(ABO 登録に興味があるプライムカスタマーを含む)が ABO として登録する前に、規則 3.1「資格取得申請条件」を満たしていることを確認してください。
- 5.1.3 プライムカスタマー制度を紹介するためのアポイントメントの際は、「アムウェイご紹介カード(プライムカスタマー)」を使用し、スポンサーはスポンサーする相手に以下のことを説明し、同意を得る必要があります。
- ①自身の氏名
 - ②アムウェイの ABO であること
 - ③プライムカスタマー制度の紹介をしたいこと
 - ④アムウェイ商品の種類
- 5.1.4 ABO 登録への勧誘に先立つアポイントメントの際は、「アムウェイご紹介カード(アムウェイビジネスオーナー)」を使用し、スポンサーはスポンサーする相手に以下のことを明示し相手が勧誘を受けるという認識を持つようにした上で同意を得る必要があります。
- ①自身の氏名
 - ②アムウェイの ABO であること
 - ③アムウェイ商品を購入し使用して、気に入った商品を紹介するアムウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること
 - ④アムウェイ商品の種類
 - ⑤更新時の年会費の負担について
 - ⑥ABO は、アムウェイやその関連会社と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること
- 5.1.5 スポンサーは、「アムウェイご紹介カード(アムウェイビジネスオーナー)」で同意を得た相手が ABO として登録する前にアムウェイ・ビジネスの説明を行わなければなりません。説明する際には、最新の「概要書面(アムウェイ・ビジネス概要)」を受領したことを確認し、アムウェイ発行の販売促進資料、視聴覚資料、広報物等を利用して、アムウェイ・ビジネスおよびアムウェイ・セールス & マーケティング・プランとその他報酬制度を、正確に誤解を与えないように誠実に説明しなければなりません。以下の重要事項は十分に説明し、理解してもらってください。
- ①資格には有効期限があり、会社が定める有効期限までの年会費が必要であること。
 - ②アムウェイ・ビジネスでの収入は、努力に見合った報酬であり、収入が保証されているものではないこと、スポンサー活動だけでは収入を得ることができないことを説明しなければなりません。また、ABO の収入は、アムウェイが公表した最新の平均ボーナス取得額を使い説明をしてください。以下の例のような事実と異なる表現、誤ったビジネス方法の説明をしてはなりません。
- 例：・努力しなくても収入がとれる
- ・すぐに成功する
 - ・自分がフォローするのであなたは仕事をしなくてもよい
- ③アムウェイ・ビジネスは無理のない自己資金の範囲で行うべきものであること。
 - ④クーリング・オフ、100%現金返済保証制度、在庫商品引取制度や、ABO 資格解約について。
 - ⑤商品の種類や性能、品質について。
 - ⑥その他、ABO 登録や商品購入の判断に影響を及ぼす事項について。
 - ⑦アムウェイ・ビジネスは誰に対しても独占的なビジネス活動の権利を与えるものではなく、また、全ての ABO はそのビジネス活動において活動地域の制限を受けないことを正しく説明してください。ただし、海外におけるスポンサー活動については「アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていない ABO 活動に関するポリシー」が適用されることも併せて説明してください。
- 5.1.6 プライムカスタマー入会、ABO 登録申請、「ABO 登録トレーニング」の受講、スポンサー活動資格取得テストの回答、パートナー追加削除、商品発注など、その他全てにおいて代理での申請(手続き)を行ってはならず、申請者自身が手続きを行わなければなりません。また申請者本人以外の氏名や住所、電話番号等で登録させることはできません。

- 5.1.7 アムウェイ所定の「ABO 登録トレーニング」を受講しテストに合格した上で登録した ABO 以外の ABO がスポンサー活動をするためには、スポンサー活動資格を取得しなければなりません。スポンサー活動資格を取得するためには、スポンサー活動資格取得前に、「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、所定のテストに合格することが必要です。また、スポンサー活動資格は毎年更新する必要があります。ABO (「ABO 登録トレーニング」を受講しスポンサー活動資格取得テストに合格した上で ABO 登録した ABO を含む)がスポンサー活動資格を更新するためには、毎年 10 月以降に、「アムウェイ・ビジネス・セミナー」を受講し、所定のテストに合格することが必要です。
- 5.1.8 アムウェイは、ABO 番号(プライムカスタマーの場合はお客様番号)・氏名・住所・電話番号・購入および返品実績等の個人情報を取り扱います。スポンサーは、ABO 登録申請者に対しては「概要書面(アムウェイ・ビジネス概要)」、プライムカスタマー入会申請者に対しては「アムウェイ カタログ」に記載された、「個人情報の取り扱いについて」を説明し、申請者の同意を得てください。

5.2 スポンサー活動における禁止行為

- アムウェイ・ビジネスへの勧誘や商品の紹介、プライムカスタマー制度の紹介などアムウェイに関連した目的以外の目的(例：料理教室、メイク教室、各種イベント・パーティー等)を伝えて誘った相手にアムウェイ商品を勧めたり、スポンサリングすることはできません。また、相手からの質問には率直さをもって、正直、誠実に答えてください。
- 系列上位など他の ABO が同席するときには、その旨を事前に相手に伝えてください。ABO やプライムカスタマーをスポンサリングするときおよび他の ABO に対し教育等をするとき、以下の行為は禁止されています。
- 5.2.1 アムウェイ・ビジネスへの勧誘、またはプライムカスタマー制度の紹介が目的であることを告げずに、一般の人が出入りしない場所でスポンサリングすること。
- 「一般の人が出入りしない場所」の例：
- ・日本アムウェイ本社やプラザの会議室
 - ・ABO のオフィスや自宅
 - ・貸切の飲食店、集会所、ホールなど
- 5.2.2 アムウェイ商品の購入を強要したり、義務付けたりすること。また、仕入れ・在庫・販売等のノルマを課したり、ビジネス活動を強要したりすること。
- 5.2.3 規則 3「ABO 資格」ならびに「アムウェイ プライムカスタマー規約」に違反するような ABO 登録申請ならびにプライムカスタマー入会手続きを手伝ったり、示唆したりすること。また、規則 3.1「資格取得申請条件」(3.1.3、3.1.4 を除く)で定める条件を満たさない者に対し、スポンサー活動をしたり、アムウェイ・ビジネスに関するミーティングに参加させたりする等 ABO 登録に関するビジネス活動を行うこと。
- 5.2.4 本人に無断で ABO に登録したり、プライムカスタマーに入会させたり、アムウェイから商品購入を行ったりすること。
- 5.2.5 事実ではないことを告げること。
- 例：
- ・規則 5.1.5「初めて勧誘する際に重要事項を説明すること」に規定する重要事項について、事実でないことを告げること。
 - ・「高収入がすぐに得られる」「すぐに儲かる」というような断定的な言い方をする。
- 5.2.6 重要な事実を告げずに勧誘すること。
- 例：
- ・規則 5.1.5「初めて勧誘する際に重要事項を説明すること」に規定する重要事項について告げないこと。
 - ・「年会費が必要であること」「クーリング・オフを行えること」等を告げないこと。

- 5.2.7 威迫したり困惑させたりすること。
例：
 - 「ABO 登録してもらわなくては困る！」と声を荒げ、戸惑わせること。
 - 解約を申し出ている ABO に、解約を拒否したり、解約できないかのような誤解を与えたりすること。
 - アムウェイ・ビジネスの仕入れのための借入を勧めたり、あっせんしたりすること。
- 5.2.8 迷惑を覚えさせるような行為をすること。
例：昼夜を問わずしつこく電話で勧誘すること。
- 5.2.9 深夜のミーティング開催により、参加者や会場周辺に迷惑をかけること。
- 5.2.10 相手の知識、判断力、経験や財産の状況に照らして不適当と思われる勧誘活動を行うこと。
- 5.2.11 プライムカスタマー等、ABO 資格のない方に、販売またはスポンサー活動をさせること。
- 5.2.12 スポンサー系列の操作を行うこと。そのような行為を勧める、もしくは要求すること。
- 5.2.13 本来のスポンサー以外の ABO の下で登録することを勧める、もしくは要求すること。
- 5.2.14 他人にアムウェイ商品の購入資金の借入れを勧めたり、購入資金の提供をしたりすること。「資金の借入れ」とは、各種ローン、クレジットサービス会社からの借入れ、個人間の貸し借りなどを指します。
- 5.2.15 他系列の ABO やプライムカスタマーをスポンサーすること。またはそのために勧誘すること。
- 5.2.16 恋愛相手との出会いや婚活などに目的が限定された SNS、ウェブサイト(出会い系サイト等)、アプリ(マッチングアプリ等)、イベント、集まり等を利用して、アムウェイ・ビジネスへ勧誘する相手やアムウェイ商品を販売する相手を見つける行為。相手の恋愛感情を利用し、もしくは親切を装うことにより登録や商品購入させること。

5.3 アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていない ABO 活動に関するポリシー

アムウェイが開業していない国でビジネス活動を行うことはできません。万一、これらの活動があった場合、アムウェイは ABO 資格解約処分やビジネス活動の停止などの措置を行う場合があります。詳細については、「アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていない ABO 活動に関するポリシー」をご確認ください。

5.4 プラチナムの義務

ABO が「プラチナム資格認定審査」ならびに「プラチナム資格認定試験」に合格すると正式にプラチナムとして認定されます。正式認定されたプラチナムは、アムウェイが別途定める「プラチナム規約」を遵守しなければなりません。プラチナム以上の ABO の資格および特典を獲得し保持するには、ABO は最初に資格を取得し、その後各会計年度で再度資格を取得する必要があります。資格の認定および再認定の要件は、「概要書面」または amwaylive.com に規定されています。これには以下が含まれています。

- 5.4.1 「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、プラチナム規約およびその他諸規則を遵守し、グループ内の他の ABO も遵守するよう指導と奨励を行う。
- 5.4.2 グループの ABO にトレーニングを提供する。
- 5.4.3 正式に登録を完了した ABO を励ます。
- 5.4.4 アムウェイ・ビジネスおよび 100% 現金返済保証制度を含むアムウェイ商品の運用について、グループの ABO にトレーニングを行う。

- 5.4.5 エメラルドまたはダイヤモンドの資格を持つ ABO は、系列下位のエメラルドやプラチナムのグループ ABO に対して、以下の追加義務を負うものとします。
 - ①ビジネスの成功を向上させるために、コンサルティングおよびサポートを提供する。
 - ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の遵守を促進させる。

6. スポンサー系列の保全

6.1 アムウェイ以外でのネットワーク利用の禁止

アムウェイのネットワークは、アムウェイ・ビジネスを紹介していくためのアムウェイ固有の財産であり、ABO はこのネットワークを他の目的に利用したり、このネットワークに関する情報を第三者に開示したりすることはできません。

この禁止規定は ABO 資格失効後も効力を有します。なお、未登録の配偶者がこれらの違反行為を行った場合には、登録のある ABO がその責任を負い、措置を受けます。また、過去に夫婦、親子、同性パートナー等でパートナーを組んでいて、その一方が脱退した場合、脱退したパートナーがこれらの違反行為を行った場合も同様に、残留したパートナーがその責任を負い、措置を受けます。過去に ABO 登録していた場合、その後資格切替をしたとしても、系列保全の考え方が適用されます。不正に登録や解約をしているとアムウェイが判断した場合は、措置対象となります。以下のような行為は禁止されています。

- 6.1.1 アムウェイ商品以外の商品や役務を他の ABO またはプライムカスタマーに直接的、間接的にかかわらず、勧めたり販売したりすること。
- 6.1.2 アムウェイ・ビジネスに関係のない活動(政治・宗教・他社ビジネス等、ただしこれらに限りません)のために、直接的、間接的にかかわらず、アムウェイのネットワークを利用すること。

6.2 資格の再申請

以前 ABO であった者またはその配偶者が資格取得の再申請をする場合、元のスポンサーとその系列が資格解約時または失効時と同一であれば、いつでも再申請することができます。ただし、規則 3.1「資格取得申請条件」を全て満たす必要があります。なお、(再)申請時点で元のスポンサーの登録が抹消されている場合、抹消された ABO の最初の系列上位の、現在資格が有効な ABO の下であればいつでも(再)申請することができます。ただし登録の変更により、ABO の系列やグループを戦略的に変更することはできません。なお、インターナショナル・スポンサー系列が関係する資格の再取得については、インターナショナル・ビジネスに関する世界共通のルールが適用されます。

6.3 解約・失効後のスポンサー系列

ABO 資格が解約または失効となった場合、原則として、その ABO がスポンサリングした全ての ABO ならびにプライムカスタマーは、スポンサー系列の直近上位に移行します。ただし、21%グループを 2 系列以上持つ ABO の資格が解約または失効となる場合、またはアムウェイが必要と判断した場合には、アムウェイが直接管理します。

6.4 スポンサー系列の移動

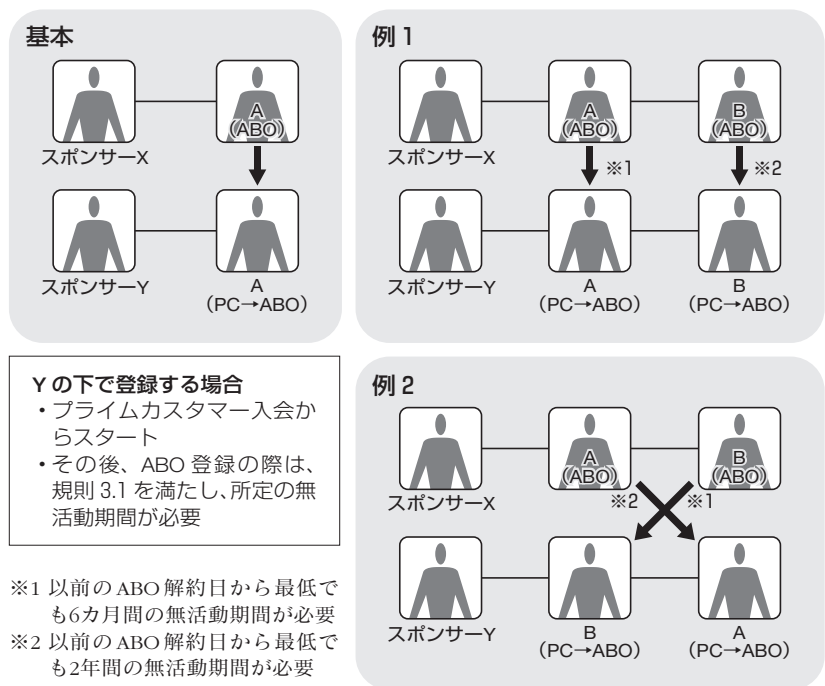
一度、ABO 登録した者は、原則として他のスポンサーの下では登録することはできません。別のスポンサーの下で登録を(再)申請する場合には、以下の 6 カ月または 2 年間の無活動期間が必要となります。さらに、ABO として再申請する場合は、規則 3.1「資格取得申請条件」を全て満たす必要があります。これらの条件に違反した(再)申請による登録が発覚した場合、アムウェイは、スポンサー系列の長期保全のため、その ABO と下位の ABO ならびにプライムカスタマーの全部または一部を、元のスポンサー系列に戻すことができます。また、無活動期間中は、ボーナスや小売利益の受領は発生し得ません。

- 6.4.1 6 カ月無活動ルール
かつて ABO であった者(または未登録の配偶者を含む)が ABO 解約後、新しいスポンサーの下で資格取得申請する場合、申請者は以前の ABO 解約日から最低でも 6 カ月間の無活動期間が必要となります。プライムカスタマー退会後の場合は、すぐに新しいスポンサーの下でプライムカスタマーとして(再)申請することはできますが、2 カ月のポイント補償に係る場合があります。ABO へ資格を変更する場合は以前の ABO 解約日から最低でも 6 カ月間の無活動期間が必要と

なります。(図 1)

- 6.4.2 2 年間無活動ルール
かつて ABO であった者[B] (または未登録の配偶者を含む) が、かつて[B] が所属していた系列上の ABO [A] が現在登録している他のスポンサー系列で新たに資格を取得するには、[B] は、以前の ABO 解約日から最低でも 2 年間の無活動期間が必要となります。ただし、[A] の登録より 2 年間に上経過している場合は、規則 6.4.1 「6 カ月無活動ルール」が適用されます。(図 1)
- 6.4.3 無活動の定義
無活動期間中はビジネス活動を行うことができません。ビジネス活動とは、オンライン、オフラインともに以下の活動を含みますが、この限りではありません。
①商品の仕入れ・販売活動
②スポンサー活動
③ボーナスや小売利益の受領
④アムウェイや ABO が開催する各種ミーティングへの参加
⑤アムウェイに関する各種ミーティングの開催
⑥他の ABO のビジネス活動のサポート
- 6.4.4 ポイント補償制度
資格切替において他のスポンサーの下で登録する場合は、無活動ルールに代えて所定のポイント補償制度を適用します。ポイント補償制度とは、資格を切り替えた月と、その翌月以降 2 カ月間は、元のスポンサーに PV を計上するもので、系列保全の理念より生まれたルールです。ABO からプライムカスタマー、プライムカスタマーからプライムカスタマーへ資格切替した場合のポイント補償の終了は 2 カ月後の翌月初めのボーナス計算の確定後です。
①プライムカスタマーを退会した場合、プライムカスタマー退会日以降、翌月よりの 2 カ月間に他のスポンサーの下でプライムカスタマーに入会した場合、元のスポンサーにポイントを計上します。
②過去に ABO だったプライムカスタマーが退会し、再度プライムカスタマー入会する場合は、ポイント補償に加え、規則 6.4.1 「6 カ月無活動ルール」あるいは 6.4.2 「2 年間無活動ルール」も適用される場合があります。
③正式な資格切替手続きを行わずにスポンサー変更を伴う新規登録を行った場合、アムウェイはその状況が判明した日から遡って 2 年以内の登録の資格に対するポイント補償をします。
④ポイント補償期間中は資格とスポンサーの変更はできません。
- 6.4.5 夫婦の登録
夫婦の場合には、そのどちらかが無活動期間にあるときには、その配偶者も ABO 登録をすることはできません。また、登録に当たって夫婦双方が無活動ルールを守っていなければなりません。
- 6.4.6 異議申し立て
ABO 資格取得の(再)申請者が規則 6.4.1「6 カ月無活動ルール」～6.4.4「ポイント補償制度」を守っていなかった場合、かつての系列上位の ABO は異議の申し立てをすることができます。ただし、異議の申し立ては、アムウェイがその(再)申請を受けた日から 2 年以内に限ります。

図 1



6.5 ABO 資格の移行(販売)

ABO は、別の ABO にその ABO 資格を販売することができます。なお、アムウェイでは、資格の売買契約内に特定の売買条件を盛り込むことを義務付けています。この売買条件、ならびに売買契約の参考書式は、アムウェイより入手することができます。
系列保全のため、保有する ABO 資格を売却したい ABO は、以下に定める優先順位に基づき、ABO 資格の売却を提案する必要があります。また、ABO 資格の購入を希望する ABO は、以下一連の規則に定められた条件を全て満たさなければなりません。

- 6.5.1 ABO 資格を購入できる第一候補者は、インターナショナル・スポンサーです。売買交渉中の購入権は、ABO 資格を売却したい ABO が承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)を全て満たすインターナショナル・スポンサーが有します。インターナショナル・スポンサーが ABO 資格を購入するためには、日本において、ABO として活動するための条件を満たさなければなりません。また、スポンサー活動や商品の購入・販売等により、日本で積極的なビジネス活動を行う必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
- 6.5.2 第一候補者が ABO 資格の購入権を行使しなかった場合は、日本でのフォスター・スポンサーが第二候補者となります。また、ABO 資格を売却したい ABO にインターナショナル・スポンサーがいない場合、売買交渉中の購入権は、スポンサーが有します。フォスター・スポンサーおよびスポンサーは、ABO 資格を売却したい ABO が承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)を全て満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
- 6.5.3 第一および第二候補者により ABO 資格の購入権が行使されなかった場合、売却したい ABO が個人的にスポンサーした ABO を、第三候補者として購入権を有します。第三候補者は、ABO 資格を売却したい ABO が承諾した正式な売却提案の条件(価格を含む)を全て満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。

- 6.5.4 第一、第二および第三候補者により ABO 資格の購入権が行使されなかった場合、ABO 資格を売却したい ABO の系列上位または系列下位に位置するプラチナム (PT) 以上で、直近ダイヤモンドまでの ABO が、第四候補者として購入権を有します。第四候補者は、ABO 資格を売却したい ABO が承諾した正式な売却提案の条件 (価格を含む) を全て満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
- 6.5.5 上記に定めた、いずれの候補者も ABO 資格を購入しなかった場合、ABO 資格の購入権は、系列を問わず、健全なビジネスを遂行する全ての ABO が有することになります。この場合も、購入権を有する者は、ABO 資格を売却したい ABO が承諾した正式な売却提案の条件 (価格を含む) を全て満たす必要があります。なお、アムウェイは独自の判断で、この売買を承諾、または拒否する権利を有するものとします。
- 6.5.6 ABO 資格を購入する ABO は、アムウェイによって定められた条件を満たし、かつ健全なビジネスを遂行している必要があります。売買は全て、アムウェイによるレビューと承認が必要となり、この手続きを経て初めて売買は有効となります。アムウェイは独自の判断で、売買を承諾または、拒否する権利を有するものとします。アムウェイが売買契約を受領し承認するまでは、ABO 資格の登録者の変更等は認められません。
- 6.5.7 ABO は、当初の売却提案で ABO 資格が売却できなかった場合に引き続き ABO 資格を売却したい場合は、新たな売却提案を作成する必要があります。その場合の購入権は、改めて上記に定める第一候補者から順に付与されます。
- 6.5.8 ABO 資格を購入する ABO はアムウェイが定めた次の各条件を満たしている必要があります。条件が満たされていない場合は、購入に関する交渉は破棄されるか、購入権は行使されなかったものとみなされます。
- ①アムウェイ・セールス & マーケティング・プランおよびアムウェイ・ビジネス・オポチュニティに関して正しいかつ完全な理解 / 十分な知識を有していること。
 - ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に関する正しいかつ完全な理解を有しており、ルールを遵守してビジネスを行う意思を有していること。
 - ③購入する ABO 資格のビジネスに対し、必要なトレーニングやサポートを提供できるだけの資源を有していること。
 - ④購入する ABO 資格のビジネスに影響を与えるマーケットに関する知識を有していること。
 - ⑤購入する ABO 資格のビジネスに悪影響を与えるような紛争・対立問題に関与していないこと。

6.6 離婚・パートナーシップの解消

パートナーシップを組んでいる夫婦が離婚する場合または登録同性パートナーが同性パートナーシップを解消する場合は、どちらか一方がビジネスを継続し、もう一方はパートナー削除を行わなければなりません。また申出により夫婦のパートナーシップ、親子のパートナーシップ、祖父母と孫のパートナーシップ、または登録同性パートナーシップを解消する場合も、どちらか一方がビジネスを継続し、もう一方はパートナー削除を行わなければなりません。登録同性パートナーシップを含む、いずれのパートナーシップにおいても、パートナーの一方が死亡した場合 (複数のパートナーであればパートナーが 1 名となった場合) は、パートナーシップは解消され、他方の ABO の資格 (残った 1 名の ABO の資格) となり、当該 ABO がビジネスを継続します。離婚や同性パートナーシップの解消の場合に、資格の分割を希望する場合には、規則 6.6.2 「離婚分割・同性パートナーシップの解消による分割」の定めに従わなければなりません。同性パートナーシップの関係を維持したままで、登録同性パートナーを解消する場合には、両者が署名をした「パートナー追加・削除申請書」を提出しなければなりません。

なお、いずれの場合も、パートナーの削除は、アムウェイの承認を得なければなりません。また、いずれの場合も、規則 3.10 「重複登録の禁止」が適用され、同規則⑥に従い例外的に重複登録が認められる場合を除き、2 つ以上の ABO 資格を維持することはできません。

- 6.6.1 離婚後・同性パートナーシップ解消後の再登録
離婚が成立または同性パートナーシップを解消したことにより、パートナーの一方が離婚前または同性パートナーシップ解消前に登録していた ABO 資格を離れ新たに ABO 登録するときには、無活動ルールは適用されず、すぐに登録を申請することができます。ただし、新たに登録した ABO の下に、以前の系列上位または下位の ABO が規則 3.1 「資格取得申請条件」を満たした上

で (再) 登録を希望する場合には、規則 6.4.2 「2 年間無活動ルール」が適用されます。離婚後の再登録は、離婚を証明する公的な書面の提出が必要です。また、同性パートナーシップ解消後の再登録は、地方自治体が発行するパートナーシップ解消証明書、もしくは、同性パートナーシップを解消したことを両当事者が誓約する署名入りの誓約書等の提出により同性パートナーシップが解消されたことが確認できれば、離婚後の再登録と同様に、無活動ルールは適用されません。

- 6.6.2 離婚分割・同性パートナーシップの解消による分割
離婚成立後または同性パートナーシップの解消後、30 日以内に、アムウェイに ABO 資格の分割を希望する旨を通知しなければいけません。分割は元の ABO 資格を夫婦の一方または登録同性パートナーの一方が引き継ぎ、他方が同スポンサーの下で新規登録した場合に限り、系列下位グループをフロント系列から 2 つに分割することができます。その場合においても、21% 系列は元の ABO 資格の下に残さなければいけません。
- 同性パートナーシップ解消後に ABO 資格を分割する場合は、地方自治体が発行するパートナーシップ解消証明書、もしくは、同性パートナーシップを解消したことを両当事者が誓約する署名入りの誓約書等の提出により同性パートナーシップが解消されたことが確認できれば、離婚分割と同様の取り扱いが可能です。
- アムウェイは、その ABO が正式に離婚したこと、または同性パートナーシップを解消したこと、分割内容が系列の ABO に悪影響を与えないことを確認した上で、その分割を承認または拒否することができます。なお、上記 30 日以内に通知がない場合、アムウェイは、その ABO がビジネス活動を行うことが困難であると判断し、アムウェイがその ABO 資格を管理することができます。また、分割方法につき当事者間の合意が得られない場合は、アムウェイはその ABO 資格を解約することができます。

6.7 競合他社への登録と勧誘

- 6.7.1 ABO はアムウェイとの契約期間中、他のダイレクトセリングのビジネス機会を提供するビジネスやサービスに個人事業主または契約者として直接間接を問わず、そのビジネスを所有、管理、運営、コンサルティング、関与、従事または継続しないことに同意するものとします。
- 6.7.2 プラチナム以上の資格を有していたことのある ABO が解約した場合は、解約後 6 カ月間、他のダイレクトセリングのビジネス機会を提供するビジネスやサービスに個人事業主または契約者として、直接間接を問わず、そのビジネスを所有、管理、運営、コンサルティング、関与、従事または継続しないことに同意するものとします。
- 6.7.3 プラチナム以上の資格を有していたことのある ABO が解約した場合は、解約後 2 年間、アムウェイの ABO に対して、他のダイレクトセリングのビジネス機会を提供するビジネスやサービスについて、所有、管理、運営、コンサルティング、個人事業主もしくは契約者として活動、従事または継続することへ、直接間接を問わず、奨励、勧誘または誘導したり、勧誘または誘導を試みたり、その他の方法で誘引しないことに同意するものとします。

7. クオリティ アシュアランス・スタンダード、ビジネス・サポート・マテリアル (BSM) および BSM 活動

7.1 クオリティ アシュアランス・スタンダード (QAS)

クオリティ アシュアランス・スタンダード (QAS) は、アムウェイが発行し、適宜改正する文書であり、プログラム・スタンダードおよびコンテンツ・スタンダード (これらは QAS において定義づけられます) から構成されています。QAS は BSM、ABO のコミュニケーション、およびアムウェイ・ビジネスに関連する記述の際に必須のプロセス、要件、題材、メッセージング、コンテンツ、資料を総括して含みます。

ABO は、全ての BSM、BSM 活動、およびアムウェイ・ビジネスのあらゆる面からのあらゆるコミュニケーションにおいて QAS を遵守しなければなりません。アムウェイ・ビジネスのコミュニケーションには、アムウェイ商品、アムウェイ・ビジネス・オポチュニティ、およびアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを含みますが、これだけに限定されません。QAS は、これらの「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に完全に組み込まれ、その一部として強制力があります。

7.2 ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)および BSM 活動

ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)は、全ての商品とサービス(書籍・雑誌・フリップチャートその他の印刷物、オンライン文書、ウェブサイト、オーディオ・ビデオ・デジタル媒体、ラリー・ミーティング・教育セミナーを含みますが、これだけに限定されません)であり、以下を意味します。

- ・プロスペクトにアムウェイ商品を勧め、教えることを目的とし、または ABO をサポートし、トレーニングし、モチベーションを与え、教育することを目的とする商品とサービス。
- ・一つ以上のアムウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアムウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産が使用されている商品とサービス。
- ・その他、アムウェイとの関連が明示または暗示されて提供される商品とサービス。「アムウェイにより提供」という前おきなしに BSM という用語が使用されている場合、それはアムウェイ以外が提供する BSM のみを意味します。BSM の定義は、広義に解釈をします。

BSM 活動は、BSM の開発、制作、管理、プロモーション、マーケティング、販売、および供給、ならびに BSM による報酬に関連する全ての活動を意味します。

BSM および BSM 活動は、以下の場合に認められます。

- ・全てのクオリティ アシュアランス・スタンダード、ならびに適用される「アムウェイ倫理綱領・行動規準」およびデジタルコミュニケーション・スタンダードを遵守し、
- ・BSM のプロモーション、マーケティング、販売または供給の前に、QAS に従って、レビューのために、BSM がアムウェイに提出され、
- ・BSM がアムウェイにより許可され、
- ・承認番号が BSM の適切な位置に表示されている場合、アムウェイは BSM を許可すべきかをその裁量にて決定します。アムウェイは BSM の購入を誰に対しても強制しませんが、BSM をビジネスの成功や目標達成に役立つものであると考える ABO もいます。BSM はあくまで任意であり、BSM をプロモーション、使用、販売または供給する ABO は、「購入は全くの任意であり、BSM を購入する ABO は理由を問わず BSM を返品して、QAS の返品規定に従い全額返金を受けることができること」を分かりやすく表示しなくてはなりません。ABO が BSM の購入を強制されることがあってはなりません。BSM を購入または販売しないことを選択した結果、系列上位または系列下位の ABO により不利な立場に置かれることがあってはなりません。ABO は、BSM が ABO によって制作されたか、第三者によって制作されたかにかかわらず、BSM の販売による報酬、インセンティブ、または利益を受け取ることはできません。BSM を実費のみで販売し、いかなる場合でもアムウェイが承認した価格を上回って販売することはできません。販促品を提供することも禁止されています。資料やイベントの価格設定に関する、より具体的な指示については QAS を参照してください。

BSM を ABO 以外に販売しないこと、BSM の購入を ABO になるために必要なものと位置づけないことを強く推奨します。アムウェイは、いかなる BSM をも推奨しません。

7.3 BSM 価格および収支報告書

BSM 活動において経費を上回る収益を得ることはできません。BSM の種類にかかわらず、提供される商品、サービス、情報に対して QAS に従い公正かつ適切な価格を設定してください。BSM の価格設定に関する詳しい情報については QAS を参照してください。

ABO は、BSM 収支報告書を、BSM 販売期間終了後にアムウェイに提出する必要があります(少なくとも年に 1 回)。有償のミーティング、セミナーに対し、アムウェイから求められた場合には、収支報告書を直ちに提出しなければなりません。国内外を問わず、チケット代または参加費が 1,100 円(消費税含む)以上のミーティング(ラリー、セミナーなどを含む)を主催する場合、終了後 30 日以内に「収支報告書」(amwaylive.com からダウンロードできます)を提出しなければなりません。

7.4 BSM レビュー

デジタルコミュニケーション・スタンダードで提供されているものを除き、全ての BSM は、クオリティ アシュアランス・スタンダードに記載されているように、レビューと許可のためにアムウェイに提出する必要があります。レビューの結果、アムウェイは不許可にしたり、修正その他の適切な処置を行うことを、その裁量にて要求することができます。全ての BSM を許可する権利に加えて、アムウェイは、アムウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアムウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産の使用状況をレビューして、全ての「アムウェイ倫理綱領・行動規準」や QAS が遵守されているか確認します。確認には、トレーニングや教育ミーティングに出席したり(直接または電子上で)、面談および調査を実施することも含みますが、これらに限定されません。ABO は、アムウェイに BSM の全てのアクセスを提供してください。これには、ミーティングやイベントへの参加、全てのパスワード保護されたウェブサイトのエリアへのアクセス、および他の資料、情報、前述のレビューを行う目的に必要なも

しくは役立つ場所への合理的なアクセスを含みますが、これらに限定されません。また、これらのレビューは「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および QAS を遵守しているかを検証するために実施されるレビューに限定されません。ABO 資格登録に関する契約、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、および QAS に基づく義務に関連して、アムウェイが実施するレビューに応じ、タイムリーに質問に回答し、アムウェイに協力することが求められます。ABO は、誠意を持って行動し、アムウェイが要求するいかなる資料または情報へのアクセスをも不当に保留にすることはできません。

7.5 アムウェイが主催するミーティング／イベントの記録の禁止

アムウェイが主催する各種ミーティングの内容を録音・録画(写真撮影も含む)することを希望する場合、アムウェイより事前に許可を得なければなりません。また、許可を得て行いたいかなる記録、音声または映像であっても、その利用は当該 ABO の個人的な目的に限りです。なお、アムウェイはそのミーティングで記録された ABO の画像や音声をアムウェイのウェブサイト、出版物、イベント等において利用することがあります。

7.6 イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催

主要なイベントは、全て事前にアムウェイに申請し、チェックを受け、承認されなければ開催することができません。ミーティング、イベント等の名称および内容がアムウェイ・ビジネスおよびアムウェイ商品との関連を十分に示していないと、アムウェイが独自の裁量で判断した場合、アムウェイはその名称や内容の変更を要求する権利を留保し、ABO はその名称および内容を変更しなければなりません(一度承認された名称および内容の変更も含みます)。イベント、ラリー、セミナー、ミーティング等の開催に関するより具体的な指示については QAS を参照してください。

7.6.1 参加費が、前売り、当日券問わず 1 名につき 1,100 円(消費税含む)以上のミーティング(ラリー、セミナー等を含む)を主催する場合、ミーティング開催日の 45 日前までに、アムウェイに「開催計画書」(amwaylive.com からダウンロードできます)を提出し、承認を得なければなりません。

7.6.2 海外にてミーティング(ラリー、セミナー等を含む)を主催する場合、参加人数にかかわらず「開催計画書」を、イベント内容の広報開始日またはサービス提供者(旅行会社等を含む)との契約締結日のいずれか早く到来する日の 30 日前までにアムウェイに提出し、承認を得なければなりません。開催に際しては、開催国の関連法令・法規およびアムウェイ・ビジネスを行う条件を遵守しなければなりません。

7.6.3 国内外を問わず、ABO に関係するパーティーや文化行事等を行う場合で、参加者が 500 人以上、あるいは参加費が 1 名につき 31,000 円(消費税含む)以上の場合は、「開催計画書」をイベント内容の広報開始日またはサービス提供者(旅行会社・イベント業者を含む)との契約締結日のいずれか早く到来する日の 30 日前までにアムウェイに提出し承認を得なければなりません。

7.6.4 ミーティングの主催者は、参加者に対して、駐車場の有無をあらかじめ告知する等、適切な運営を心がけ、会場周辺の方々に迷惑のかからないようにしなければなりません。さらにミーティングの終了後は、開催費用の精算や後片付けを迅速に行わなければなりません。

7.6.5 ミーティングには、ビジネスにふさわしい服装で参加しなければなりません。

7.6.6 アムウェイのミーティングやセミナーに人を誘う場合は、その内容がアムウェイ・ビジネスであることを事前に説明しなければなりません。

7.6.7 深夜のミーティング開催により、参加者や会場周辺の方々に迷惑をかけてはなりません。

7.6.8 ABO 主催のミーティング、ラリーにおいてアムウェイの書面または電子メールによる事前の許可なく、物販(チャリティー目的の場合を含む)をすることはできません。

7.6.9 ライブストリーミング(ライブ配信)やデジタルイベント等オンライン上で開催されるミーティングについては、デジタルコミュニケーション・スタンダードおよび QAS を遵守して、承認手続きのための適切な申請書を提出しなければなりません。

8. アムウェイの商標などの使用

8.1 商標および著作物の使用

ABO は、アムウェイの商号、商標(商標登録されているか未登録であるかを問わず、アムウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)、商品名、および著作物(印刷物、視聴覚資料、ウェブサイト上の記事など媒体を問わず、著作権によって保護され得る創作物の全てであり、アムウェイが所有するか使用許諾を受けているかを問いません)を、アムウェイが使用許諾した範囲(目的、媒体、態様など)においてのみ使用することができます。使用の許諾は、ABO に向けてあらかじめ明示されるか、個別に行われます。ABO は、アムウェイの商標と類似した商標の使用やアムウェイの著作物の改変を行うことはいかなる場合も禁止されます。印刷物、視聴覚資料、ウェブサイトには以下が含まれます。

- ①印刷物：書籍類、手帳、カタログ、パンフレット、チラシ、カレンダー等
- ②視聴覚資料：USBメモリ等電子記録媒体、ライブストーリーミング、画像／動画／音声ファイル、ポッドキャスト、CD、DVD、MP3、カセットテープ、ビデオテープ等
- ③ウェブサイト：あらゆるデジタルコミュニケーション

8.2 ABO の名刺

ABO が名刺を作成する場合は、以下の事項を全て明記して使用してください。

- ①アムウェイビジネスオーナー (ABO)
- ② ABO 番号
- ③氏名(登録氏名、法人 ABO の場合は法人名および代表者氏名)
- ④住所、電話番号等の連絡先
- ⑤「ABO は、日本アムウェイ合同会社の役員または代理人ではなく、独立した事業主です。」との文言

9. 資格の承継

資格の承継は、規則 9.1 に従って、相続、遺贈または死因贈与によって行うことができます。その他、資格を承継する方法としては、規則 3.3 「パートナー登録」および規則 6.5 「ABO 資格の移行(販売)」があります。生前からの資格の承継計画に関する詳細な条件やルールについては、別冊 Amway Succession(承継) Planning Book にて確認することができます。

9.1 死亡および相続

ABO が死亡した場合(パートナーがいる場合には全パートナーが死亡した場合)、その ABO 資格は、以下に定める規則、または規則に定めのない事項については相続に関する民法およびその他の法令に従って、相続または遺贈することができます。また、生前よりあらかじめ取決めをすることにより、死亡によって効力が発生するものとして、自らの子もしくは孫、または既に別の ABO 資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人 ABO の場合にはオリジナル ABO を指します)に ABO 資格を譲渡することができます。ただし、相続、遺贈および死因贈与のいずれを選択した場合にも、ABO 資格の承継についてアムウェイの承認を得なければなりません。なお、資格の相続・遺贈に係る ABO 資格の承継手続きについては、ABO の死亡日より 90 日以内に行わなければならない。この期間内に所定の手続きが行われない場合、または手続きに不備があり、同期間内に必要な是正措置が取られない場合、その ABO 資格は死亡日から 90 日を経過した時点で失効するものとします。

9.1.1 ABO 資格は、被相続人の配偶者、子、親または孫で、規則 3.1 「資格取得申請条件」(3.1.3、3.1.4 を除く)を満たす受遺者または相続人に承継されます。なお、被相続人の配偶者、子、親または孫がない場合に限っては、その他法定相続人でビジネス活動をする資格を持つ相続人に承継されます。受遺者または相続人が ABO としてビジネス活動をする資格がない場合、その資格を得るまでの間、その ABO 資格はアムウェイが指名した他の ABO が管理・運営します。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それは全てその ABO 資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、その ABO 資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、受遺者または相続人がアムウェイの定める条件(ABO 向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。もし相続人が 2 人以上いる場合、その ABO 資格を相続することになった相続人は、他の相続人からその相続についての同意書を取りつけアムウェイに提出しなければならない。受遺者が 2 人以上いる場合についても、相続人が 2 人以上いる場合と同様の手続きが必要です。

相続による承継は以下の組み合わせ・順位に従って行われます。

- ①配偶者がいる場合
 - (1)配偶者および子のうち、1 名
 - (2)配偶者および父母のうち、1 名
 - (3)配偶者および孫のうち、1 名
 - (4)配偶者
- ②配偶者がいない場合
 - (1)子のうち、1 名
 - (2)父母のうち、1 名
 - (3)孫のうち、1 名

9.1.2 ABO は、満 16 歳以上の子または孫と生前にあらかじめ取決めをすることにより、その子または孫を追加パートナーとしてその ABO の生前にあらかじめ申請することができ、その ABO の死亡によって追加パートナーとしての効力が発生します。ただし、その子または孫は、追加パートナーとなっても規則 3.1 「資格取得申請条件」を全て満たすまでは、ビジネス活動ができません。もし、その子または孫がビジネス活動をする資格を得る前に親である ABO または祖父母である ABO が死亡した場合、アムウェイはその子または孫がビジネス活動をする資格を得るまで、その子または孫のためにその ABO 資格を管理・運営する他の ABO を指名し、管理・運営を委ねます。その間所定の管理・運営費用が発生しますが、それは全てその ABO 資格から発生するボーナスから差し引かれます。また、その ABO 資格に付随する各種ボーナスならびに提供されるサービスは、その子または孫がアムウェイの定める条件(ABO 向けの各種教育プログラムの受講完了等)を満たすまで一部提供されません。

9.1.3 ABO は、既に別の ABO 資格を保有し、スポンサー活動資格を有している人(ただし、法人 ABO の場合にはオリジナル ABO を指します)と、贈与者が生前にあらかじめ取決めをすることにより、その ABO を追加パートナーとして生前にあらかじめ申請することができ、贈与者の死亡(オリジナルパートナーが複数いる場合にはそれら全パートナーの死亡)によって、追加パートナーとしての効力が発生し、贈与者の ABO 資格を譲渡することができます。

10. その他の条項

10.1 アムウェイによるビジネス活動内容の確認

ABO が関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があるとき、アムウェイは質問、回答、文書および証拠の検討を通じて、その事実について調査、確認を行うことができます。また、アムウェイが関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反している、またはその可能性があると判断した場合に、調査期間中においても、ビジネス活動を停止することがあります。調査に応じない場合、もしくは回答が虚偽であったり不十分であるとアムウェイが判断した場合、アムウェイは ABO 活動の継続や資格認定・資格更新を認めないなどの措置をする場合があり、悪質な場合には資格解約を行うことがあります。

10.2 小売価格設定

ABO は、登録時期にかかわらずアムウェイから一定の価格で商品を購入することができ、その小売販売価格を自由に設定することができます。

10.3 所得申告

アムウェイ・ビジネスにより得た所得は、税法に従って毎年正しく申告しなければなりません。また、アムウェイから「申告書の写し」の提出を求められた場合には、2 週間以内に必ず提出してください。アムウェイが税務当局から、ABO へのボーナス支払いに関する情報提供を要請された場合、アムウェイはその要請に応えざるを得ないことがあります。

11. 違反に係る措置

11.1 制裁措置

ABO が関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反した場合、アムウェイは、諸般の事情を考慮した上で、違反した ABO に以下のいずれか 1 つ、もしくは複数の処分を科すことがあります。アムウェイが決定した措置は、違反した ABO へ文書で通知し、系列上位 ABO へその写しを送ります。通知文書には、違反内容と該当の規則、決定した措置内容と措置開始日、措置に期限がある場合には措置終了日が記載されます。なお、措置の履行が完了するまでの間は、新資格の認定はされません。

- ①注意・警告処分
- ②再教育処分
- ③ボーナスの支払停止、既払いボーナスの返還
- ④資格認定、称号、特典(インセンティブ・セミナー、認定証、ピン、楯等)の取り消し・返還
- ⑤プロベーションの適用(アムウェイによる当該 ABO のビジネス状況の確認期間)
- ⑥ビジネス活動(全部または一部)の停止
- ⑦ディスポンサーシップ(グループ剥奪処分)
- ⑧ ABO 資格解約処分

- 11.1.1 ビジネス活動とは、オンライン、オフラインともに以下の活動を含みますが、この限りではありません。
 - ①商品の仕入れ、販売活動
 - ②スポンサー活動
 - ③ボーナスや小売利益の受領
 - ④アムウェイや ABO が開催する各種ミーティングへの参加
 - ⑤アムウェイに関する各種ミーティングの開催
 - ⑥他の ABO のビジネス活動のサポート

11.2 違反の共謀、誘発

ABO は、他の人と共に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に違反したり、違反を誘発したり、あるいは他の ABO やプライムカスタマーに違反をさせたり、違反を促したりすることはできません。

11.3 複数の違反

違反行為によりアムウェイより注意・指導・措置等を受けたときには、ABO は直ちにそれを改善してください。万一、改善することなく放置したり、または繰り返して違反行為を起こしたりするなど改善がみられない場合、また複数の違反行為を同時に起こした場合、それも新たな違反行為となります。

11.4 規則の不正回避の禁止

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」を不正に回避しようと試みることは禁止行為となります。不正回避とは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」上、形式的には違反していないものの、その行為が以下の全てを満たすとアムウェイが判断する場合をいいます。

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の違反または適用を回避するのが主たる目的であること。
- ②「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の趣旨や目的に反すること。

11.5 プラチナム以上の ABO による違反

プラチナム以上の資格を有している ABO が関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反した場合、アムウェイが当該 ABO に科す制裁措置は、規則 5.4 に定める「プラチナムの義務」を勘案した、より厳重な制裁措置となります。

11.6 系列上位 ABO による違反に基づく下位 ABO への措置

ABO が関連法令、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他の諸規則に違反した場合、アムウェイは、違反した ABO のパーソナル・グループに属する ABO に、ビジネス活動(全部または一部)の停止措置を含むアムウェイ所定の措置を科すことができます。

12. インターナショナル・レビュー・パネル

インターナショナル・レビュー・パネルは、プラチナムレベル以上の資格を持つ ABO の資格解約、ビジネス活動停止、および資格更新拒否、またはそのいずれかに関して、その決定を審査する内部手順を提供します。インターナショナル・レビュー・パネルの裁量に基づき、他の決定についても審査する場合があります。

12.1 インターナショナル・レビュー・パネルへの異議申し立ての手順

プラチナムレベル以上の資格を持つ ABO が、アムウェイ・ビジネスの資格解約、ビジネス活動停止、または資格更新拒否という、日本アムウェイの決定に同意しない場合、ABO はインターナショナル・レビュー・パネルによる審議のために異議申し立てをする権利を有します。プラチナムレベル以上の資格を持たない ABO が、アムウェイ・ビジネスの資格解約、ビジネス活動停止、または資格更新拒否という、日本アムウェイの決定に同意しない場合、その系列上位有資格プラチナムを通して異議申し立てをすることができます。この場合、その系列上位有資格プラチナムは、その系列下位 ABO に代わり異議申し立てを請求することを選択できます。そしてインターナショナル・レビュー・パネルは、申し立ての性質、その ABO のアムウェイ・ビジネスの履歴、およびアムウェイにこれまで提示されなかった、またはアムウェイにより検討されなかった重要な新しい証拠の提示可能性の判断に基づいて、その合理的な裁量で異議申し立てを審査するかどうかを決定します。

異議申し立ては書面(日本語または英語)で提出する必要があります。異議申し立ては、異議申し立ての根拠、異議申し立てで考慮すべき問題、関連する事実、および希望する救済を説明する 1～2 ページの記述を含める必要があります。異議申し立てには、異議申し立てを裏付ける情報と文書(英語)も含まれている必要があります。アムウェイ・ビジネスを資格解約、ビジネス活動停止、または更新拒否されたプラチナムレベル以上の資格を持つ ABO のみがインターナショナル・レビュー・パネルへ異議申し立ての申請を行うことができ、日本アムウェイの決定通知書の日付より 30 日以内に異議申し立ての申請を行う必要があります。プラチナムレベル以上の資格を持たない ABO の場合、その ABO の系列上位有資格プラチナムが、日本アムウェイの決定通知書の日付より 30 日以内に異議申し立ての申請を行うことができます。異議申し立ての申請は、レビュー・パネル・チェア宛に appeal.administrator@amway.com へ E メールまたは、アムウェイ・コーポレーション宛に(宛先: Review Panel Chair, Center Rules/IRP, Mail Code: 78-2G, 7575 Fulton Street East, Ada Michigan 49355 USA)郵送で提出する必要があります。

12.2 インターナショナル・レビュー・パネルのメンバーシップ

インターナショナル・レビュー・パネルは、レビュー・パネル・チェアと、エイダを拠点とするアムウェイ・リーガル・ディビジョンの追加コーポレート・スタッフで構成されており、全員が法律とルールの専門家です。

- 12.2.1 インターナショナル・レビュー・パネルのメンバーは、仲裁役ではありません。

12.3 日本アムウェイの決定の効力

インターナショナル・レビュー・パネルによる、日本アムウェイの決定について審議が行われる場合、インターナショナル・レビュー・パネルが最終決定を下すまで、日本アムウェイが行った決定は継続して有効です。

12.4 インターナショナル・レビュー・パネルによる審議の手続き

- 12.4.1 レビュー・パネル・チェアは、インターナショナル・レビュー・パネルによる審議要件を満たす場合、異議申し立てを審議し、決定します。要件を満たしているか、インターナショナル・レビュー・パネルがその裁量で異議申し立ての審議を行うことを選択した場合、レビュー・パネル・チェアは全ての当事者(日本アムウェイと異議申し立てを行った ABO)に、異議申し立てがインターナショナル・レビュー・パネルにより審議されるという通知を出します。要件を満たしていない、またはインターナショナル・レビュー・パネルがその裁量で異議申し立ての審議を拒否した場合、レビュー・パネル・チェアは、異議申し立てを行った ABO に適宜通知を行い、また可能な場合には、定められた期限内に異議申し立てを是正し、再提出することを許可します。

- 12.4.2 当事者は、独自にまたはインターナショナル・レビュー・パネルの要求に応じて、審議のための追加の証拠を提示することができます。インターナショナル・レビュー・パネルは、提供された証拠の関連性および重要性の判断を行います。

12.5 インターナショナル・レビュー・パネルの最終決定

- 12.5.1 インターナショナル・レビュー・パネルは、日本アムウェイの決定を、容認または取り消すことができます。または、さらなる措置のために、案件を日本アムウェイに差し戻すことができます。

- 12.5.2 インターナショナル・レビュー・パネルの決定は、全ての当事者に伝達されます。
- 12.5.3 日本アムウェイは、インターナショナル・レビュー・パネルの決定を実施するために、必要となる措置を講じます。
- 12.5.4 ABO に有利なインターナショナル・レビュー・パネルの決定がなされた場合、日本アムウェイは全ての権利と特権を回復し、必要に応じ、保留されていた金銭の残高を支払うものとします。または、インターナショナル・レビュー・パネルが同意したその他の措置を講じます。
- 12.5.5 インターナショナル・レビュー・パネルが他の決定を下した場合、日本アムウェイは保留されていた金銭の処分について決定を行います。
- 12.5.6 インターナショナル・レビュー・パネルの決定は、日本アムウェイ、またはその他のアムウェイのアフィリエイトの一部において、ABO またはその他の人物に対する、法的または金銭的責任、損害賠償請求、またはその他の償還請求を生じさせないものとします。利益や信用の損失を含みますが、これらに限定されません。

リテールストアポリシー

当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.3.2 「リテールストア」について補足するものです。

ABO は、アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出し、許可を申請することができます。申請の結果、リテールストアでの販売を許可された ABO のみがこのポリシーに特定されたアムウェイ商品を展示・販売することができます。アムウェイからの許可は、ABO がアムウェイからの許可通知を受け取った時点から発効します。リテールストアにおいて XS エナジードリンクの展示・販売を希望する場合には、本ポリシーおよび「アムウェイ XS ポリシー」を遵守しなければなりません。

アムウェイは独自の裁量で、リテールストアでの販売を許可もしくは申請を却下することができます、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。本ポリシーにて特定されるリテールストアであっても、「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」による許可・届出の対象となる営業、消費者金融などの貸金業、および「特定商取引に関する法律」における連鎖販売業でアムウェイと同種の商品・サービスを提供する事業が行われている建物内または隣接する場所にあるリテールストア、および申請するリテールストア自体がそれらに該当する場合は、リテールストアの申請を許可することはできません。

◆リテールストアにおいて販売可能な商品

- 許可されるリテールストアの活動と、そのリテールストアにおいて販売可能な商品は、表①(P96 参照)となります。
- 販売価格は、ABO が自由に設定できます。ただし、正当な理由もなく、会員価格を著しく下回る価格で、継続的に販売するのは、健全なリテール販売(小売販売)ではありません。その点にご留意いただき、販売価格を設定してください。

◆申請および手続き

1. 申請

限定的なリテールストアにおけるアムウェイ商品の展示、販売を希望する場合は、「リテールストア許可申請書」を販売開始希望日の 30 日前までに、リテールストアの所有者または管理者である ABO がアムウェイに提出してください。

※「リテールストア許可申請書」は amwaylive.com からダウンロードしてください。

2. 許可

アムウェイによる所定の審査後、アムウェイが許可する場合には、当該 ABO に対して許可番号が発番されます。また、アムウェイが却下する場合には、当該 ABO に対して、その旨を通知します。

◆販売

①販売開始

アムウェイから特に指定がない限り、アムウェイの許可番号を取得してからそのリテールストアに該当し

たアムウェイ商品の販売を開始することができます。限定的なリテールストア内では、店舗の所有者または管理者である ABO の他、店舗の従業員も販売活動を行うことができます。

リテールストアでの販売許可を取得した ABO は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシーを遵守する責任があります。アムウェイは、限定的なリテールストアの所有者または管理者である ABO に対し、販売実績等について提出を求めることがあります。その際は、直ちにそれに応じなければなりません。

②限定的なリテールストアの店舗物件の変更

限定的なリテールストアの店舗物件の所有者もしくは、契約者に変更があった場合、変更の 30 日前までにアムウェイに通知してください。もしくは、30 日前を過ぎた場合でも、判明次第、速やかにアムウェイに通知してください。

③販売終了

限定的なリテールストアでのアムウェイ商品の販売終了の際は、終了の 30 日前までに「リテールストア許可取消申請書」をアムウェイに提出してください。もしくは、30 日前を過ぎた場合でも、判明次第、速やかにアムウェイに通知してください。

※「リテールストア許可取消申請書」は amwaylive.com からダウンロードしてください。

◆返品・交換

限定的なリテールストアにおいて、所有者または管理者である ABO は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.6 「返品・交換(100%現金返済保証制度)」に基づき、返品・交換の要望があったときには、直ちにその手続きを行わなければなりません。

◆ABO の義務

許可を取得した ABO は、必ず以下に従う必要があります：

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシー、「アムウェイ XS ポリシー」、ABO に関係するその他諸規則を遵守してください。
- ②限定的なリテールストア運営や店舗物件の管理の責任は、店舗の所有者または管理者である ABO にあります。店舗の所有者または管理者である ABO は、良好かつ衛生的な保管・管理等の実施や、業種・業態に応じた許可申請・届出を行っているかを確認してください。また、限定的なリテールストア物件に適用される法令や管理規定等に適合しているかを確認してください。
- ③限定的なリテールストアに、他社商品がある場合、アムウェイの商品イメージや広告に否定的なイメージを与えるものに対して必要な全ての防止措置を取ってください。
- ④アムウェイに「リテールストア許可申請書」を提出した後であっても、アムウェイからの許可の取得前のリテールストアにおいては、アムウェイ商品の発表、展示、販売を行わないでください。
- ⑤限定的なリテールストアでは、アムウェイ商品またはアムウェイの全ての登録商標やロゴを、店舗外の一般の人から見えるような看板等の屋外標識、店舗のウィンドウ、または他のいかなる広告の方法でも使用しないでください。
- ⑥限定的なリテールストアにおいて販売が許可されているアムウェイ商品(当該商品のプロモーション企画、キャンペーン企画、イベント企画を含む)のために、アムウェイが作成したコミュニケーション、宣伝、広告用の素材のみを使用してください。
- ⑦アムウェイ商品を説明する際には、アムウェイが作成した商品説明のみを使用してください。
- ⑧限定的なリテールストアでは、個人消費を目的としてのみアムウェイ商品を販売してください。
- ⑨ABO は、コストや経費が適切であるかを確認する責任があり、許可された販売活動から発生するか、または関連する全てのコスト、損失、もしくは損害に対して全ての責任があります。これには保険、キャンセル料、保証金等が含まれます。
- ⑩限定的なリテールストアにおけるアムウェイ商品販売時は、「販売伝票」を必ず発行してください。
- ⑪限定的なリテールストアにおいて、アムウェイ商品の販売に関する正確な会計記録を保持してください。

◆運用確認調査

アムウェイは許可を取得した ABO に対し、定期的に運用確認調査を実施します。ABO は、規則どおりに運用されているかどうかを確認する調査に協力するものとし、指定の期日までに回答をしてください。期日までに回答がない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

◆アムウェイ・ビジネス・オポチュニティへの期待

①ABO は、限定的なリテールストアにおいて、アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの提示を行うことはできません。

- ②ABO は、限定的なリテールストアにおいて、販売が許可されているアムウェイ商品の製造元もしくは販売元としてのアムウェイについて説明したりアムウェイ商品の販売に付随してカタログに記載のアムウェイに関する基本情報を伝えたりすることはできません。
- ③アムウェイに興味を持った者にプライムカスタマー入会や ABO 登録を勧める場合は、限定的なリテールストア以外の場所で、「アムウェイご紹介カード」を使い、同意を得てから説明することができます。

表①

店舗	展示および販売できるブランド	展示および販売できる商品	備考
美容院・理容室	サテニーク	シャンプ－／ヘアコンディショナー	
		ブラスケア	
		ディリーケア・スタイリング	
	ラストートーン	ラストートーンエナジューヴ	
	バランスイオン ヘアドライヤー	バランスイオン ヘアドライヤー	
	サイトマックス	発毛促進剤	
	アーティストリー	スキンケア	
		メイクアップ(ベース/カラー)	
		ポイントメイクアップ	
		アーティストリーメン	
エステサロン・リラクゼーションサロン	アーティストリー	スキンケア	
		メイクアップ(ベース/カラー)	
		ポイントメイクアップ	
		アーティストリーメン	
	TRUVIVITY by NUTRILITE	トゥルルーアクア	
		トゥルルーユース	
飲食店・カフェ	g&h	ボティミルク・ハンドクリーム	
	12ヶ月の食卓	全商品	
	XS	XS エナジードリンク	SPORTS NUTRITIONを除く
	エサンテ	全商品	
	フルトンストリート	ブレンドコーヒー	
	nutrilite	モーニングッド、ハーブラスト	
スポーツジム	XS	Plant to Table by Nutrilite	全商品
		XS エナジードリンク	
		SPORTS NUTRITION	
	nutrilite	CBD	
		たんばく質	
		ウェイトマネジメントサポート	パワーフィット・サプリメントのみ該当
ペットサロン	プリモペット	モーニングッド、ハーブラスト	
		全商品	

※ブランド名、商品名もしくは種類別名称は、アムウェイ カatalogに準じます。

※「アムウェイ倫理綱領行動規準」規則4.3.2にてアムウェイ商品の展示・販売が許可されている店舗であっても、同一店舗において医薬類似行為を行う場合や医薬類似行為を行う店舗を併設する場合は対象外です。(店舗の名称は問わず)

アムウェイ自動販売機ポリシー
 当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.3.3 「自動販売機」について補足するものです。

「自動販売機での販売許可申請書」をアムウェイに提出し、自動販売機(以下、「自販機」という)での販売を許可された ABO のみが、XS エナジードリンクを自販機で展示、販売することが可能です。アムウェイからの許可は、ABO がアムウェイからの許可通知を受け取った時点から発効します。ただし、アムウェイは、「風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律」による許可・届出の対象となる営業、消費者金融などの貸金業、および「特定商取引に関する法律」における連鎖販売業で、アムウェイと同種の商品・サービスを提供する事業が行われている建物内または隣接する場所に設置される自販機でのアムウェイ商品の販売を許可することはできません。アムウェイは独自の裁量で、自販機での販売を許可もしくは申請を却下することができ、いかなるときでも許可を取り消すことができます。また、事前の通知なく許可の条件変更を行うことができます。

- ◆使用可能な自販機
 使用可能な自販機は、ABO が自ら調達した自販機であり、かつ適法に設置された自販機です。リースを受ける場合には、契約内容や条件が、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシーに沿っているという条件の下、リース会社との契約、協議により定められた条件に従って設置・管理・運営してください。自販機メーカーから購入して自ら管理・運営する場合には、以下の点にご留意ください。
 - ①自販機の設置と運営は、道路法・道路交通法、消防法、適用される全ての法律、規則等を遵守した場所にしてください。設置する場所が自己の所有でない場合には、所有者または管理者から設置許可を受けてください。
 - ②自販機の仕様と設置方法については、清涼飲料自販機協議会「自販機自主ガイドライン」(以下、「自主ガイドライン」という)を遵守してください。 <https://www.jsvmc.jp/guideline/>
 - ③空き缶を廃棄する際には、廃棄物の処理および清掃に関する法律を遵守してください。また、空き缶の回収ボックスの設置および管理については、自主ガイドラインを遵守してください。
 - ④自販機には、飲料を販売する者の氏名・住所・電話番号など表示すべき事項があります。詳しくは自主ガイドラインを遵守してください。

- ◆販売可能な商品
 - 自販機で販売可能な商品は、現在、XS エナジードリンクカテゴリーの商品のみとなります。本ポリシーと共に「アムウェイ XS ポリシー」に従って展示、販売してください。
 - 販売価格は、ABO が自由に設定できます。ただし、正当な理由もなく、会員価格を著しく下回る価格で、継続的に販売するのは、健全な小売販売ではありません。その点にご留意いただき、販売価格を設定してください。

- ◆申請および手続き
 1. 申請
 自販機でのアムウェイ商品の販売、展示を希望する場合は、「自動販売機での販売許可申請書」を販売開始希望日の 60 ～ 30 日前に、自販機の所有者または管理者である ABO がアムウェイに提出してください。設置する場所が自己の所有でない場合には、所有者または管理者からの設置許可の証明書を提出いただく場合があります。
 ※「自動販売機での販売許可申請書」は amwaylive.com からダウンロードしてください。

2. 許可
 アムウェイによる所定の審査後、アムウェイが許可する場合には、許可番号が発番されます。許可された自販機には、以下を表示したステッカーを貼り付けてください。
 - 「許可番号：XXXXX」
 - 自販機の管理者である ABO の氏名・住所・電話番号

- ◆販売
 - ①販売開始
 アムウェイの許可番号を取得後、自販機での販売開始となります。アムウェイは、自販機所有者または管理者である ABO に対し、販売実績等について提出を求めることがあります。その際は、直ちにそれに応じなければなりません。
 - ②自販機等の変更
 自販機設置施設、自販機の所有者や契約者の変更があった場合、変更の 30 日前までにアムウェイに通知してください。

③販売終了

自販機での販売終了(自販機の設置ができなくなった場合を含む)の際は、終了の 30 日前までに「自販機での販売許可取消申請書」を提出してください。

※「自販機での販売許可取消申請書」は amwaylive.com からダウンロードしてください。

◆返品・交換

自販機での商品の販売は、自販機の管理者である ABO による商品の小売りです。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.6「返品・交換(100%現金返済保証制度)」に基づき、返品・交換の要望があったときには、直ちにその手続きを行わなければなりません。

◆ABO の義務

許可を取得した ABO は、必ず以下に従う必要があります：

- ①「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、本ポリシー、「アムウェイ XS ポリシー」、ABO に関係するその他諸規則を遵守してください。
- ②自販機および自販機内の商品の管理責任は、許可を取得した ABO にあります。ABO は、良好かつ衛生的な保管・管理等の実施を確認してください。また、自販機や自販機設置場所に適用される法令、ならびに自販機を設置している施設の管理規則等や自販機リース契約等に適合しているかを確認してください。
- ③アムウェイに「自販機での販売許可申請書」を提出した後であっても、アムウェイからの許可の取得前には、自販機の発表、アムウェイ商品の展示、販売を行わないでください。
- ④自販機にはアムウェイが提供したロゴおよびイメージを使用できますが、ABO はアムウェイの許可なくアムウェイ商品のブランドロゴやイメージを作成して表示しないでください。
- ⑤自販機において販売が許可されているアムウェイ商品(当該商品のプロモーション企画、キャンペーン企画、イベント企画を含む)のために、アムウェイが作成したコミュニケーション、宣伝、広告用の素材(ポスター、パンフレット、リーフレット等)のみを使用してください。
- ⑥アムウェイ商品を説明する際には、アムウェイが作成した商品説明のみを使用してください。
- ⑦自販機での販売では、アムウェイの商品イメージに影響を与える法令を遵守してください。
- ⑧自販機は、不特定多数の方に、アムウェイ商品のブランドを認識いただくことが可能となります。そのため、自販機のクリーン化に配慮し、レピュテーションの向上を心がけてください。
- ⑨ABO は、コストや経費が適切であるかを確認する責任があり、自販機での販売から発生するか、または関連する全てのコスト、損失、もしくは損害に対して全ての責任があります。これには保険、キャンセル料、保証金等が含まれます。
- ⑩自販機でのアムウェイ商品の販売に関する正確な会計記録を保持してください。また、適正な税率を計上してください。

◆運用確認調査

アムウェイは許可を取得した ABO に対し、定期的に運用確認調査を実施します。ABO は、規則どおりに運用されているかどうかを確認する調査に協力するものとし、指定の期日までに回答をしてください。期日までに回答がない場合は、アムウェイは許可を取り消します。

アムウェイ XS ポリシー

当ポリシーは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.3.2「リテールストア」、規則 4.3.3「自動販売機」を補足するものです。

- アムウェイから許可を取得した ABO のみが、許可されたリテールストアまたは自動販売機(以下「自販機」という)において XS エナジードリンクの展示、販売および宣伝をすることが可能です。
- 限定的なリテールストアおよび自販機で XS エナジードリンクを販売する際には、XS ブランドの商品イメージおよび広告に関して否定的なイメージを与えるものに対して必要な全ての防止措置をとってください。
- 許可された自販機で XS エナジードリンクを販売する際には、XS エナジードリンクのみ展示、販売することができます。他のいかなる商品も一緒に販売することはできません。

グッド・スタンディング・ポリシー / 模範的な行動の実践者であること

グッド・スタンディングな状態である(資格要件を適正に備えている)ということは、ABO の行動が、アムウェイおよびその関連ビジネスのゴールと目標に沿った高い倫理基準およびビジネスの基準を実践していることを意味しています。これらの基準は、ABO が、その ABO が存在している全てのマーケットにおいて行動規準、法規の字義と精神を遵守すること、そして、アムウェイ・アフィリエイトの継続を脅かす他の ABO の活動を支援または擁護する行いに関わらないことを要求します。

国内マーケットへの影響

コア・プラス、インセンティブ・トリップ、その他のグローバル・インセンティブ等、アムウェイの裁量で提供されるアワードの受給資格の対象となるために、ABO はグッド・スタンディングの状態であることを一貫して示す必要があります。グッド・スタンディングであるということは、全 ABO が拘束される行動規準に反映されているアムウェイの価値観に対する ABO のコミットメントの表れです。グッド・スタンディングの状態にある ABO は、アムウェイと協力してビジネスを強化し、アムウェイ・ビジネスを危険にさらすような活動への関与や、アムウェイの信用を傷つけるような活動を行うことはありません。ABO がグッド・スタンディングの状態でなくなった場合、グッド・スタンディングであることが必要とされている日本アムウェイの特定の行動規準や指針に対する適格性にも影響を与える可能性があります。特に日本アムウェイで留意すべき適用規則や方針は以下のとおりですが、これは随時変更される可能性があります。

「アムウェイ倫理綱領・行動規準」

- 規則 3.6：資格更新
- 規則 3.11：資格審査
- 規則 4.3：不特定多数への広告、宣伝、勧誘等の禁止
- 規則 6.5：ABO 資格の移行(販売)
- 規則 7.2：ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)および BSM 活動

全てのアチーブメント・アワードおよびボーナスは、アムウェイによる審査および承認の対象となります。

国境を越えた影響

本方針のこの箇所は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」規則 4.8「海外のアムウェイとの関わり」、4.8.4の「地域外活動または ABO が登録されているマーケット外の活動」の規則に準拠して制定されています。いずれかのマーケットでビジネスを展開しているブラチナム以上の資格を有する ABO が、アムウェイとの契約に違反し ABO 資格解約処分を受けた場合、その ABO はグッド・スタンディングの状態を失うことになり、コア・プラス、インセンティブ・トリップ、その他のグローバル・インセンティブ等の、マルチプル・ビジネスを展開しているマーケットにおいて独自の裁量で提供されるアワードの受給資格に影響を与える可能性があります。

クオリティ アシュアランス・スタンダード

ビジネス・サポート・マテリアル(BSM)は、全ての商品とサービス (書籍・雑誌・フリップチャートその他の印刷物、オンライン文書、ウェブサイト、オーディオ・ビデオ・デジタル媒体、ラリー・ミーティング・教育セミナーを含みますが、これだけに限定されません)であり、以下を意味します。

(i) プロスペクトやお客様を勧誘し、もしくはアムウェイ商品やサービスについて教育することを目的とし、または ABO をサポートし、トレーニングし、モチベーションを与え、教育することを目的とする商品とサービス。

(ii) アムウェイの商号、または商標(サービスマークを含む)、著作物もしくはアムウェイに属するか、ライセンスを付与された他の知的財産が一つ以上使用されている商品とサービス。

(iii) その他、アムウェイとの関連が明示または暗示されて提供される商品とサービス。

アムウェイは、BSM の使用は、アムウェイ・ビジネスの構築を助ける有効なツールになり得ると信じています。成功した ABO によって開発され、または提供されるツールや教えを使用することが、アムウェイ・ビジネスに意味のあるプラスの効果を及ぼすでしょう。

この目標を推し進めるべく、アムウェイはこのクオリティ アシュアランス・スタンダード(QAS；以降 QAS)を策定しました。ここには全ての BSM と、アムウェイ・ビジネスに携わる ABO 全員に対して適用される要件とスタンダードが記載されています。QAS は二部に分かれています。

- (1) プログラム・スタンダード。BSM に関連して必須となる手続きと要件が記載されています。
- (2) コンテンツ・スタンダード。BSM に入る主題項目、メッセージング、コンテンツおよび資料に関連するスタンダードと要件が詳述されています。

QAS に記載された要件とスタンダードは、BSM の審査や、コンプライアンスが必要とされる他の状況に関して遭遇しうる各側面や状況について、必ずしもその全てに対応している訳ではありません。しかしながら、アムウェイはこれらのスタンダードが、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」およびその他諸規則と組み合わされて、アムウェイおよび ABO の評判を守り向上させるために、欠くことのできないものであると信じています。

プログラム・スタンダード

BSM のプロモーション、販売および供給は全て、ABO 全員を対象として制定された「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に従わなければなりません。これらは随時変更されることがあります。「アムウェイ倫理綱領・行動規準」は、このプログラム・スタンダードの一部を構成します。

BSM の利用が許可される ABO

BSM の開発、制作、管理、プロモーション、営業、販売および供給は、下記表に明記されたピン・レベルを達成した有資格 ABO だけが行えます。いったん BSM が承認されれば、ABO は、たとえ翌会計年度にピン・レベル要件を満たせなくても、承認済である BSM については、翌一会計年度に限り(その BSM がその期間にわたり承認されることを条件として)継続してプロモーション、営業、販売および供給が行えます。

BSM に付随する全ての責任は申請者である ABO が担うことになり、いかなる場合もその責任を他の ABO に委譲することはできません。ただし、特別な技術が必要な作業を、他の ABO や第三者に委託することはできます。

プロダクト・サポート・マテリアル、ニュースレター、ならびにミーティングおよびイベントについてはそれぞれ制限がありますが、これらを除けば、個々の有資格 ABO が一会計年度あたり制作できる BSM の数は 6 マテリアルが上限ですので、ご注意ください。

BSM媒体/方法	ピン・レベル	申請と事前承認
ミーティング、イベント	全ての ABO。 ただし、項目「ミーティングに必須の要素」にある主催者要件を満たしていることが条件です。	一人当たりの参加費が1,100円(消費税含む)以上の場合、必要です。チケットが前売りか、当日券かを問いません。 BSMとしての供給を目的としてイベント、ラリー、セミナー、ミーティングの記録が作られる場合、ミーティング主催者は、承認のために記録内容を提出する責任を負います。
ソーシャルメディア、画像、動画、音声、ライブストリーミング	全ての ABO	要件については、デジタルコミュニケーション・スタンダードを参照願います。
モバイル・アプリケーション	ダイヤモンド以上	必要です。モバイル・アプリケーションの価格設定および作成費に関する情報を提出する必要があります。モバイル・アプリケーションの販売から得られる収入は製作費を超えてはなりません。
ニュースレター(紙媒体)	プラチナム以上	不要
ホームページ、ブログ	全ての ABO	必要
上記以外の BSM (DVD、デジタルイベント、本等)	ダイヤモンド以上	必要
プロダクト・サポート・マテリアル	クラウン(ファウンダーズ・カウンシルメンバー)以上	必要です。承認のために商品の実物を提出する必要があります。個々の有資格 ABO に承認が与えられるプロダクト・サポート・マテリアルは10点までに限定されます。一つのアイテムは2,200円(消費税含む)以下でなければなりません。
デバイスおよびセールス・エイド	プラチナム以上	必要

デバイス / セールス・エイド

ABO は、アムウェイ商品およびサービスの販売を直接サポートするために設計されたデバイスおよび他のセールス・エイドを使用できます。デバイスまたはセールス・エイドについて、その時点でプラチナム以上の資格を有する ABO が、事前にアムウェイに承認を求めることができます。

プロダクト・サポート・マテリアル(PSM)

プロダクト・サポート・マテリアルについては、それがアムウェイ・チームの構築またはアムウェイ・ビジネスの構築の努力に直接関連または寄与する場合、ABO はこれを使用できます。PSM を販売または供給する場合は、事前にアムウェイの書面による承認を得なければなりません。PSM を提出して許可を求め、供給または販売できるのは、その時点でクラウン(ファウンダーズ・カウンシルメンバー)以上の資格を有する ABO に限られ、PSM の費用は 1 アイテム 2,200 円(消費税含む)以下でなければなりません。どの時点においても、一人のクラウンが販売または供給できる PSM は、最大 10 アイテムに限定されます。

アイテムはアムウェイ指定業者を介して供給されなければなりません。アムウェイ・ブランド / ロゴの外観、配置およびサイズは、アムウェイが決定します。アムウェイ指定業者がブランドが付いたアイテムを提供していないときは、そのアイテム向けの商品、ブランディング、および必要性の詳細説明を添えて、新しいアイテム案を、審査と承認のためにアムウェイに提出しなければなりません。

PSM の販売は全て、原価で行わなければなりません。

ミーティング、イベント

直接間接を問わずアムウェイ・ビジネスに関連するミーティング、およびイベントは全て本項の要件と制限を遵守しなければなりません。

アムウェイから求められれば、ABO は、自分が主催するか関与するミーティングおよびイベントの詳細情報を事前に提供しなければなりません。

チケット代または参加費が 1,100 円(消費税含む)以上の主要なミーティング、イベントについては、その実施、主催、後援、組織化、チケット発行または入場料もしくは参加費の徴収を直接または間接的に行う ABO が責任を負い、ミーティング開催の予定(その名称、連絡先情報、ミーティングの日時、場所を含みます)を年に 2 回(1 月 1 日までと、7 月 1 日まで)にアムウェイに審査および承認のために提出しなければなりません。予定変更があった場合、責任を負う ABO は可及的速やかにアムウェイに通知するものとします。

責任を負う ABO はまた、ミーティング、イベントの 45 日前までに「開催計画書」を承認のためにアムウェイに提出しなければならず、その後も開催された主要な各ミーティング、イベントについては、開催終了から 30 日以内に「収支報告書」を提出しなければなりません。「開催計画書」と「収支報告書」の書式は amwaylive.com からダウンロードできます。

ABO は、ミーティング、イベントのスピーカーが QAS のコンテンツ・スタンダードの項を遵守することを確実にしなければなりません。スピーカーが ABO でない場合、ABO はスピーカーに対してコンテンツ・スタンダードの写しを渡した上で、スピーカーのスピーチおよび／またはパフォーマンスがコンテンツ・スタンダードを遵守する旨を記載した書面契約へのスピーカーの署名を取り付けなければなりません。ミーティング、イベントに責任がある ABO は、スピーカーの違反行為に対して責任を負うものとします。

ミーティング、イベントの基準

ミーティング、イベントは全て、以下の基本的な基準を満たさなければなりません。

- 会場は清掃が行き届き、ビジネスに相応しく、良く整備され、かつ適用法令法規を遵守していること。
- コンテンツは全てコンテンツ・スタンダードおよびプログラム・スタンダードを遵守しなければならないこと。
- 参加者・来場者全員が適切に着席できる席数を確保するよう努めること。ただし、当該席数とその結果もたらされる会場の定員が適用法令法規を遵守していることが条件です。
- 来場者が演壇上の様子を直接またはライブ表示画面を通じてはっきりと見通せること。
- 会場の隅々までプレゼンテーションの内容が届く良質の音響性能を提供すること。
- ミーティング、イベントの開催に先立ち、主催者が必要な許可、認可およびライセンスを全て取得しなければならないこと。

チケットへの必須記載事項

表：
●イベント名
●主催者名
●日時
●場所
●チケット代
裏：
●チケット代は返金不可である旨
●主催者名、連絡先情報
表または裏のいずれか：
●「チケット購入は任意です。録音または録画は禁止します。
ここで提案された技術や手法は他の方々にとっては役立つものでしたが、皆さんの役にも立つかどうかは保証いたしません。しかしながら、皆さんが健全で収益性があるアムウェイ・ビジネスを発展させるに当たって今回ご紹介したアイディアが一助となることを願っております。」
注：チケットが電子的なものか、モバイル・アプリケーションその他電子的な手段で提供される場合、必要な文言は電子チケット、モバイル・アプリケーションまたは同等の電子媒体上で明確に視認できるものでなければなりません。

チケットの価格設定・参加費

ミーティング、イベントのチケットの価格設定および参加費は、前売り、当日券を問わず下記表の価格が上限となります。

プロスペクトに対しては、純粋にアムウェイ・ビジネス・オポチュニティの紹介のみを行うミーティング、イベントへの参加費用を無料にしなければなりません。これにはオポチュニティ・ミーティング、One Day セミナー、または一泊セミナー、ラリー等を含みます。

一泊セミナー、イベント	上限 21,000円(消費税含む)
One Day セミナー、イベント	上限 6,400円(消費税含む)
オンラインミーティング*	無料**
上記以外のセミナー、ミーティング等	会場収容人数にかかわらず上限 2,700円(消費税含む)

- * ライブ配信、保存・録画された内容の配信、オンラインサロン等が該当しますが、以上に限定されるものではありません。
- ** 以下諸条件を満たした場合につき、一定の範囲内での有料オンラインミーティング / 月次定額制を開催することを認めます。

●オンラインミーティングの場合

主催者：エメラルド以上のピン・レベルを維持されている方
参加費用：1 ミーティングごとに参加者 1 名につき 500 円を上限とし、月の中で複数開催する場合の上限は月 1,500 円までとします。

●月次定額制の場合

事前申請が必要です。
主催者：ダイヤモンド以上のピン・レベルを維持されている方
参加費用：1 カ月に参加者 1 名につき 1,000 円を上限とします。
申請：「月次定額制申請書」を開始前に提出し承認を受ける必要があります。
なお、承認された際に発番された承認番号は、該当サービスの利用者を募集される際に明記してください。
収支：参加者が 2,000 名を超える場合、開催後 30 日以内に「月次定額制収支報告書」を提出しなければなりません。

〈注意点〉

- 月次定額制と単発のオンラインミーティングを組み合わせた場合の上限は月 1,500 円までとします。
 - 金額表示は全て税込みです。
 - ビジネスを誘う内容での発信には、氏名、住所、電話番号、法定広告記載事項のリンク (https://amwaylive.com/go/law/) を掲載する必要があります。詳しくは、デジタルコミュニケーション・スタンダードをご確認ください。
 - オンラインミーティング、月次定額制共にプロスペクトの方、および日本以外の他国のアムウェイにご登録の方が参加する場合、参加費用を無料にしなければなりません。
 - 申請 / 承認条件については日本アムウェイが一切の決定、変更する権限を有します。
 - 万が一、参加者が途中解約する場合は、参加者に提示した内容で速やかに対応ください。
 - 参加される方の参加費用は年会費制が可能です。その際は、年間一括払いを割引で設定いただくことも可能です。ただし、途中で解約される際の方法を明記いただくことが必要です。
 - オンラインミーティング / 月次定額制ゲストフィー
ダブル・ダイヤモンド以上：50,000 円
エグゼクティブ・ダイヤモンド、ファウンダーズ・エグゼクティブ・ダイヤモンド：30,000 円
ダイヤモンド、ファウンダーズ・ダイヤモンド：20,000 円
エメラルド、ファウンダーズ・エメラルド：10,000 円
プラチナム以上ファウンダーズ・サファイアまで：5,000 円
- ※ 30 分を想定しており、60 分以上スピーチされる場合は上記の倍額となります。

BSM 返金ポリシー

BSM を販売した ABO は、BSM が受領された日から 30 日以内に返品を受けた場合、購入者に対して BSM 価格の全額を返金しなければなりません。さらに、BSM を販売した ABO は、購入者との間に争いが生じた場合は、誠意を持って解決すべく最善の努力を払わなければなりません。BSM 返金ポリシー、紛争解決手続き、および返品の実行を要する者については、BSM 販売の前にはっきりと購入者に伝える必要があります。

BSM には、返品に関する以下の文言が印刷、またはデジタル情報として伝達されていなければなりません。
「あなたが購入したこの BSM に何らかのご不満がある場合、購入の日 (あなたがこの BSM を受領した日) から 30 日以内であれば、あなたに販売した ABO に返却し、その代金を全額返金してもらうことができます。」

なお、ミーティング、イベントのチケットは商品の特性上、返金の除外となりますが、販売されるチケットと、その関連するいかなる広告にも、当該チケットが返品不可であることを明示しなければなりません。ただし、以下に該当する場合には返品を受けなければなりません。

1. 注文したチケットと販売したチケットが全く違う場合 (日程、会場、人数、ゲストスピーカー等)
2. 予告なくイベントが中止されるか、他の重大な変更があった場合
3. チケット本体に「返品不可」と明記されていない場合
4. チケット販売時に返品ができない旨の説明または案内表示のない場合

BSM パッケージの要件および BSM 承認番号の使用

承認された BSM には、それぞれ以下の情報を含めなければなりません。

- BSM を制作した ABO の氏名
- BSM のタイトル
- BSM の価格
- BSM の承認番号およびその販売または供給の有効期間 (別途 アムウェイ が特定しない限り、アムウェイ が承認した月の翌月から 1 年間)
- BSM 必須開示事項 (もしある場合)

さらに、全ての BSM は特定商取引に関する法律により義務付けられている以下の項目について最新の表示を行わなければなりません。

- 商品またはサービスの種類 (化粧品、栄養補給食品等)
- 特定負担に関する事項 (年会費等)
- 統括者 (日本アムウェイ 合同会社) の名称、住所および電話番号ならびに日本アムウェイ の社長名
- 広告、販売をする ABO の氏名または名称、住所および電話番号
- 特定利益の計算方法
- 商品名 (アムウェイ、NUTRILITE、ARTISTRY 等)

上記事項は日本語とし、明瞭に理解しやすく記載されなければなりません。ただし、BSM 上の表示位置には特に決まりはありません。

BSM 販売伝票の要件

承認された BSM を販売する際には、ABO は所定の「BSM 販売伝票」を必ず交付し BSM 返金ポリシーの説明をしなければなりません。「BSM 販売伝票」は amwaylive.com からダウンロードできます。

ミーティングに必須の要素

下表のいずれかに該当するミーティング、イベントの主催者、または関与する ABO は、左列に該当するミーティング、イベントが QAS のコンテンツ・スタンダード部分を遵守し、かつ右列のミーティング必須要素が提供されることを確実にしなければなりません。

● プロスペクトを少なくとも 1 人含む 10 人以上の参加者で構成されるミーティング ● 目的はプロスペクトへのアムウェイ・ビジネスの紹介 上記全ての条件を満たすオポチュニティ・ミーティング (OM)	主催者 ● 過去 1 年間にプラチナム以上の資格を達成した ABO が主催者でなければなりません。 コンテンツ ● オポチュニティ・ミーティングは以下の 3 つの話題にバランス良く時間を割り振る必要があります: ○ アムウェイの会社説明 ○ アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン ○ アムウェイ商品情報
--	--

● 主に ABO が参加するミーティング (プロスペクトも出席可能) ● 以下の事項についてのトレーニングと教育の提供が目的 ○ 収益性の高い持続可能なアムウェイ・ビジネスの構築、もしくは ○ アムウェイ商品、または ○ 上記両方のトピック 上記全ての条件を満たす One Day セミナー	主催者 ● 過去 1 年間にプラチナム以上の資格を達成した ABO が主催者でなければなりません。 コンテンツ ● ビジネス構築 セミナーがビジネス構築についてのトレーニングと教育を提供するときは、最低でも次のものを含まなければなりません: ● モチベーション、表彰または経験共有 ● スピーカーによるビジネス構築テクニック アムウェイ商品 セミナーでアムウェイ商品のトレーニングおよび教育が提供される場合、少なくともアムウェイ商品についてのディスカッションかアムウェイ公式の方法による商品のデモンストレーション、および 100% 現金返済保証のディスカッションを含めなければなりません。
● 主に ABO が参加するミーティング (プロスペクトも出席可能) ● ABO の表彰、モチベーションおよびトレーニングが目的 ● 期間は 2 日以上です。 上記全ての条件を満たす一泊セミナー/ラリー	主催者 ● 開催時にプラチナム以上の資格を有している ABO が主催者でなければなりません。 コンテンツ ● ABO の表彰 ● モチベーション ABO がアムウェイ・ビジネス構築のモチベーションを得ることを目的としたプレゼンテーション、スピーチ ● アムウェイ担当者 (参加できる場合) によるプレゼンテーションまたはアムウェイが制作したビデオ ● アムウェイ商品

アムウェイ・ブランディングの必須使用

本項記載のアムウェイ・ブランディング基準を守ること、アムウェイ・ビジネスに関連するアイテム、場所または状況においてアムウェイをメインのブランドとして正しく表示できるようになります。アムウェイの社名やロゴの必須使用の基準は以下のとおりです。

オポチュニティ・ミーティング (プロスペクトを少なくとも 1 人含む 10 人以上の参加者で構成されるミーティング。目的はプロスペクトへのアムウェイ・ビジネスの紹介)

- オポチュニティ・ミーティングにおいて
 - ー アムウェイ・セールス & マーケティング・プランに言及するか、または
 - ー アムウェイ・セールス & マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - ー アムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合は、

その都度、アムウェイの名称も必ず出さなければなりません。加えて、可能な限り、アムウェイのロゴもはっきりと、目立つように表示しなければなりません (例: 看板や、ビデオ画面、プレゼンテーション用スライドにおいて)。

代わりにアムウェイが制作した「オポチュニティ・ミーティング・ビデオ」をミーティングの最後に参加者が解散する前に参加者全員がビデオの内容を全て観る機会となるようにすることでかまいません。

- ABO のブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、常にアムウェイの名称やロゴも同時に表示し、かつその目立ち方も同じでなければなりません。

オポチュニティ・ミーティング以外のイベントおよびミーティング:

- アムウェイの名称やロゴは、出席者全員がミーティング開催中、何度もそれを目にすることが合理的に期待できるよう、目立つように表示しなければなりません。例として挙げると、会場出入り口での掲示やステージ上またはスピーカーの演壇上での掲示等です。
- さらに、ABO のブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、常にアムウェイの

名称およびロゴも同時に表示し、かつその目立ち方も同じでなければなりません。

BSM（音声・ビデオ・印刷物・スライドプレゼンテーション）：

- プロスペクト向け BSM について、ABO のブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、それらが使用される都度、常にアムウェイの名称やロゴも使用しなければなりません。かつ、アムウェイの名称やロゴの目立ち方も同じでなければなりません。
- プロスペクト向け BSM について、次のような場合は常に、はっきりと、目立つようにアムウェイの名称を告げたり、アムウェイ・ロゴを表示しなければなりません。
 - ーアムウェイ・セールス & マーケティング・プランに言及するか、または
 - ーアムウェイ・セールス & マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - ーアムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合。
- ABO 向け専用の BSM については、ABO が BSM を何気なく見て、アムウェイの名称やロゴを少なくとも一回は目にすることが合理的に期待できるよう、BSM のどこかでアムウェイの名称やロゴをはっきりと、目立つように、BSM 内のどこかに使用または表示しなければなりません。

ウェブサイトやモバイル・アプリケーション等のデジタル BSM：

- ABO のブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、それらが使用される都度、常にアムウェイの名称やロゴも使用しなければなりません。かつ、アムウェイの名称やロゴの目立ち方も同じでなければなりません。
- 次のような場合は常に、はっきりと、目立つようにアムウェイの名称を告げたり、ロゴを表示しなければなりません。
 - ーアムウェイ・セールス & マーケティング・プランに言及するか、または
 - ーアムウェイ・セールス & マーケティング・プランの内容の一部でも説明するか論じるか、または
 - ーアムウェイ・ビジネス・オポチュニティから得られる収入に言及する場合。
- その BSM を使用する平均的な人がアムウェイの名称やロゴを目にするよう、BSM のどこかでアムウェイの名称やロゴを使用しなければなりません。

プロダクト・サポート・マテリアル：

- ABO のブランドやグループの名称、ロゴまたは商標が使用される場合は、アムウェイの名称やロゴ、またはアムウェイ・ブランドも対象アイテムに入れなければなりません。
- 対象アイテムは、アムウェイ指定業者を介して供給されなければなりません。アムウェイ・ブランド/ロゴの外観、配置、およびサイズはアムウェイが決定します。
- アムウェイ指定業者がブランドを冠したアイテムを提供していないときは、そのアイテム向けの商品、ブランディング、および必要性の詳細説明を添えて、新しいアイテム案を審査と承認のためにアムウェイに提出しなければなりません。

ABO が運営するオフィス：

- 別途定める「オフィスに関するガイドライン」を遵守しなければなりません。

注：アムウェイ・ロゴ/ブランドを使用する際、ABO はその都度、アムウェイが承認したロゴとブランドを使用しなければなりません。承認されたロゴおよびブランドは amwaylive.com からダウンロードできます。

BSM の提出と審査

アムウェイが随時お知らせする「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、諸規則に別途定めがある場合を除き、BSM を販売、販売申込、供給、アクセス提供、または作成する全 ABO は、BSM が QAS のコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にし、かつ下記手順に従って審査および承認のためにアムウェイに提出する責任があります。アムウェイが BSM を審査し承認したとしても、適用法(第三者の知的財産の使用に関連する法律を含みますがこれに限定されません)の遵守に関連するいかなる責任からも ABO は免除されません。

保存される BSM

- 提出前の手順
審査のために BSM を提出する ABO は、アムウェイの審査を受けるために提出される BSM が全て QAS のコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にするよう努めるものとします。

●提出手順：

1. ABO や BSM 提出者は、「BSM 承認申請書」、「BSM 承認申請事前チェックシート」および肖像権および個人情報に関する許諾書、要約書、ならびに BSM 全般の詳細説明をセットにして、承認を求める BSM のデジタルコピーをアムウェイが指定した窓口担当者または部署に提出します。「BSM 承認申請書」、「BSM 承認申請事前チェックシート」は、amwaylive.com からダウンロードできます。
2. アムウェイは、その裁量により提出された BSM の審査または審査なしの承認を行い、また対象が BSM に該当しない場合はそれを却下します。
3. BSM が一度承認されれば、アムウェイは BSM に承認番号を割当て、ABO に対して承認した旨を通知します。承認番号が BSM 上に表示された場合にのみ、BSM の ABO（事情に応じてプロスペクト）向けのプロモーション、販売および供給がアムウェイにより正式に承認されます。アムウェイが特定しない限り、BSM の承認はアムウェイが BSM を承認した日の翌月から 1 年間有効です。承認期限切れの後は、BSM がアムウェイに再提出され改めて承認されない限り、そのプロモーション、販売または供給は行えません。
4. 審査の過程でアムウェイが QAS 違反を発見した場合、BSM は却下されるものとします。しかしながら、著作者および BSM に適用される権利の保有者が許可した場合、ABO は BSM をしかるべく編集をした上で、審査および承認を受けるべく再提出できるものとします。
5. BSM のプロモーション、販売または供給は、BSM がアムウェイにより正式に承認され承認番号を得るときまで行えないものとします。承認番号と共に販売有効期間を次のように表示しなければなりません：「承認番号：日本アムウェイ合同会社 ***** 販売有効期間：** 年 ** 月 ** 日」これを下表記載の場所に配置しなければなりません。パッケージと承認番号および販売有効期間を含む最終的な BSM は、アムウェイに提出しなければなりません。

媒体	明記場所
DVD	映像内、および外装ケース
ウェブサイト/ブログ	トップページ
レシビ本／書籍	書籍本体内(インサーション対応可)

ミーティングおよびイベント BSM

●提出前の手順

ミーティングまたはイベントの前に、その主催者はミーティングまたはイベントのコンテンツが QAS のコンテンツ・スタンダードを遵守することを確実にするよう努めるものとします。

●録音・録画要件

ミーティングまたはイベントの主催者は、以下に述べるとおり当該ミーティングまたはイベントの録音または録画を制作しなければなりません。記録はミーティングまたはイベントの全容を収めなければなりません。来場者の姿を入れることはできず、またその品質はアムウェイがイベントやミーティングを QAS に照らしてその審査を行うのに十分なものでなければなりません。ミーティングまたはイベントの全容を収めるために来場者が写り込む場合は、ミーティングまたはイベントの企画に関与する主催 ABO は、来場者に対し、録画を行う旨と録画の目的を伝えなければなりません。

●提出手順：

1. ABO は、アムウェイが要求した場合、ミーティングの録音や録画をミーティングまたはイベント開催日の後少なくとも 60 日間は保管しなければなりません。
2. 必要とされた記録の提出をアムウェイが求めた場合、ABO はアムウェイが明記した方法に従って適時、記録を提出しなければなりません。

必要なトレーニング

BSM の制作もしくはミーティングまたはイベントを開催する ABO は全員、次の事項に関して必要なトレーニングを受講しなければなりません。

- a. QAS プログラム・スタンダードプロセスおよび要件、ならびに
- b. QAS コンテンツ・スタンダード

ABO に対するトレーニングは、アムウェイが無料で提供します。

さらに、ミーティングまたはイベントを開催する ABO は、ミーティングまたはイベントでスピーチする ABO が毎年 1 回確実に QAS コンテンツ・スタンダードを受領し、かつスピーカー向けのトレーニングを受講するよう手配しなければなりません。アムウェイから求められれば、ABO はトレーニングの開催方法、時期、および場所についての詳細を提供し、かつ出席者リストも提供しなければなりません。ABO は出席

者から個人情報を取得する時は、個人情報の使用目的(出席者リストの Амウェイへの提出を含みます)の十分な説明を行わなければならない、かつ取得前に本人の同意を確認しなければなりません。

コンテンツ・スタンダード

この文書は、Амウェイ・ビジネスを代表する АВО およびスピーカーの皆さんに対するスタンダードを記載しています。また、АВО の皆さんがビジネス・サポート・マテリアル(BSM)を作成する際のサポートを目的としています。

このスタンダードは広範な話題に及びますが、起こりうる全てのケースを具体的に説明して助言することは不可能です。ビジュアル、文脈、対象視聴者、規制上の制約、そしてプロスペクトや АВО の方々が受ける全体的な印象を含む多くの要素がコンプライアンスを決定します。

形式(印刷媒体、音声媒体、視覚媒体、アプリ、電子メール、ボイスメール、ウェブサイトおよびライブ配信等)の如何を問わず、誤った記述や、誤解を招いたり、不正確であったり、または人を欺く記述を BSM に含めることはできません。全ての BSM および BSM のプロモーションは、各マーケットにおいて АВО やスピーカーに対して Амウェイが定めたルールやポリシーを遵守したものでなければなりません。

Амウェイは、BSM の利用とミーティングへの出席が、АВО の皆さんのビジネス構築に当たり有効なツールとなり、および成功したグループとそのリーダーが開発したツールの利用や教えは、Амウェイ・ビジネスに有意義な影響を与えると信じています。

◆Амウェイ・オポチュニティのポジショニング

プロスペクトの方々へ Амウェイ・オポチュニティをどのように伝えるかは、それを行う АВО そしてビジネス全体の評判と信用に決定的な影響を与えます。大事なのは、プロスペクトと АВО の双方が Амウェイそして АВО の役割について明確かつ正確な理解を持つことです。プロスペクトに向けて話す際は、真実を述べ、正確でかつ誤解を招かないものでなければなりません。

プロスペクトにコンタクトし、招待し、そして関心を見極めるために

- この項でご紹介する資料は、Амウェイに対する関心の見極めることをその狙いとしています。Амウェイ・セールス & マーケティング・プランを紹介したり説明するための利用は想定していません。
- АВОやプライムカスタマーをスポンサーする活動のためのアポイントメントの際に、以下のことを明示しなければいけません。そうすることで、相手が Амウェイの話聞くかどうかを考え決める時間を得ることができます。(АВОの場合は以下①～⑥、プライムカスタマーの場合は以下①～④)
 - ①自身の氏名
 - ②Амウェイの АВОであること
 - ③Амウェイ・ビジネスへの勧誘が目的であること /プライムカスタマー制度の紹介が目的であること
 - ④Амウェイ商品の種類
 - ⑤更新時の年会費の負担について
 - ⑥ АВО は、Амウェイやその関連会社と雇用関係を持つ従業員ではなく、独立した事業主であること

以下の行為は禁止されています。

- Амウェイ・ビジネスへの勧誘やプライムカスタマー制度の紹介が目的であることを告げずに、呼び止めて同行させ、一般の人が出入りしない場所でスポンシングすること
- Амウェイ商品の購入を押し付けたり強制すること、または購入、在庫、売上などにノルマを課すること
- 真実に反したり、正確さを欠いたり、または誤解を招いたりすること
- 商品、特定負担、特定利益、契約の解除を含めた、Амウェイ・ビジネスに関する重要事項について、プロスペクトに故意に告げない勧誘行為

Амウェイ・ビジネス・オポチュニティの説明

- Амウェイ・ビジネスは、商品販売を通じておよび АВО がスポンサーした人たちが商品を販売することを援助することを通じて、収入を得るオポチュニティとして説明しなければなりません。これは АВО に対して、商品、商品トレーニング、供給、販売、顧客サービス、そして Амウェイ・セールス & マーケティング・プランを提供するビジネスです。
- Амウェイ・ビジネス・オポチュニティ以外のことを Амウェイ・ビジネスとして言及すべきではありません。АВО はオプションとしてのトレーニング・教育資料、ならびにコミュニティ・サポートであることを明確にしてください。
- ビジネス紹介にあたって主に、それが営利目的のビジネスではなく、自己改善、結婚生活の維持、または家族等との関係改善を含む自己啓発プログラムであると説明することは、ビジネスの表現として適切ではありません。このような説明は、ビジネスの主な活動が収入を生み出す以外にあるとほのめかす可能性があります。

- アムウェイ・セールス & マーケティング・プランやアムウェイ・ビジネスが減税または免税手段の一つであると述べたり、ほのめかすことは認められません。
- アムウェイに対する欺瞞的な表現を使用することは許されません。アムウェイ・ビジネスのポジショニングとして認められない表現の例をいくつか以下に挙げます。
 - 雇用の機会
 - ソーシャル・イベント
 - 市場調査
 - 税金対策セミナー
 - 経済セミナー
 - 投資セミナー
 - 健康セミナー
 - 料理教室
- 契約の主当事者はアムウェイであり、アムウェイが以下のものを提供することをプロスペクトの方に明確にしなければなりません。
 - 以下を含むアムウェイの報酬プラン：
 - ―報酬(およびその管理)
 - ―リワード(およびその管理)
 - ―表彰(およびその管理)
 - 商品
 - 商品トレーニング、商品サポート
 - 流通
- 成功や収入が保証されることを述べたり、示す表現は認められません。
- ABO になるための費用は一切ありませんが、ビジネスを行うに当たり ABO は商品購入、年会費の支払い、およびその他経費の負担を行わなければならないことは間違いなく伝えてください。

推奨される言い回し

- アムウェイは健康と美容という二つの主要商品分野を対象として、高品質の日用品を製造しています。全商品に 100% 現金返済保証が付いています。アムウェイは、あなたが副収入とワークライフ・バランスを手に入れる機会を提供できます。これによりご家族や友人の方々と一緒に過ごす時間が増えるでしょう。普段どう過ごすかは、皆さんがご自身でお決めください。しかしアムウェイ・ビジネスはどれも次のような活動を伴います。
 1. ご自身で商品を使用すること。
 2. 気に入った商品をお客様に紹介すること。
 3. あなたがスポンサーとなる方がご自分のアムウェイ・ビジネスを築く際にこれを支援すること。このような活動にどれだけ多くの時間を割くか、または少ない時間に抑えるかは、ご自身で決めることができます。

◆プランの提示・ビジネス構築

- 収入について直接または間接的に述べる場合は、真実で正確、かつ誤解を招かない必要があり、アムウェイ・セールス & マーケティング・プランおよび他のインセンティブ・プログラムを通じて得られる可能性のある収入のみを反映しなければなりません。その他の収入源は除外されます。
- アムウェイ・ビジネスの達成の種々のレベルにおける収入について述べる場合、毎年アムウェイが公表する最新の平均ボーナス取得額を用いて説明してください。
- アムウェイ・セールス & マーケティング・プランを述べる際は、バランスが取れたビジネス (ABO の商品販売、自己消費、およびスポンサー活動) の役割について、正確に、そして全てのアムウェイガイドライン、指示、手順およびポリシーに従って説明を行わなければなりません。
- ABO の商品販売** – お客様への販売行為こそが小売利益によるすぐに得られる収入の獲得手段であり、小売利益以外に追加でボーナスを得るための要件であることを伝えなければなりません。
- 自己消費** – 自己消費については、それにより商品について学び、そして個人的な体験を積むことができ、ひいては商品販売にも有益であるという特徴を伝えなければなりません。個人使用により節約できる金額は収入には該当しませんので、そのような説明は避けるべきです。ビジネスを卸値で購入できる会員制組織であるなどとのめかすことは認められません。アムウェイ・ビジネスの成功は、個人消費のみによっても築くことができ、スポンサリングも商品販売も不要であるなどとのめかすことは、行動規準に沿っていません。なぜなら顧客の獲得こそがアムウェイ・セールス & マーケティング・プランの必

須の要素だからです。

- スポンサリング** – スポンサリングにより ABO はアムウェイ・セールス & マーケティング・プランのオポチュニティを最大限にするものの、スポンサリングそのものから収入が得られる訳ではないことは強調されなければなりません。スポンサリングだけで ABO として成功でき、またはボーナスを得ることができる、などと述べたり、それをほのめかすことは誤りであり認められません。スポンサリングについて説明するときは、スポンサーと新しい ABO との間のこれまでの、または現在の個人的なつながりが重要である点を強調しなければなりません。

推奨される言い回し

アムウェイ商品を使ってみたらとても良かったので、他の人達にもお勧めできると自信が湧きました。それで、新しいお客様に商品の話をするようになりました。

「アムウェイ・オポチュニティのポジショニング」で許される内容と許されない内容

※このリストは全てをカバーするものではありません

＜許される内容＞

- ダイレクト・セリングの機会
- アムウェイ・ビジネス
- アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン
- アムウェイ・オポチュニティ
- 副業の機会
- 副収入を得る機会
- 努力に応じた収入の積み重ねにより資産形成につながる可能性があるビジネス

＜許されない内容＞

- フランチャイズ
- 経済 / 投資セミナー
- ダイヤモンド資格を得るには 6 人見つけて、スポンサリングするだけ
- 代理店
- 自己啓発プログラム
- 雇用の機会

内容が許されない理由

フランチャイズ事業者には、ダイレクト・セリングと異なる規制上のガイドラインが適用される可能性があります。

アムウェイ・セールス & マーケティング・プランをビジネスの説明以外のものとして説明するのは誤解を招きます。

手早く、簡単に成功し目的が達成できるという説明は、ビジネスの成功に必要な時間と努力に関する誤解を招きます。

◆時間と努力

- 成功は保証されているという説明は認められません。
- 働く時間の長さやその配分は、一人一人の ABO が完全に自由に決められます。アポイントメントを取る作業や、電話の回数等にノルマを課すことは認められません。

◆事実と数字

企業情報

- 企業統計、格付および沿革についての情報は日本アムウェイや Alticor Inc. の最新の公表内容に沿ったものとし、これから逸脱することはできません。形式や媒体の如何を問わず、アムウェイや Alticor Inc. の専有情報および機密情報を利用することは認められません。
- ビジネスやアムウェイ商品の促進のために利用するものは、説明書、統計、直接引用、その他情報等を含み、常に真実、正確でかつ誤解を招かないものでなければなりません。さらに、スピーチおよび録音されたものを除き、統計を伴う BSM は全て、使用時の当該 BSM 内で、統計の情報源と日付を記載しなければなりません。

創業者ファミリー

●デヴォス家およびヴァンアンデル家については、アムウェイおよび Alticor 企業群の所有に関してのみ言及することが許されます。デヴォス家およびヴァンアンデル家の私的なプロジェクト、事業および慈善事業に触れる場合は、常にその内容について正確を期した上で、アムウェイおよび Alticor 企業群と明確に区別しなければなりません。

統計的情報

●グラフ、画像、引用、および統計のデータに言及する場合は、それらが本質的に歴史的である場合を除き、確認された、信用できる最新(3年以内とします)の情報源によりその内容が裏付けられなければなりません。事実は、意図されるマーケットに適用できなければなりません。

推奨される言い回し

アムウェイは 1959 年米国ミシガン州で創立され、日本では 1979 年から事業を行っています。アムウェイは 100 を超える国や地域でその商品を販売し、世界中の ABO に対して支払った金銭的報酬は、歴史上、他のいかなるダイレクト・セリング企業よりも多いものです。*

* 出典：Euromonitor International Limited: www.euromonitor.com/amway-claims

◆知的財産

著作権のある素材の利用

●第三者から入手したか、アムウェイもしくは Alticor Inc. が制作した、楽曲、テキスト形式の素材、グラフ、写真、人々やモデルの画像、ロゴ、もしくは商標を含むが、これに限定されない、著作権のある素材または他の知的財産を、所有者の適切なライセンス、許可または許諾なく、かつその証明もなく利用することは認められません。

BSM の開発または使用に関連して演奏、上演、記録または放送がなされた楽曲は、適切なライセンスを得ていなければなりません。ライセンスおよび許可に必要な全ての証拠は保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

●著作権のある素材には、楽曲、書籍、雑誌、記事その他の文書(抜粋および翻訳を含みます)、講演、写真、図柄(インターネット上のクリップアートを含みます)、ウェブサイト・ブログ・他のソーシャルメディア上の投稿物、ビデオ、映画、演劇、彫刻、建物、および 3D 形態物、ならびにコンピュータ・ソフトウェアが含まれますが、これらに限定されません。

●楽曲に関する特記事項：インターネットを介して再生、改變、演奏、上演、記録、放送またはインターネットを介してストリーミング配信された楽曲は、適切な書面による所有者の譲渡、ライセンスその他許可がない限り、または当該使用を許可する適用法を介した譲渡、ライセンス、その他の許可がない限り BSM に関連して使用することはできません。場合によっては記録された楽曲を利用する場合に複数のライセンスが必要となることがあります。入手した書面の許可は ABO が保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

●著作権者は、著作権のある素材の使用について限定された権利だけを許諾することがあります。これらの権利は、期間、利用方法、地域または媒体等、いくつかの方法で制限される可能性があります。従って、ある状況において著作権のある素材を使用するためのライセンスは、他の状況では同じ素材が利用できないことがあります。ABO は、ご自分が行う著作権のある素材の利用が、著作権者が付与した許可の範囲内であるかを確認する責任があります。

◆ミスを避けるためのコツ

1. インターネットで入手できる素材が無許可でも複製可能なものだと思います。インターネット上の投稿作品は著作権の対象であるかもしれません。これには ABO のサイトを訪れた方が提供した素材の再利用が含まれます。ご自分のサイトに投稿された素材の再掲載や再利用を希望されるときは(お客様の言葉を販促資料に再掲載する場合等を含みます)、必ず許可を求めてください。
2. ご自分のウェブサイトでコンテンツの投稿を許可した場合、他人による素材の投稿に対する条件は、BSM 上の制約に従う必要があります。これにはアムウェイの承認を得ない BSM の投稿の禁止が含まれます。
3. iTunes ストアその他の楽曲提供業者から楽曲を購入したとしても、購入者があらゆる目的で購入楽曲を利用できるわけではありません。例えば、ビデオ等で、BSM に関連して楽曲を利用したり、インターネット上での利用を行う場合、追加のライセンスが必要となることがあります。
4. 著作物のほんの一部でさえ引用する場合、著作者の著作権を侵害することがあります。他人の記述や講演内容を利用する場合は、事前許可を取ってください。著作者の氏名を出す場合も、書面許可が必要とな

る場合があります。

5. 著作権のある素材についてアムウェイが使用するライセンスを既に得ていたとしても、必ずしもそのライセンスが ABO によるその素材の利用に及ぶとは限りません。

◆パブリシティ権

●個人の肖像を ABO の皆さんが BSM 内で利用することは、ご本人の事前の書面による許可がない限り控えてください。これには個人の氏名、写真、画像または音声が含まれます。これは著名人、アムウェイの社員そして他の ABO の方々に適用します。

ABO は、ご本人から書面による許可を入手した場合はこれを保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

●個人の画像の利用許可は、期間、利用方法、地域または媒体等、いくつかの方法で制限されることがあります。従って、ある状況において、ある人の肖像を利用する許可は、他の状況では同じ画像を利用する権利を許可しないことがあります。みなさんの利用が付与された許可の対象となっているか確認してください。

パブリシティ権が発生する典型的な例は以下のとおりです。

1. 写真に複数の人の姿が写り込んでいます。撮影者は ABO に対して写真利用の書面による許可を与えます。しかしながら、いかなる態様であっても、写真に写り込んでいる人の画像を利用するに先立ち、事前に個々の人達の書面による許可を得るべきです。(例えば、肖像権使用許諾同意書のような書面です。)
2. 著名人がモチベーションを高めるスピーチのために ABO のミーティングに登場します。ABO はスピーチを記録する許可をご本人から得ました。この許可は、著名人の氏名をビジネスの促進やその他の目的に利用する権利を自動的に含むものではありません。

◆適切な商標利用

●第三者またはアムウェイもしくは Alticor Inc. の商標については、ABO は商標所有者の事前の書面での譲渡、ライセンス、またはその他の許可を得ない限り、その複製、配布その他の方法の利用は行わないものとします。書面許可は ABO が保管するものとし、かつアムウェイの求めに応じて提出しなければなりません。

●アムウェイまたは Alticor Inc. が所有する商標およびロゴの図柄、商品写真および企業関連の画像は、アムウェイが指定する承認済みの会社の提供元からのみ入手可能です。

●商標は固有の形容詞です(決して名詞ではありません)。その後には必ず商品の一般的な(または普通の記述的な)名称を添えなければなりません。会社の標準的なスタイルは、アルファベットで記載する場合は文字列の中で冒頭のみ大文字、または特有の字体、太文字、もしくは識別できる様式で商標を表示し、その後には“TM”シンボルを添えます。日本語表記としての標準的なスタイルの場合は、“TM”シンボルを添えるものです。標章自体が全て大文字または小文字の場合は、冒頭のみ大文字とするルールの例外となります。

例：L.O.C. ™、Nutrilite ™、XS ™、Amway Queen ™、アムウェイ クィーン™

一般的な商品説明の用語にアルファベットを用いる場合は小文字だけにしなければなりません。

例：Artistry ™ waterproof mascara、アーティストリー™ウォータープルーフマスカラ

商標を示すシンボル(TM または®)は、商標を使用する都度、その最後に付ける必要があります。文章やコピーの中では、常に商品を説明する用語または名詞を商標の後に付けてください。

●以前に許可された BSM の複製、およびこのコンテンツ・スタンダードの公表日現在に制作され・承認される新しい BSM には、変更されたアムウェイの標準的なコーポレート・スタイルが適用されます。以前承認され、このクオリティ アシュアランス・スタンダードの公表日現在に存在している全ての BSM については、従前のアムウェイの標準的なコーポレート・スタイル(全て大文字か、または特有の字体、太文字、もしくは認識できる様式)でも認められます。

商標告知 – TM シンボルは、その所有権の説明文を脚注に入れないで使用してください。ただし、アムウェイによる審査の過程で別途指示があった場合はこの限りではありません。標準的なコーポレート・スタイルは、文字列の中で冒頭のみ大文字、または特有の字体、太文字、もしくは識別できる様式で表示することです(例：Nutrilite™ サプリメント)。特有のスタイルのロゴの態様で標章が表示される場合は、小文字の使用もできます。一般的な商品の記述用語は、小文字だけが許されます(例：Artistry ™ waterproof mascara.)。TM シンボルは、その都度商標の後に添えてください。

商号と商標は同じではありません – 商標を商号と混同してはいけません。商号は会社やビジネスの名称で

す。商号は固有名詞です。商号は所有格で使用することができ、一般名を必要としません。商号の後に商標を告知するシンボル(™または®)を使用することは必要ありませんし、適切ではありません。
例：「アムウェイは素晴らしい商品を作っています」または「私はアムウェイの最新の Nutrilite™ プロバイオティックス サプリメントが大のお気に入りです。」

◆素材の品質

全ての BSM は、ABO にとって、プロフェッショナルで快適な視覚、感触、音声体験をもたらすものとし
ます。

アムウェイ制作の素材

- アムウェイが制作した素材は全て著作権で保護されており、その全部か一部かを問わずアムウェイの許可がない使用や複製は行えません。アムウェイが制作した素材を ABO が BSM に取り入れる場合、ABO はアムウェイの許可を得た上で、BSM の中でアムウェイ制作素材の後に次の告知を入れなければなりません。：
- ©(制作年を入れる)(アムウェイの会社名を入れる(すなわち、Alticor Inc. または Amway Corp.))(マーケットを入れる)。

アムウェイ社員

- アムウェイの社員や担当者が話す内容は、アムウェイの事前の書面許可がない限り、その全部か一部かを問わず、記録、複製、利用、供給、または販売できません。

他の情報元

- 定評のあるマスメディアの出版社が行ったテスト結果については、書面許可が得られれば、これを引用することは可能です。しかし、その結果をアムウェイまたはアムウェイ商品推奨として表明することはできません。BSM においてアムウェイ商品に関連して情報元として健康または医療関係団体や類似組織に言及することはできません。

◆商品説明

アムウェイ商品を表現する際には、医薬品医療機器等法、景品表示法、特定商取引法等の関連法令に違反しない表現を使用してください。ABO は、日本での使用が承認されているアムウェイの公式情報源およびアムウェイの公式ウェブサイトに基づいて表現を作成しなければならず、アムウェイの公式情報源から引用した表現を誇張または省略することなくそのまま使用することもできます。

化粧品および医薬部外品については競合他社の商品との比較実演を禁止します

化粧品の優位性を示すため競合他社の商品と比較することは禁じます。競合他社の商品を誹謗する広告は医薬品医療機器等法のもとで禁止されています。たとえ事実を伝えたとしても、ABO は比較実演は行えません。それが広告である限り誹謗として判断されるからです。

エンドースメント(推奨)および証言

- 原則として、化粧品や医薬部外品の効果に関する推奨および体験談は、医薬品医療機器等法により禁止されます。しかしながら、ABO は一対一で、またはそれに似た状況において、化粧品や医薬部外品の効果について推奨や体験談を行う場合、その推奨や体験談は正直であり、誤解を招くものでなく、さらに、化粧品の効果の範囲内もしくは当該医薬部外品の承認された効果の範囲内でなければなりません。
- 化粧品や医薬部外品以外の商品の推奨や体験談は正直であり、誤解を招くものでなく、さらに当該商品が医薬品や医薬品と同等のものであると示唆してはいけません。
- 推奨や体験談は、本人の正直な意見を反映したものでなければなりません。しかしながら、理容師や美容師のような専門家の推奨や体験談を使用することは許されません。
- アムウェイが法的に訴求できない商品の特長を説明するために推奨や体験談を利用してはなりません。
- アムウェイと ABO との関係は明確にしておく必要があります。

許されないコンテンツ(一部の例示)

- 疾病に関する記述
- 医薬品的な説明
- 分析、診断

- 治療、治療または予防に関する直接的または間接的な記述
- 薬草、有機、または自然という用語の使用(アムウェイがその商品、成分または農園の解説に当たり使用しているのと全く同じ内容で使用する場合は除きます)

推奨される言い回し

私達は、人々が日常的に使う商品を販売しています。アムウェイは幅広い商品カテゴリーにわたる 450 種類を超える良質な商品を提供します。これらには100%現金返済保証が付いています。

◆所得についての話

収入

- 所得について直接または間接的に表現する場合、その内容は真実、正確で、かつ誤解を招かないものでなければならず、かつアムウェイ・セールス & マーケティング・プランおよび他のインセンティブ・プログラムを通じて得られる収入のみを反映したものでなければなりません。アムウェイの行動規準に基づき、ABO の収入を説明する場合、アムウェイが公表している平均ボーナス取得額の最新の数字を用いなければなりません。
- 努力し続けること、資格達成することなしに、収入が継続的に発生すると(またはその同義語で)説明することは許されません。
- 収入に関する表現は全て、誇張のない、現実的なものでなければなりません。ABO の収入は、アムウェイが公表する ABO の最新の平均ボーナス取得額を使用して説明されなければなりません。
- 収入が保証されているとか、確実に得られるといった話は認められません。

引退

- ABO は、アムウェイ・ビジネスを本業として行うために、従来の仕事を辞めても良いレベルまでビジネスを構築することができます。アムウェイ・セールス & マーケティング・プランを通じて収入を得るには時間と努力が必要であることを明確にする必要があります。アムウェイ・ビジネス・オポチュニティは生涯にわたる収入を保証するものではありません。アムウェイは、一般的な意味での「引退」を提案しません。なぜならば、収入の維持には資格が必要だからです。売上を実現できている限り、収入を得ることができます。

相続

- アムウェイ・ビジネスの相続については、相続人も資格を有し、ビジネスにおいて継続的な努力を行わなければなりません。このことを伝えず、アムウェイからの収入が相続可能であるなどと述べたりほめかすことは許されません。

推奨される言い回し

- あなたが実際にどれほど稼げるかは、あなた次第であり、あなたがどれだけアムウェイ・ビジネスに注力するかによります。アムウェイは商品販売の結果に基づき人に報います。

所得についての話の許される内容と許されない内容

※このリストは全てをカバーするものではありません

< 許される内容 >

- 説明している内容がアムウェイ・セールス & マーケティング・プランから得られる収入だということ
- を明確にしなければなりません
- 成績別ボーナスによる収入
- 継続的な努力を伝えたり暗示しながらの継続的な収入は認められます
- 商品販売に基づく維持可能な収入・ボーナスは、保証されたものではありません
- 実績に基づいた収入
- アムウェイが提供する最新の平均ボーナス取得額
- 低いリスク
- 努力に見合った権利的な収入(ボーナスが生涯にわたり得ることができる既得権からの収入として表現されない限りこの表現は許されます。)

< 許されない内容 >

- 繰り返し得られる収入、不労所得、ロイヤリティ

- リスクがない
- 二度と働かなくてもいい
- 収入達成や、達成のピン・レベルに期限を設けること
- 個人使用により節約できる金額が収入であると説明すること
- 権利
- ボーナスが生涯にわたって受け取れる既得権から生ずる収入であると説明すること
- エメラルドは年収 1,000 万円、ダイヤモンドは年収 2,000 万円

内容が許されない理由
「繰り返し得られる収入、不労所得」等の言葉は、アムウェイ・ビジネスで収入を得るのに継続的な努力は不要であるとのめめかすものです。
具体的なピン・レベルや収入の達成に通常期待される期限を持ち出すことは、保証をほのめかすものです。会員価格での購入に基づく節約分を収入または利益として説明することは誤解を招きます。

◆ミーティングおよびイベントへの参加ならびに BSM の購入
参加や購入は任意です

- ミーティングおよびイベント、BSM プログラムへの参加や、BSM の購入は任意であり、アムウェイ・ビジネス構築に当たって必須ではないことを説明しなければなりません。
- BSM プログラムへの参加は、ABO のビジネス成功に役立つこともありますが、成功を保証するものではありません。
- ABO としての登録に、いかなるものも購入が必要であると示唆するのは、認められません。

返金ポリシー

- BSM は全て、購入後 30 日以内であれば販売者に返却して購入価格の 100%（適用される税金分を含みます）の返金を受けることができます。BSM を販売した人は、返金を行う責任と義務を負います。しかしながら、ミーティングやイベントのチケット料金、または入場や参加の料金は返金不可となります。

金銭的責任

- 購入する ABO が、社会通念上金銭的に無責任な判断や行爲だと思ふようなアムウェイ商品や BSM の購入、またはその他の行爲や行動の話をすることは認められません。
BSM に必要なお金が投資の機会であると述べたり、そのようにほのめかすことは認められません。

その他のビジネス・オポチュニティ

- アムウェイ・ビジネス以外のビジネス・オポチュニティの売り込みに BSM を利用することはできません。

ミーティングおよびイベントへの参加ならびに BSM の購入について、許される内容と許されない内容
<許される内容>

- 資料の購入およびミーティングやイベントへの参加が任意であることを明確にしなければなりません
- サポートする仕組み
- トレーニングへの参加で得られるものは教育、モチベーション、ビジネス発展のためのサポート、コミュニティです

<許されない内容>

- トレーニングへの参加が成功を保証すると述べたりほのめかすこと
- トレーニングへの参加がアムウェイ・ビジネスを行う必須条件だと述べたりほのめかすこと
- 結婚相談、スピリチュアルなカウンセリング、お金についてのカウンセリング
- トレーニングを高等教育と同等のものとして扱うこと

内容が許されない理由

成功はミーティングやイベントへの参加、または BSM の購入に基づいて保証されるものではありません。
トレーニングの役割は、ABO がそのアムウェイ・ビジネスを構築するに当たりこれを支援することであり、個人的な問題のカウンセリングを提供するものではありません。
トレーニングによって、従来型の教育に関連する学位や認定がもたらされることはありません。

◆アムウェイ・ビジネスの環境

アムウェイ・ビジネスは平等な機会のビジネスとして紹介しなければなりません。

スピリチュアル・宗教に関する話

- スピリチュアルや宗教に関する話を交わすことは認められません。
- 道徳・社会的な問題に関する話**
- アムウェイ、Alticor Inc. それらの関連会社、従業員または ABO の名誉を傷つけるような話は許されません。
- 他人の信念を毀損するような個人的な信念を表明するためにビジネスの場を利用することは認められません。
- ABO に対して家族および／または友人との接触を制限したり、その絆を断ち切るよう働きかけることは認められません。
- ABO に対して仕事にふさわしい服装を維持することを提言することは適切です。しかしながら、特定の制服を指定することはできません。

政治的な話

- 政治的な話を交わすことは認められません。

◆第三者(アムウェイ関係者以外)が制作した資料

第三者(アムウェイ関係者以外)が制作した資料を BSM として申請することは許されません。

◆ウェブサイト・ホームページ

- ABO はウェブサイト / ホームページを開設してもよいですが、開設の前に審査および承認のためにアムウェイに「BSM 承認申請書」を提出しなければなりません。以下の項目を含むページは ABO のみにアクセスを制限するためパスワードで保護しなければなりません。
- アムウェイが承認した BSM のリスト
 - BSM のコンテンツ
 - アムウェイ・セールス & マーケティング・プラン
 - ミーティング / イベント情報、チケット情報

デジタルコミュニケーション・スタンダード

デジタルコミュニケーションとは、テキスト(文字)、画像、動画、音声、その他情報を電子的にコンピューターや携帯端末を使用して送信することです。これには全てのオンライン上のコミュニケーションが含まれ、電子メール / SMS、ソーシャルメディアやメッセージアプリ (Facebook、Instagram、X、YouTube、LINE、WeChat、WhatsApp、Snapchat など)、ブログ、ホームページ、ポッドキャスト、ライブストリーミング、モバイル・アプリケーション、広告、掲示板 / フォーラム、デジタルイベントなどを活用しますが、この限りではありません。

規則遵守

ABO は、アムウェイのビジネス、商品またはサービスに関する直接的または間接的な全てのデジタルコミュニケーションについて、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード (QAS)」、「デジタルコミュニケーション・スタンダード」および関連する法令・規則を遵守しなければなりません。また、オンライン上の各種プラットフォームの利用規約を守らなければなりません。
ABO が発信する情報は真実、正確、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。アムウェイは、ABO のデジタルコミュニケーションについて、その削除、取り消し、消去、修正、またその他いかなる是正も求めることができます。
このスタンダードに記載されている例示は、参考にするためのものであり、許可 / 不許可の全てを取り上げてはいません。

禁止されるデジタルコミュニケーション - スパムメッセージ / 未承諾広告メール

ABO は、スパムメッセージや未承諾広告メールを送信することはできません。この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」ではスパムメッセージを、1 対 1 の個人的な既存の関係のない相手や、アムウェイ

を紹介する前の直接的な相互交流のない相手に対して送られるデジタルコミュニケーションとして定義しています。ABO からのデジタルコミュニケーションを受け取することを承諾していない個人に対して送られるメッセージ、またデジタルコミュニケーションを事前に拒否したり、対象から外してほしいと意思表示をしている個人に対して送られるメッセージはスパムメッセージになります。未承諾広告メールは、「特定電子メール法」により厳しく規制されており、承諾を得ていない相手にアムウェイのビジネスや商品の広告を含む内容の電子メールを送ることは禁止されています。

オンライン上でコミュニティをつくる

デジタルコミュニケーションを利用して、興味があることや話題を共有するために人がオンライン上に集まっているのがオンラインコミュニティです。例えば Instagram のアカウント、LINE のグループ、趣味の交流サイトなどがオンラインコミュニティです。ABO はアムウェイのビジネスや商品について話すオンラインコミュニティをつくることができます。コミュニティをつくるときには、プル型とプッシュ型といわれる 2 つのコミュニケーション方法を上手に利用して、スパムメッセージ／未承諾広告メールとなることを回避します。ABO はどのような状況であっても、直接的か間接的かを問わず、他の系列の ABO に系列の変更を勧誘したり、変更の手伝いをすることは一切禁止されます。

プル型のコミュニケーション

ABO は、個人が ABO の投稿や書き込みを見つけて「オプトイン」できる環境をつくり、相手を特定せず広くアムウェイに関する情報を発信することが認められます。これをプル型のコミュニケーションといいます。このスタンダードで定義する「オプトイン」とは、個人が情報や交流を求めて自ら ABO のデジタルコミュニケーションを見つけて、コメントやフォロー、「いいね！」をしたり、ABO のオンラインコミュニティに参加や登録をしたりすることをいいます。ABO からのデジタルコミュニケーションを受け取ることには積極的な意思を示していることや承諾している状態も「オプトイン」です。プル型のコミュニケーションは、ABO が単独で所有または管理するデジタル資産上に情報を投稿し、個人がそれを見つけて「オプトイン」することから始まります。デジタル資産とは、ソーシャルメディアのアカウントやウェブサイトなどを指します。この方法でオンラインコミュニティを作っていくことにより、投稿を見ている個人がスパムメッセージや未承諾広告メールを受け取ることなく、個人が自ら ABO とつながることを選択することができます。

【例】プル型のコミュニケーション

- (a)ABO がアーティストリー商品についてポストします。個人がその ABO の X アカウントを見つけ、コメントします。ABO はこの個人とコミュニケーションを始めることができます。なぜなら、このデジタル資産は ABO が所有または管理しており、個人は自らそれを見つけてコメントすることによって、その ABO のコミュニティに「オプトイン」しているからです。
- (b)ABO がアムウェイ・ビジネスに関する情報を掲載する Facebook ページを作り公開します。これは認められます。なぜなら、その Facebook ページは ABO が単独で所有または管理するデジタル資産であり、投稿を見たい個人は自らそのページに「オプトイン」しなければならないからです。
- (c)ABO がハッシュタグ「#LifewithAmway」をつけて自分のアカウントに投稿し、個人が Instagram の検索から ABO を見つけられるようにします。これは認められます。なぜなら、ABO がハッシュタグをつけたアカウントは、ABO が単独で所有または管理しているデジタル資産であり、個人は積極的にそれを探して、その ABO のコミュニティに「オプトイン」することができるようになっているからです。
- (d)ABO が自分の公開された X のプロフィールにアーティストリーのライトアップリップグロスについて書き込みます。個人が X の検索機能を使って ABO の投稿を見つけて「いいね！」をします。これを受けて ABO は個人に返信してフォローします。これは認められます。なぜなら、投稿に「いいね！」をすることで個人はその ABO のコミュニティに「オプトイン」したからです。
- (e)公開されている YouTube チャンネルのコメント欄に、ABO が自分のアムウェイ・ビジネスの Facebook ページを宣伝するためにそのリンク先を貼ります。これは認められません。なぜなら、コメント欄にリンク先を貼った YouTube チャンネルは、ABO が所有または管理しているデジタル資産ではないからです。

誰でも閲覧できる環境のデジタルコミュニケーションの中に、アムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容が含まれる場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ABO は、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク (<https://amwaylive.com/go/law/>)

を貼り、氏名、住所、電話番号を明記することが必要です。またニュートリライト商品やアーティストリー商品を販売促進する内容がデジタルコミュニケーションに含まれ、誰でも閲覧できる環境で投稿されている場合、商品に関する表現は、「医薬品医療機器等法」によりその効能効果の表記が定められていることに留意してください。効能効果を個人の体験談として表現することはできません。全ての商品の説明において、QAS コンテンツ・スタンダードに準拠した表現を使用してください。

プッシュ型のコミュニケーション

ABO は、個人やグループにメッセージを送信したり、コンテンツをデジタル資産上に投稿したりすることができます。これをプッシュ型のコミュニケーションと言います。プッシュ型のコミュニケーションには 2 つのタイプがあり、1 つは認められますが、もう 1 つは認められません。

認められるプッシュ型のコミュニケーション

ABO は、既に 1 対 1 の個人的な交流がある個人に対して、メッセージやコンテンツを自分から送信することができます。さらに、ABO からデジタルコミュニケーションを受け取することを承諾したり、ABO のコミュニティに入ることに関心を示している個人にメッセージやコンテンツを自分から送信したり投稿したりすることができます。ただし、アムウェイのビジネスや商品、プライムカスタマー入会をお勧めするような内容が個人に送信されるメッセージに含まれる場合、コミュニケーションをしている相手がアムウェイの ABO であることを認識していて、「アムウェイご紹介カード」に事前に同意していることを前提とします。

【例】認められるプッシュ型のコミュニケーション

- (a)ABO が自分の Instagram のフォロワーである個人に対してニュートリライト商品についてメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人は ABO のアカウントのフォロワーになることによりその ABO のコミュニティに「オプトイン」しているからです。ただし、ニュートリライト商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアムウェイの ABO からアムウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取することを承諾していることが前提です。
- (b)ABO が自分の Facebook ページに美容情報を投稿します。個人がこれを見つけて「いいね！」をします。ABO はアムウェイの商品について話すために個人にダイレクトメッセージを送ります。これは認められます。なぜなら、個人は Facebook の投稿に「いいね！」をしたことでその ABO のコミュニティに「オプトイン」したからです。ただし、商品についてメッセージを送る前に十分に相互交流をして、個人がアムウェイの ABO からアムウェイに関するデジタルコミュニケーションを受け取することを承諾していることが前提です。
- (c)スポーツイベントで ABO が個人と知り合い、LINE の ID を交換して、アムウェイ・ビジネスに関してメッセージをダイレクトに交わします。これは認められます。なぜなら、ABO は個人と対面で知り合い、1 対 1 の関係があるからです。ただし、アムウェイ・ビジネスに関してメッセージを受けることを個人が承諾していることが前提です。
- (d)ABO が趣味のお料理専用の Facebook グループの単独のオーナーで、グループのメンバーに向けてアムウェイの調味料の購入をお勧めするコンテンツを投稿します。Facebook グループの規則が守られていれば、これは認められます。なぜなら、ABO は Facebook グループのメンバーと相互交流があり、メンバーは ABO のコミュニティの一員として「オプトイン」していて、「アムウェイご紹介カード」に同意しているからです。
- (e)趣味の釣りのオンライングループで、そこに参加している個人が「アムウェイの ABO の知り合いがいる人はいませんか？」と投稿しました。ABO が同じグループにいて個人にダイレクトメッセージを送信できる環境であればメッセージを送ることは認められます。グループの他のメンバーが ABO を紹介するため、個人の連絡先などを ABO に教えるような場合、個人が ABO からのメッセージを受け取ることに同意が得られていることをメンバーに確認した上で、ABO は個人にメッセージを送ることが認められます。

認められないプッシュ型のコミュニケーション

ABO が 1 対 1 の既存の関係や相互交流のない相手や、ABO からのデジタルコミュニケーションを受け取る意思を示していないまたは承諾していない相手とデジタルコミュニケーションをすることは認められません。この行動はスパムメッセージ／未承諾広告メールの送信に該当するため一切認められません。

【例】認められないプッシュ型のコミュニケーション

- (a)ABO がオンライン掲示板で見つけた個人に対して、アムウェイに関する内容のメッセージを送ります。これは認められません。なぜなら ABO と個人の間には 1 対 1 の関係はなく、事前の相互交流もなく、個人は ABO のコミュニティに「オプトイン」していないからです。
- (b)ABO が地域活動団体に参加していて、団体に登録している近隣住民のメールアドレスや LINE ID などの情報を入手します。次に開催するアムウェイのホームミーティングに近所の人達を招待するためにこの情報を使用してメッセージを送信します。これは認められません。なぜなら、団体活動をしている立場で入手した情報の不正利用となり、相手は ABO からのメッセージを受け取ることに承諾していないからです。
- (c)ABO が LinkedIn の同じ同窓会グループに属している知らないメンバーに、アムウェイ・ビジネスに関するメッセージを送ります。これは認められません。なぜなら、ABO はこのデジタル資産上のグループを所有も管理もしておらず、その個人と既存の人間関係もなく、これは個人が ABO のコミュニティに「オプトイン」している状態ではないからです。

ABO に限定する内容(ライブストリーミングに一部例外あり)

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、ABO に閲覧を限定したコミュニティでのみ投稿、掲載が可能です。

- アムウェイにより承認されたビジネス用 BSM および BSM 予告
- ミーティング／イベント情報、チケット情報

投稿が禁止される内容

次の内容を含むデジタルコミュニケーションは、いかなる閲覧環境においても投稿や掲載は認められません。

- 系列の構成やそこに含まれる ABO の氏名等個人情報
- 機密および取り扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関する全ての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

オンラインコミュニティでの交流

個人がいったん ABO のオンラインコミュニティに自由な意思と選択で「オプトイン」すれば、その後はプル型かプッシュ型かを問わず、その個人とデジタルコミュニケーションをすることができます。その際に ABO は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシュアランス・スタンダード」、およびこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」を遵守してください。しかしオンラインコミュニティを作ろうとするときは、必ずこのプル型およびプッシュ型のコミュニケーションを活用し、さらに次の各項も遵守しなければなりません。

アムウェイ・ビジネス、プライムカスタマー制度の紹介

ABO は、個人が ABO のコミュニティに「オプトイン」していることを前提に、その ABO が単独で所有または管理しているデジタル資産上でアムウェイ・ビジネスやプライムカスタマー制度の紹介をすることができます。同様に、ABO と 1 対 1 の個人的な既存の関係があり、十分な相互交流をしている個人に対して、アムウェイ・ビジネスやプライムカスタマー制度の紹介をすることができます。これらのデジタルコミュニケーションには相手のアクションを促す文言(リンクを貼るなど)を含めることができます。なお、誰でも閲覧できる環境でアムウェイ・ビジネスへ参加することを勧める内容を投稿する場合は、「特定商取引に関する法律」により重要事項と広告主の表示が必要になります。ABO は、アムウェイ公式ウェブサイトの法定広告記載事項のリンク (<https://amwaylive.com/go/law/>) を貼り、氏名、住所、電話番号を明記することが必要です。また、特定した個人に ABO やプライムカスタマーになることを勧めるような内容のメッセージを送る場合は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に則り、アムウェイのビジネス・商品やプライムカスタマー入会をお勧めする前に、「アムウェイご紹介カード」を使い、同意を得てからアムウェイ・ビジネスやプライムカスタマーの紹介をしてください。

ABO が作成するコンテンツ

ABO は、動画、音声、画像(商品、人、その他)および ABO 本人の画像(本人撮影)を作成して、オンライン上の交流に活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられるアムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ABO が作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィール

や背景に使用することはできません。

【例】アムウェイ・ビジネス、プライムカスタマー制度の紹介

- (a)ABO が、本人の Instagram のアカウント上にアムウェイ商品を手にした自撮り画像を投稿し、「アムウェイ・ビジネスについてもっと知りたい人はダイレクトメッセージをください」という相手のアクションを促す文言を加えます。これは認められます。なぜなら、ABO はこのデジタル資産を管理または所有しており、このメッセージを見た個人はメッセージを送るかどうか自由な意思で選択することができるからです。ただし ABO は、アムウェイ・ビジネスの広告をしているため、この投稿にアムウェイ公式サイトの法定広告記載事項のリンクを表示し、氏名、住所、電話番号を明示していなければなりません。
- (b)ABO が X アカウントで ABO になることを勧める内容をポストします。フォロワーに向けて ABO になることのメリットを説明し、なりたい人は自分に連絡をするよう呼びかけます。これは認められません。なぜなら、このポストを見た個人は今後ビジネスに関する追加情報を受け取るかどうか、個人の自由な意思で選択することができるからです。ただしこのポストで ABO は、アムウェイ公式サイトの法定広告記載事項のリンクを表示し、氏名、住所、電話番号を明示していなければなりません。
- (c)ABO が友人のブログの投稿欄に、アムウェイ・ビジネスを勧める内容の動画を投稿します。これは認められません。なぜなら、ABO はデジタル資産の所有者でも管理者でもなく、ブログの利用者は ABO のコミュニティに「オプトイン」していないからです。
- (d)ABO の X アカウントにフォロワーからプライムカスタマーになりたいとダイレクトメールが届きました。ABO は、自身の氏名、アムウェイの ABO であること、プライムカスタマー制度の紹介が目的であること、アムウェイ商品の種類を伝えた上でアポイントメントをとり、「アムウェイご紹介カード(プライムカスタマー)」で相手の同意を得て、自らをスポンサーとしたプライムカスタマー制度の紹介を行いました。これは認められます。

ABO ・ プライムカスタマーのスポンサー活動における氏名、目的などの明示義務

商品について興味をもった個人からメッセージを受けた場合、ABO は自分がアムウェイの ABO であることや氏名等をまず明示し、相手がアムウェイの ABO とコンタクトしていることが分かるようにしてください。また「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の 5. スポンサーの責任と義務を遵守してください。

アムウェイ商品の流通

ABO は、スパムでない限り、アムウェイ商品の購入方法についての情報を伝え、シェアすることができます。興味をもった方にシェアパーカーボンコード(アムウェイ公式ウェブサイト(amwaylive.com))にて商品を購入する際に使用するクーポンコード)を提供することができます。ABO が仕入れた商品を ABO のオンラインコミュニティ上で販売する行為は、認められません。「特定商取引に関する法律」の通信販売に該当し詳細に表示規制されているためです。

ABO が作成するコンテンツ / プロダクトプレイスメント

ABO は、動画、音声、画像(商品、人、その他)および ABO 本人の画像(本人撮影)を作成して、デジタルコミュニケーション・スタンダードを遵守した上で、アムウェイ商品を販売促進することに活用することができます。アムウェイの商品が含まれているかどうかは問いません。ただし、添えられるアムウェイに関する文言は真実であり、正確で、誤解を招かないものでなくてはなりません。なお、ABO が作成したコンテンツにアムウェイのブランドロゴが含まれる場合、デジタル資産のプロフィールや背景に使用することはできません。

アムウェイ商品の不正流通

ABO は、広く一般への販売を目的としたオンライン上のプラットフォームを利用してアムウェイの商品を流通させることは禁止されています。(例: アマゾン、楽天、ヤフー、メルカリ、オークションサイトなど) また、このような行為を行う第三者へ商品を流通させることも禁止です。(例: 商品買取業者、仲介事業者など)このような商品の流通は、人と人の信頼関係により築かれたアムウェイの商品の流通ネットワークを阻害するものであり、多くの ABO のビジネス活動とアムウェイおよびブランドのレピュテーションを傷つけます。アムウェイはこれらの流通経路を認めていません。ABO は、影響力のある第三者を活用して、アムウェイの商品の流通を代行させるような行為は認められません。流通実績を増やしたりその第三者のアカウントの人気を上げるために、アムウェイについて誤解をあたえるような手段を使うことも認められません。

【例】アムウェイ商品の流通

- (a)ABO が自分の Facebook ページにアムウェイの商品をプロモーションする画像を投稿し、「興味がある人は連絡ください」と相手のアクションを促すメッセージを添えます。これは認められます。なぜなら、相手のアクションを促す投稿をしたデジタル資産は ABO が所有または管理しており、ABO に自ら連絡をしてくる個人は「オプトイン」しているからです。
- (b)ABO がアムウェイ本社の公式 Facebook ページに、商品をほしい人は自分に連絡するようにアクションを促す投稿をします。これは認められません。なぜなら、この Facebook ページは ABO が所有または管理しているデジタル資産ではないからです。
- (c)ABO がアマゾンで商品を販売するためにアーティストリー商品を出品します。これは認められません。なぜなら、アマゾンは一般への販売を目的としたオンラインプラットフォームであり、そこで販売することはアムウェイの商品を不正流通させていることになるからです。他の ABO のビジネス活動やアムウェイとそのブランドを阻害するため認められません。
- (d)ABO がアムウェイ商品の流通やプロモーションのためにユーチューバーを活用します。ユーチューバーがアムウェイの商品を販売することは認められません。なぜなら、ユーチューバーは第三者であり、アムウェイの商品の販売は許可されていないからです。

他のコミュニティ／ビジネスとのブレンディング

ブレンドされたデジタル資産(SNS アカウントなど)とは、ABO の個人的なデジタル資産において、趣味やビジネスが混合しているものをいいます。ABO はアムウェイ・ビジネスとアムウェイ以外のソーシャルコミュニティやビジネスをブレンド(混合)させることができます。これは自分が所有または管理するブレンドされたデジタル資産で、ABO がアムウェイ以外のコミュニティやビジネスを用いて、アムウェイ商品の宣伝や推奨を行い、これを通じてプロスペクトとコミュニケーションできることを意味します。また ABO はブレンドされたデジタル資産で、アムウェイのコミュニティを用いて、アムウェイ以外の商品の宣伝や推奨を行い、これを通じて見込み客とコミュニケーションできることも意味します。ただし、ABO がその他の ABO に対してその影響力を誤用しないことを条件とします。*

*誤用には、系列上位がその他の ABO に対して、ビジネスを成功させるため、自分が宣伝／推奨するアムウェイ以外の商品・サービスの購入・利用が必須であることを明示、または暗示することが含まれますが、これに限りません。スポンサーや系列上位は、その他の ABO にアムウェイ・ビジネスの構築にかかわるサポートや支援の提供と引き換えに、アムウェイ以外の商品・サービス(興行イベントのチケット、映像が含まれる)の購入・利用の推奨、高圧的な勧誘、強制を行ってはなりません。

ABO のブレンドされたデジタル資産(個人的なアカウント)は、一つの営利ビジネス専用のものであってはならず、オンライン小売りを目的として用いられるものであってなりません(イーコマース取引用のデジタル資産など)。ABO はアムウェイの公式デジタル資産や自分のアムウェイ専用デジタル資産を用いて、アムウェイ以外のビジネスへ登録させたり、サービスを提供したり、商品を販売するなどの目的で、見込み客を探すことはできません。反対に、ABO は自分のアムウェイ以外のビジネス専用の資産を用いて、アムウェイの商品やサービスの宣伝、推奨、販売およびアムウェイの紹介を行うことはできません。ブレンドされたデジタル資産では、その資産、コミュニティ、またはビジネスの諸条件を守らなければなりません。

- 例外
- 下記は ABO がブレンドし、活用し、宣伝し、推奨する対象の例外となっています
- 競合他社(ダイレクトセリングやマルチレベルマーケティング(MLM)ビジネス)商品やビジネス機会
 - オンライン販売が認められていない、あるいは販売にライセンスや許可が必要とされている商品やサービス。例：ローン、金融投資、法的サービス、医療サービスなど
 - 誤解を生むようなビジネスやライフスタイル。例：ポルノ、たばこ、政治、代替医療、宗教、ギャンブル、投資スキームなど
 - メンター、ライフスタイルコーチング、結婚相談やスピリチュアル・カウンセリング、または話し方セミナーや起業家の育成を提供するサービス
 - アムウェイへの勧誘を目的と見せかけ、後にアムウェイの商品やビジネス・オポチュニティ以外の商品やサービスを提供するあらゆるもの

加えて、アムウェイの商品群のうち、特定の商品と直接競合する、または機能的に同じ類の商品については、引き換えに何かしらの金銭的報酬を受け取らない限りにおいて、活用、宣伝、推奨は行うことができます。しかし、これらの商品はブレンドされたデジタル資産上で販売することはできません。

他のコミュニティ／ビジネスとのブレンディングの例

- (a)ABO がロードバイクに情熱を持っており、自分の個人的な、小売り用ではないデジタル資産を、他のバイクファンとチャットや意見交換する目的で運営しています。また、ニュートリライト商品を使った健康的なライフスタイルを勧めるためにも使っています。これは認められます。なぜなら、ABO はそのデジタル資産の所有者または管理者で、そのサイトはオンライン小売りだけを目的としておらず、コンテンツを見る人は自ら「オプトイン」しているからです。
- (b)ABO が自分のブログにお気に入りの口紅 5 本のリストを投稿していて、そのうちの 1 本はアーティストリーのリップスティックです。これは認められます。なぜなら、ABO はこのデジタル資産の所有者、管理者であり、アムウェイ商品と直接競合する他社商品のブレンディング、活用、宣伝、推奨が認められているからです。ただし、これらの商品の販売は禁止されています。また競合商品についての投稿に対して金銭的な報酬を受け取っている場合も、これらの活動を行うことはできません。
- (c)ABO がアムウェイ・ビジネスについて自分のレストランビジネスの Instagram アカウントに投稿します。これは認められません。なぜなら、そのデジタル資産は営利ビジネスであるレストラン専用に使われているからです。
- (d)ABO はミュージシャンで、自分の音楽を宣伝、販売するためにウェブサイトを経営しています。ABO は Facebook にアムウェイ専用のビジネスページを開設し、次のツアーの日程をライブストリーム情報として流し、ABO にチケット購入を勧めています。これは認められません。なぜなら、ABO はアムウェイ専用のデジタル資産を用いて、プロスペクトに対して、自分のアムウェイ以外の、ビジネスのためのチケットを購入するよう勧めているからです。
- (e)ABO がライフスタイルコーチングビジネスを宣伝するためにウェブサイトを開設しました。一人の個人がサイトを見つけ ABO と会いましたが、その ABO がアムウェイビジネスオーナーになる人を勧誘するためにサイトを利用していることが発覚する結果となりました。これは認められません。なぜなら、このビジネスはブレンディングが認められていないビジネス／サービスに含まれているからです。
- (f)ABO が自家製せっけんを販売しているというプロフィールをブレンドされた Facebook に載せています。これは認められません。なぜなら、ABO が販売しているせっけんはアムウェイのせっけんと直接競合し、機能的に同じ類の商品であるからです。

一般広告およびプロモーション

ABO は、居住している地域内に限定した無料の検索連動型のリスティング広告を利用することができます。これには相手のアクションを促す文言を含めることもできます。掲載に当たり、以下の表示が義務付けられます。

- 1. 氏名(登録氏名、法人 ABO の場合は法人名および代表者氏名)
- 2. 住所
- 3. 電話番号／ e-mail
- 4. アムウェイビジネスオーナー
- 5. 法定広告記載事項のリンク (<https://amwaylive.com/go/law>)

ABO は、有料広告(ブースト広告、スポンサー広告、ディスプレイ広告、インストリーム広告またはリスティング広告を含みますがこれらに限定されません)を利用して広告宣伝することは認められません。なぜなら、これらの広告宣伝は ABO 活動に不平等な優位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。

無料、有料を問わず、クラシファイド／案内広告、SNS 広告なども認められません。クーポンサイト、オークション／フリーマーケットサイト、資金調達サイト、その他あらゆる商取引サイト上での広告宣伝は認められず、対象となるサイトはこれらに限定されません。これらサイト上での広告宣伝は、ABO 活動を脅かし、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があります。

【例】一般広告およびプロモーション

- (a)ABO がアムウェイの広告宣伝をするために Google ビジネスプロフィール(旧マイビジネス)のリスティングに登録します。これは認められます。なぜなら、それは無料の検索連動型のリスティング広告であり、ABO の居住地域を対象に利用しているからです。ただしアムウェイが義務付けている項目は必ず表示しなければなりません。
- (b)ABO が Facebook に掲載するアーティストリー シュプリーム LX クリームのスポンサー広告を制作します。これは認められません。なぜなら、スポンサー広告による広告宣伝は ABO 活動に不平等な優

位性を与え、アムウェイと直接的に競合する可能性があるからです。

(c)ABO が Google 広告(旧アドワーズ)のキーワードの入札単価を設定してキャンペーン広告を作成します。これは認められません。なぜなら、これらはアムウェイの広告宣伝活動と競合する可能性があります。さらに ABO 活動に不平等な優位性を与えるからです。

(d)ABO がアムウェイ・ビジネスと一緒にする仲間を募集するため「ジモティー」に広告を掲載します。これは認められません。なぜなら、「ジモティー」はクラシファイド広告であり、アムウェイおよびそのブランドのレピュテーションを危うくする可能性があるからです。

動画、音声およびライブストリーミング

デジタルコミュニケーションで利用される動画、音声、ライブストリーミング(動画／音声のリアル配信を全て含む)は、ABO が所有または管理するデジタル資産上で利用される限り、アムウェイへの事前申請や書面承認が不要な BSM として規定されます。ただし、含まれる内容によってクオリティ アシユアランス・スタンダードにより所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

ABO は、事前にアムウェイに提出をして内容の相談や確認をすることができます。制作される BSM は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシユアランス・スタンダード」、その他関連する法令や規則を遵守していません。

動画、音声およびライブストリーミングには次のものを含めることはできません。

- 系列の構成やそこに含まれる ABO の氏名等個人情報
- 承認された BSM の掲載や価格表示
- 機密および取り扱いに注意が必要な情報。これにはアムウェイに関する全ての未発表情報、経営陣の人事、関連施設、買収等が含まれます。

録画、保存されないライブストリーミングには次のものを含めることができます。

- アムウェイ・セールス&マーケティング・プランの情報、アムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど
- 商品用 BSM および BSM 予告
- ミーティング情報 / イベント情報、チケット情報

動画や音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)を配布、販売、またオフラインでのイベントやミーティングなどに活用する場合は、クオリティ アシユアランス・スタンダードによりその取り扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があり、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。さらに、以下の内容を含む動画、音声(録画または保存されたライブストリーミングを含む)についても、その取り扱いには所定のピン・レベルを達成している必要があり、アムウェイによる事前の書面承認が必要です。

- セールス&マーケティング・プランの説明、およびそれに含まれるアムウェイで得られる収入や報酬を取得する方法やアドバイスなど(ABO 向けかプロスペクト向けかは問わない)
- カタログ、商品ガイドなど会社資料にはないアムウェイの商品に関する説明
- スポンサリングの方法など
- ABO の収入公表
- 楽曲、ロゴ、図形 / 記号、画像などの第三者の知的財産(これらは知的財産権を所有する第三者からの利用許諾を書面で取得することが必要)

ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびブログ

ABO は、ウェブサイト、モバイル・アプリ、ポッドキャストおよびブログを利用するには、アムウェイから事前の書面承認を得なければなりません。またこれら BSM の取り扱いには所定のピン・レベルを満たしている必要があり、「クオリティ アシユアランス・スタンダード」を参照してください。

デジタルイベント

ABO は、アムウェイ・ビジネスに関連したデジタルイベントまたはバーチャルイベントを開催することが認められます。デジタルイベントは ABO が「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「クオリティ アシユアランス・スタンダード」を遵守し、ABO が所有または管理するデジタル資産上で行われることが条件です。

デジタルイベントとは、バーチャルな環境であらかじめ日時を定めて一定の時間内に開催されるイベント

で、共通のテーマや目的をもって、特定のグループやコミュニティを対象として開催されるものです。ABO が所有および管理していないデジタル資産上でデジタルイベントを開催する場合は、アムウェイの事前の書面承認と、主催元の許可があれば認められます。

デジタルイベントは以下の要件を全て満たさなければなりません。

事前にアムウェイの書面承認が必要な内容が含まれる場合は、クオリティ アシユアランス・スタンダードに基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

- 商品をお勧めする内容が含まれる場合、イベントのテーマと商品の関連性がなくてはなりません。
- イベントで使われるまたは提供される資料／コンテンツなどは、アムウェイが事前承認しなければなりません。
- 承認された BSM とミーティング / イベント情報、チケット情報は、ABO に限定した環境でのみ宣伝することができます。
- セールス&マーケティング・プランの説明がプロスペクトにされる場合は、事前にアムウェイの承認を得る必要があります。
- 第三者が制作したコンテンツを使用する場合、その第三者およびアムウェイの事前の書面承認がない限り使用できません。

【例】デジタルイベント

(a)ABO が Facebook でバーチャルなアーティストリーパーティを開催します。これは認められます。なぜなら、ABO が所有または管理するデジタル資産上で行っているからです。

(b)近日に ABO が開催するアムウェイのクッキングイベントのプロモーションのために、公開されている Facebook でイベントへの招待ページを制作します。これは認められます。なぜなら、ABO はこのデジタル資産を所有または管理しているからです。

(c)ABO がポッドキャストの番組で、アムウェイのビジネスや商品の体験について話すインタビュー依頼を受けました。これは、ABO が所有または管理するデジタル資産ではないため、事前にアムウェイから書面承認を取得すれば受けることができます。

(d)ABO は友人の Facebook の公開されているグループで開催されるバーチャル美容イベントに参加し、アムウェイ・ビジネスのプロモーションを始めます。これは認められません。なぜなら、イベントは ABO の所有または管理するデジタル資産上で開催されていないため、事前にアムウェイから書面承認と主催者の許可が必要で、それらを取得していないからです。

ABO はライブイベントをイベントガイドラインで許可されていれば、またイベントが「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、「クオリティ アシユアランス・スタンダード」、および「デジタルコミュニケーション・スタンダード」に準拠していれば、録画、録音／保存して投稿することができます。これらはデジタルイベントではなく、動画、音声の取り扱いとなります。事前にアムウェイに書面承認が必要となる内容が含まれる場合は、掲載・投稿にはクオリティ アシユアランス・スタンダードに基づき、所定のピン・レベルを満たしている必要があります。

アムウェイについての表現

アムウェイが提供するセールス&マーケティング・プラン、収入の機会、商品やサービスについての表現は真実であり、正確で、かつ誤解を招かないものでなくてはなりません。

アムウェイの商品やサービスの表現については、QAS コンテンツ・スタンダードに準拠した表現を使用してください。

海外アムウェイにおいて販売可能なアムウェイ商品について ABO が投稿したり情報共有することは、本人らがそれらの海外アムウェイにおいてアムウェイ・ビジネスを有しているかどうかにかかわらず、認められます。しかしながら、投稿内容に商品の広告表現が含まれる場合は、たとえアムウェイが具体的に承認した表現であっても、次のいずれかの免責条項を当該投稿に含む必要があります。

- A. 対象商品の販売が可能な海外アムウェイにおいて ABO がアムウェイ・ビジネスを行っている場合、当該投稿内容にはその海外アムウェイの読者向けであることを示す告知文が含まれていなければなりません。(例えば、「アメリカ(ビジネスを行っている海外マーケットを入れる)の私のカスタマーのために」)
- B. 対象商品の販売が可能な海外アムウェイにおいて ABO がアムウェイ・ビジネスを行っていない場合、次の告知文を含めなければなりません：「日本ではこの商品は提供されていません。」

収入およびライフスタイル

アムウェイで得られる可能性がある収入やライフスタイルの表現は、誇張せず現実的で見込めるものでなくてはなりません。収入について説明する場合は、アムウェイが公表している最新の平均ボーナス取得額を利用して正しく説明してください。

エンドースメント(推奨)および証言

エンドースメントおよび証言は、それを行うエンドーサーや証言者の正直な意見、信念または経験を反映したものでなければなりません。アムウェイが法的に行えない表現をするためにエンドースメントまたは証言広告を利用してはなりません。

ABO はエンドースメント、証言、好意的なレビューの見返りとしていかなる形の報酬も提供することはできません。ABO は、フォロワーや「いいね!」を獲得するためにいかなる形の報酬も提供しないものとします。ただし、商品サンプルを提供することは認められます。

アムウェイとエンドーサーもしくは証言者の間に何らかの報酬や利益の供与など重要な関係がある場合、そしてその広告を見る一般の人がその重要な関係を知らないか、または予想していない場合、この重要な関係があることの情報を開示しなくてはなりません。重要な関係とは、例えば、エンドーサーまたは証言者がその見返りとして無料の商品サンプル提供を受けた場合などであり、またエンドーサーまたは証言者が ABO である場合も含まれる可能性があります。情報の開示は、はっきりと見やすく、人目について読みやすく、かつ広告表現に近いものでなければなりません。

【例】エンドースメントおよび証言

- (a)プロスペクトがサテニーク シャンプーの無料サンプルを使った後、「香りがとても好き！」と推奨するポストをします。ABO はこれをリポストします。これは認められます。なぜなら、投稿の中で無料サンプルを使った事実が開示されていて、プロスペクトはそれ以外の報酬は一切受け取っていないからです。
- (b)人気のあるブロガーに 2 万円の謝礼を提供することの見返りとして XS エナジードリンクの好意的なコメントをブログ上でしてもらいました。これは認められません。なぜなら、好意的なレビューの見返りとして報酬を提供しているからです。

使用前・使用後の比較画像・動画

使用前・使用後の比較画像や動画は、証言広告に該当します。画像・動画を ABO か ABO 以外が撮影しているかどうかを問わず、アムウェイが法的に行えない表現をするために証言広告を利用してはなりません。アムウェイの商品が含まれる使用前・使用後の画像や動画の利用については、事前にアムウェイからの書面承認を取得する必要があります。申請はダイヤモンド以上のピン・レベルを達成している方に限られます。なお、以下の使用前・使用後の画像や動画については事前の書面承認がなくても利用することができます。●アムウェイが公表し ABO に提供をしている使用前・使用後の画像や動画。●ABO 本人がアムウェイのベースメイク／カラーメイク商品(スキンケア商品は除く)を使って自分自身にメイクアップをする様子が含まれる使用前・使用後の画像や動画。ただし、アムウェイが提供している商品広告表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などを含めたり添えたりすることはできません。さらに、画像や動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

商品のデモンストレーション動画

商品のデモンストレーションとは、アムウェイ商品のプレゼンテーションです。実際に使って商品の機能を紹介したり、商品の使用後に得られる結果を説明したりします。アムウェイ商品が含まれるデモンストレーション動画については、アムウェイの公式のもののみ利用可能です。以下の商品のデモンストレーション動画については、利用することができます。●アムウェイが公表している指示を厳守して行うもの●アムウェイが許可し提供しているもの●アムウェイのベースメイク／カラーメイク商品(スキンケア商品は除く)を使って自分自身にメイクアップをするもの●ABO がアムウェイの調理器具を所定の用途(料理やその準備)に従って使用する様子が含まれるもの

アムウェイが認めている商品に関する表現の範囲を超えるキャプション、テキスト、音声などをデモンストレーション動画に含めたり添えたりすることはできません。科学的、客観的根拠が明示できないデモンストレーションは禁止されています。さらに、デモンストレーション動画に第三者の商品が表示されたり、それについて述べたりしてはいけません。

知的財産

知的財産は、知的創造に伴い権利を生じさせ、特許権、著作権、商標権などの権利取得のための出願がされることのある創作物です。ABO は、権利者がアムウェイか他の誰であるかを問わず、適切にその使用許諾を得た知的財産のみ使用できます。知的財産には、楽曲、画像、音声、動画、テキスト、商標、ロゴおよびその他の創作物が含まれる可能性があります。

著作権対象物

著作権対象物に含まれるものは、楽曲、書籍、雑誌、記事、および抜粋や翻訳なども含めたその他の著作物です。演説、写真、イラスト(オンライン画像など)、ウェブサイト、ブログその他ソーシャルメディア投稿物、動画、映画、戯曲、彫刻、建築物、および 3D 形式、ならびにコンピュータ・ソフトウェアなども著作権対象物となります。

アムウェイの制作物の利用

ABO は事前に適切な使用許諾を取らない限り、アムウェイが制作した著作権対象物を使用できません。ただし、アムウェイが使用を認めている amwaylive.com の所定のページから素材を入手して使用する場合はこの限りではありません。ABO が所有するデジタル資産においてストーリーを作成する際に、アムウェイのデジタル資産上にあるアムウェイが制作したコンテンツを含め、ABO が使用を認められた素材を使用する場合も例外です。ABO が資産(ブランドイメージ)の一貫性を保持している限り、イラスト(音楽ステッカーを除く)、テキスト、GIF などの追加も認められます。アムウェイの公式なデジタル資産上で共有やリンク設定が許可されているものについて、ABO は許可を求める必要はありません。

【例】アムウェイの制作物の利用

- (a)ABO がアムウェイの公式 Facebook ページの画像をシェアし、本人のページ上で L.O.C. のプロモーションを行います。この共有は認められます。なぜなら、アムウェイの公式なソーシャルメディアから共有する場合は許可は不要だからです。
- (b)ABO が amwaylive.com の商品紹介ページの画像を保存またはスクリーンショットをして、それを本人の X のプロフィール欄に投稿します。これは認められません。なぜなら、画像に対する権利は会社の公式ウェブサイトのみに属しており、ABO まで使用許諾の範囲が広がっていないからです。(例：広告に起用されているモデルの画像など)また画質の劣化はアムウェイやそのブランドの信用やレピュテーションを損ないます。ABO は会社が amwaylive.com の所定のページで使用を許諾している高画質な画像を適切に利用してください。
- (c)ABO は、amwaylive.com からアーティストリーイメージを取得します。彼女は自分のテキストと共に画像にイラストを追加し、アムウェイ・ビジネスと共にアーティストリーブランドを宣伝し、Instagram ストーリーに投稿します。彼女は基本的な画像の外観と内容をそのまま利用することで、資産(ブランドイメージ)の一貫性を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。ABO のデジタルコミュニケーションにおいては著作権に関連する法令を遵守しなければなりません。

第三者の制作物の利用

第三者が制作した著作権対象物を使用する ABO は、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しなければなりません。ABO は、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。ABO のデジタルコミュニケーションにおいては著作権に関連する法令を遵守しなければなりません。第三者による記事やブログ／ソーシャルメディアの投稿などをリンクやシェアボタンを使って他者へ共有することは認められます。ただし、どのような態様であっても当該リンクに付随してアムウェイの商品やビジネスを意味する表現・言葉などが含まれてはなりません。さらに、そのリンクに対する ABO のコメントにも、アムウェイの商品やビジネスを意味する表現・言葉などを含めてはいけません。

また、記事や投稿内容に、「医薬品医療機器等法」、「健康増進法」、「景品表示法」などで商品の広告として認められない内容が含まれている場合、こうした記事や投稿を利用して商品の広告をすることは禁止されています。

【例】第三者の制作物の利用

- (a)ABO が新聞でフィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係を論ずる記事を見つけました。ABO はこの記事をもとに自分の Facebook アカウントで共有し、「フィッシュオイルと心臓病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。」とテキストを添えます。この ABO の Facebook ページでサブリメントについて一切触れておらず、販売促進もしていない場合であれば認められます。サブリメントについて何らかの記述がある場合は、認められません。
- (b)ある経済誌がその公式 Facebook ページで、同社のウェブサイトの記事へのリンクを載せています。ABO はこの記事をもとに自分の Facebook ページのフォロワーと共有します。その経済誌の元の投稿にシェア機能が含まれているのであれば、リンク先の記事が「医薬品医療機器等法」などの法令で広告として使用を認められていない内容を含まず、また ABO が添えるコメントがこの「デジタルコミュニケーション・スタンダード」や他の規則を遵守している限り、これは認められます。しかし例えば、その共有したコンテンツは、当該経済誌が ABO またはアムウェイのプロモーションを行っている、または同誌が ABO またはアムウェイとの間に何らかの関係を持っているというようなことを示唆するような内容であってはなりません。
- (c)ABO がアムウェイの商品を取り上げた第三者の記事をもとに自分の X アカウントで共有し、「この記事をチェックしてね」とのコメントを添えます。ABO のコメントがアムウェイの商品やビジネスに触れていないのであれば、これは認められます。
- (d)ABO が購読している雑誌の中で、アムウェイ・ビジネスが取り上げられていることを見つけ、表紙と記事のページの写真を Instagram で共有します。ABO は事前にその雑誌社から書面による使用許可を得ない限り、これは認められません。
- (e)ABO が他の ABO が作成した動画を YouTube で見つけました。ABO はこの動画をダウンロードして自分の Facebook に投稿し、フォロワー全員と共有します。ABO が動画のオーナーから使用許可を得ていない限り、認められません。
- (f)ABO が健康情報雑誌のオンライン版の記事をもとに自分の Facebook ページで共有し、「ビタミン D と鬱病リスク低下の潜在的な相関関係に関する本当に面白い記事です。新しいニュートリライト ビタミン D サプリメントについてもっと情報を欲しい場合は、私に連絡してください！」とテキストを添えます。これは認められません。なぜなら、この投稿内容はニュートリライト ビタミン D サプリメントが鬱病リスクを低下させる効果を実際に有するか、その可能性があることを暗示するからです。アムウェイはこのような広告表現の内容を実証していません。
- (g)ABO が google 画像からベストセラー本の表紙画像をコピーし、これを自分のソーシャルメディアに投稿します。これは認められません。なぜなら、ABO はこの画像の著作権を持たないからです。

楽曲
ABO がインターネットを介してコピー、編集、演奏、上映、録音、放送またはオンラインストリーミングされた楽曲を使用するには、適用される法令等で別途許可されていない限り、著作権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面でも入手しなければなりません。録音された楽曲を使用する場合は、必要となるライセンスや許諾が複数に及ぶことがあります。ABO は、著作権対象物の使用許諾の証拠書類を保管し、いつでもアムウェイに提出できるように用意しておいてください。アムウェイは amwaylive.com の所定のページでビジネス活動に使用できる楽曲を提供しています。これらの楽曲は ABO が使用できるようにライセンスや許諾を取得しています。

【例】楽曲

- (a)ABO が、L.O.C. の洗剤を使ってキッチンを掃除する動画を作成します。Instagram に投稿する前に、amwaylive.com から BGM を選び、この音楽を入れるための動画編集を行います。これは認められます。なぜなら、amwaylive.com で利用可能な楽曲は、ABO のこうしたビジネス活動のために用意されているからです。
- (b)ABO がアーティストリー商品を使った 20 秒のメイクアップ動画を作成します。Facebook ページに投稿する前に、BGM として有名歌手が歌う 20 秒の曲を動画に入れます。この楽曲の使用について ABO が適切なライセンスを取得していない限り、この投稿は認められません。

- (c)ABO がアムウェイのイベントで行われたライブ演奏を 30 秒の動画に収め、これを Facebook ページに投稿します。イベントの主催者がこの行為を明確に許諾しているか、ABO が独自でこのように演奏を撮影して使用する許可を得ていない限り、これは認められません。

肖像権／パブリシティ権

ABO は、ある程度顔が鮮明に写っており個人を特定することができる画像や動画を本人の事前の書面による承認なくデジタルコミュニケーションに使用することはできません。ABO は他者の肖像権を尊重し、関連する法令等を遵守し、相手から画像や動画の使用をやめるように要請があった場合、直ちにこれに応じてください。また著名人の氏名や肖像を含むコンテンツなどを使って ABO がアムウェイの商品をプロモーションすることは、その氏名や肖像権から生じる経済的利益ないし価値を利用することになり認められません。ただし、ABO が事前にその著名人から書面で許可を入手した場合、またはアムウェイがその他の理由でコンテンツを承認した場合は除きます。

【例】肖像権／パブリシティ権

- (a)ABO が浜辺で XS の缶を手にとって自撮りします。背景に何人か人が写り込んでいますが、写真の焦点は ABO 本人に当たっており、背景の人達が誰かは簡単には判別できません。ABO はこの写真を自分の Facebook ページに投稿し、「XS で元気いっぱい。浜辺の一日を楽しんでいます。XS の入手方法について知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね！」というコメントを添えます。これは認められます。ただし、もし写真に写り込んでいる人の個人が特定できる場合、またはその人達の誰かまたは全員から投稿を削除するように依頼があれば、ABO はこの投稿を削除してください。
- (b)著名な作家が講演およびサイン会のためにアムウェイのイベントに有償で招かれ、ABO がこの会場で自撮りした写真の背景にその作家が目立つ形で写っています。このイベント会場での撮影がイベントガイドラインで許可されていればこれは認められます。ただし、撮影が認められているとしても、この作家がアムウェイと何らかの関わりを持っている、またはアムウェイをエンドースしているというようなことを ABO は暗示することはできません。
- (c)有名なスノーボード選手が XS を飲んでいる写真を X に投稿し、ABO が「これチェックしてみて！トップ選手も XS がお気に入り！」というコメントを添えてリポストします。これは、ABO がこのスノーボード選手から写真の使用について書面で許可を付けていない限り、認められません。
- (d)ABO が浜辺で XS の缶を手にとって自撮りします。そこへたまたま通りかかった二人の人が ABO に向かって親指を立てて「いいね！」ポーズをして、その姿が写真に写り込んでいます。ABO はこの写真に「浜辺の一日を楽しんでいます。みんな XS がお気に入り！XS の入手方法についてもっと知りたい方は、私の自己紹介ページにあるリンクを見てね」というコメントをつけて投稿します。この二人が ABO の写真の使用について同意していない限り、この行為は認められません。その人達が XS のプロモーションをしている印象を与えるからです。

商標の利用
ABO によるアムウェイまたはアルティコアの商標の複製、配布その他の使用は、アムウェイの事前の書面承認がない限り、認められません。アムウェイまたはアルティコアが会社として所有している商標とロゴのイラスト、商品の画像、および会社関連の画像などは、アムウェイが許可している amwaylive.com の所定のページからのみ入手することができます。第三者の商標を使用する ABO は、商標権者から事前に適切な譲渡、ライセンス付与、その他許諾を書面で入手しない限り、その複製、配布またはその他の使用は認められません。

アムウェイの商標
アムウェイの商標 (Amway ™, Nutrilite ™, Artistry ™, XS ™、および他のブランド、ロゴまたは名称でアムウェイが現在使用しているか将来採用する可能性があるものを含みます)は、アムウェイにとって重要な価値を持つものです。ABO は、アムウェイが所有する商標およびロゴのイラスト、商品写真、および会社関連の画像などについては、アムウェイが許可している amwaylive.com の所定のページから入手できる素材のみを使用し、アムウェイの権利を尊重することを求めます。ABO はこれら加工などをされていない素材をアムウェイの事前承認を取得せずに使用することができます。デジタル資産 (Facebook や Instagram のアカウントまたはウェブサイト等)の作成に当たり、ABO がアムウェイとの関係を適切に説明するために、自己紹介欄やプロフィール欄、またそれらと同様なエリアにア

ムウェイが所有するブランド名をテキスト(文字)に限定して使用できます。しかしアムウェイが所有する商標(商品またはブランド名)、ブランドロゴ、商品の写真を、ドメイン名、アカウント名、ハンドル名、ユーザー名、表示名、ページ名、メールアドレス、プロフィール写真、カバー写真、背景、その他デジタル資産上の同様なエリアに使用することはできません。

アムウェイが許可している amwaylive.com の所定のページから入手した素材や、その他本項に記載がある場合を除き、ABO はアムウェイから事前の書面承認を得ない限り、アムウェイの商標の複製、配布、または他の方法での使用を行うことができません。

【例】アムウェイの商標

- (a)ABO が Facebook ページを作成します。その自己紹介欄に「アムウェイの ABO です。XS スポーツ ニュートリションに熱中してます。」と記載します。これは認められます。なぜなら、アムウェイのブランドを自己紹介欄で使用することは可能だからです。
- (b)ABO が @amwayking というユーザー名の Instagram アカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ABO はそのユーザー名に「アムウェイ」を使用しているからです。
- (c)ABO が “My Nutrilite Account” という表示名の X アカウントを作成します。これは認められません。なぜなら、ABO は表示名の中でアムウェイが所有するブランド Nutrilite を使用しているからです。

第三者の商標

ABO はデジタルコミュニケーションを行う際に、第三者の商標権を侵害しないようにその責任を負っています。第三者が、ABO またはアムウェイとの間に何らかの提携や協賛などの関係があるように不当な暗示をするために、第三者の商標を取り上げたり、それを使用したりしてはいけません。

【例】第三者の商標

ABO が、キッチンで使うアムウェイ商品を使用した動画(商品の広告表現に関する規則は完全に守っています)を Facebook に投稿します。キッチンカウンターのアムウェイ商品の隣に有名な料理研究家の本が置いてあり、ABO はその料理研究家のロゴが入った T シャツを着ています。これは認められません。なぜなら、この動画を投稿することで、ABO またはアムウェイと、この料理研究家の間に何らかの提携や協賛の関係があるのではと受け止められる可能性があるからです。

アムウェイへの承認申請

BSM は ABO がグループの ABO や顧客、プロスペクトのフォロー活動、モチベーションアップ、教育、啓発の目的で、ミーティング／イベント、ニュースレター、本、DVD/CD などの種別で運用されています。また BSM には、ソーシャルメディア、アプリ、ウェブサイト、ポッドキャスト、動画などのデジタル形式の種別も含まれます。オンライン上で使用されるデジタル形式の BSM も「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「クオリティ アシユアランス・スタンダード」を遵守しなくてはなりません。

「クオリティ アシユアランス・スタンダード」に基づき承認が必要な BSM は、事前にアムウェイに申請し、審査と承認を受けなければなりません。デジタルコミュニケーションは BSM に該当しますが、広く一般的に行われているコミュニケーションであるため、この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」で特に定めがない限り、アムウェイへの事前承認の申請は不要です。

この「デジタルコミュニケーション・スタンダード」の各項で詳しく定めていますが、アムウェイに事前に申請をして承認が必要なデジタルコミュニケーションは以下のとおりです。「クオリティ アシユアランス・スタンダード」に基づき、取り扱いにはピン・レベルの制限があります。

- アムウェイ、アルティコアおよび第三者の知的財産が含まれるもの
- 会社が提供していない使用前・使用後の画像および動画(ABO が制作したもの。ベースメイク／カラーメイク商品を使ったものを除く。)
- ブログ、ウェブサイト
- 第三者の知的財産が使用されるデジタルイベント
- ABO が所有も管理もしていない資産上でのデジタルイベント
- ABO が所有または管理しているデジタル資産上で、プロスペクトが参加し、ビジネス上取り扱いに注意が必要な情報(セールス&マーケティング・プランの説明や BSM の掲載)が含まれるデジタルイベント
- 第三者知的財産を利用したライブストリーミング
- モバイル・アプリケーション
- ポッドキャスト

- 動画、音声、録画／保存されたライブストリーミングで、セールス&マーケティング・プランの説明、会社資料の範囲を超えた商品の説明、スポンサリングの方法、収入の公表、第三者の知的財産が含まれるもの

ABO の方からの承認申請は全てビジネスルール部宛にお送りください。ABO 番号、お名前、内容、使用用途をお知らせいただく必要があります。

〒 150-0042
東京都渋谷区宇多川町 7-1
日本アムウェイ合同会社
ビジネスルール部
amway_gyo-sei@amway.com

アムウェイ・ビジネスが開業されていないマーケットにおける、許可されていない ABO 活動に関するポリシー
2019 年 8 月改定

本ポリシーはアムウェイに登録している全ての ABO に適用されます。本ポリシーは「アムウェイ倫理綱領・行動規準」5.3 その他 ABO の契約や登録に関する諸条件に関連して制定されています。

ABO は、本ポリシー内に示された国と地域内で活動することができます。これには、開業している、もしくはアムウェイにより許可されている国と地域で(これを「開業しているマーケット」といいます)、アムウェイ・ビジネスを運営・促進したりアムウェイ商品を勧めたりすることが含まれます。開業しているマーケット以外の国や地域でアムウェイ・ビジネスを行うことは、許可されていない活動とみなされ、ABO 契約や「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他アムウェイ諸規則に違反します。

アムウェイは新たなマーケットを開業する際、公式に広報します。その際、開業日や開業前に可能な活動について、またそのマーケットに関する必要情報が伝えられます。アムウェイにより正式に発表されない限り、開業していないマーケットを対象とした活動を行うことは認められません。ABO は、アムウェイの公式な広報以外の、いかなるマーケットの情報や報道も公式発表として解釈してはなりません。アムウェイが許可していないマーケットにおいて、許可されていない活動を行ったことで、特有の法律上、規制上、レピュテーション上の問題が起こった際は、本ポリシーにより、許可されていない活動と判断した全ての活動において措置を講じます。

開業しているマーケット

ABO は、開業しているマーケットでアムウェイに関するビジネス活動を行うことが許可されています。ただし、開業しているマーケット内での活動も、ABO 契約に基づき常に制限を受けることになります。以下は、本ポリシーの日付においてアムウェイより開業したという広報が出されているマーケットです。

アンギラ、アンティグア(アンティグア・バーブーダ)、アルゼンチン、アルバ、オーストラリア、オーストリア、アゾレス諸島、バハマ諸島(バハマ)、バルバドス、バーブーダ(アンティグア・バーブーダ)、ベルギー、バミューダ、ボネール(ボネール島)、ボツワナ、ブラジル、イギリス領バージン諸島(ヴァージンゴルダ島、トルトラ島、アネガダ島、ヨーストヴァンダイク島、ピーター島を含む)、ブルネイ、ブルガリア、カICOS 諸島(タークス・カICOS 諸島)、カナダ、ケイマン諸島(グランドケイマン島、ケイマンブラク島、リトルケイマン島)、セウタ、チャンネル諸島(ガーンジー島、ジャージー島)、チャタム諸島、チリ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キュラソー(キュラソー島)、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ(ドミニカ国)、ドミニカ共和国、エルサルバドル、イングランド、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グレナディーン諸島、グアドループ、グアテマラ、ガーンジー、フランス領ギアナ/ガイアナ、ハイチ、ヘブリデス諸島、ホンジュラス、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、バレアレス諸島、カナリア諸島、マン島、ワイト島、イタリア、ジャマイカ、日本、カザフスタン、ラトビア、レソト、リトアニア、マカオ、マデイラ諸島、マレーシア、マルティニーク、メリリャ、メキシコ、モントセラト、ナミビア、オランダ、ネビス(ネイビス島)、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、レユニオン、ルーマニア、サバ(サバ島)、シェトランド諸島、シンガポール、スロバキア共和国、スロベニア、南アフリカ、韓国、スペイン、セントユースタティウス(シント・ユースタティウス島)、セントキッツ(セントクリストファー島)、セントルシア、セントマーティン(シント・マルデン)、セント

ビンセント(セントビンセントおよびグレナディーン諸島)、エスワティニ(旧スワジランド)、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トバゴ(トリニダード・トバゴ)、トルトラ(トルトラ島)、トリニダード(トリニダード・トバゴ)、トルコ、タークス島(タークス・カイコス諸島)、ウクライナ、イギリス(北アイルランド、スコットランド、ウェールズ)、米国、ウルグアイ、米領バージン諸島、ペネズエラ、ベトナム

ABO は、アムウェイに連絡を取り、常に開業しているマーケットの最新情報を入手することが奨励されています。また、インターナショナル・スポンサリングをする際や No.2 ビジネスを設立する際は、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他のポリシーを含む ABO 契約に従って手続きを理解・遵守し、責任を持たなければなりません。

また、ABO は自身が開与するマーケットの法律や規則を認識し、社会や文化の習慣を理解し配慮することが期待されます。

開業していないマーケットでの許可されていない活動

- 次の活動は、アムウェイが開業していないマーケットで行われる、許可されていない活動の一部です。
1. アムウェイ・ビジネスやアムウェイ商品について、プロスペクトに興味を持ってもらう目的で訪問すること。
 2. アムウェイ・ビジネスに関連するミーティングを開催すること(1 対 1 のミーティングも含まれます)。
 3. プロスペクトを引き付けるもしくは特定する目的で、開業していないマーケットの人と直接的または間接的に連絡を取ること。
 4. インターネット上のソーシャルメディアやその他の方法で、アムウェイ・ビジネスに関連する掲載や広告をすること。
 5. プランを共有したり、開催地がどこであるかは問わずミーティングやイベントへ参加者を招待すること。また、その国や地域において、またはその出身の人にアムウェイ・ビジネスについて教えること。(たまたまその国や地域にいるが、開業しているマーケットの合法的な居住者であり ABO である、またはなるであろう人は除きます。そして、その開業しているマーケットに関連した情報が共有されていることが条件です。)
 6. 開業されていないマーケットに関して ABO を勧誘したり、どのような方法であれ開業されていないマーケットに関する何らかの同意書に署名させたりすること。後日開業された際に、ある特定の ABO によりスポンサーされることになるための同意書や特定のグループで登録するという同意書などいかなる同意書も含まれます(リードフォーム(仮申請書)、事前申請書も含まれます)。
 7. ある国や地域に旅行する傍ら、アムウェイ商品を輸入、プロモーション、掲載、展示、デモンストレーション、使用、販売すること。ABO が自分自身で使うために持っていくことは除きます(つまり自己消費であり、他の人に与える、シェアすることはできません)。そのような活動が現地の法律や規制、アムウェイ商品を購入したマーケットのポリシー、また本ポリシーの規定に合致していることが条件です。
 8. ビジネス・サポート・マテリアルを輸入、プロモーション、掲載、展示、販売すること。これには、アムウェイ・ビジネスに関する文書や他の印刷物、視聴覚資料(固定媒体かは問わず)、トレーニング資料(ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ/ラジオの同時放映、ストーリーミング、ダウンロードできるデジタルコンテンツ、email、他の電子媒体による広告やあらゆるコミュニケーション)が含まれ、以前、開業されたマーケットで使用する際にアムウェイによりレビューされ承認されたかどうかは関係ありません。
 9. アムウェイ・ビジネスについてメディアと関わること。アムウェイやアムウェイ・ビジネスがトピックとして討議されるメディアやいかなる公人のインタビューに応じること。開業しているマーケットにおいて、アムウェイ・ビジネスを行う ABO を特定することも含まれます。
 10. アムウェイの代表者である、エージェントである、社員である、承認された ABO である、そのマーケットのアムウェイと何らかの関連がある、ということや暗に示すこと。
 11. 本ポリシーに反した行動を取るよう他の ABO にアドバイスしたりサポートすること。
 12. 本ポリシーについて、フロントラインの ABO へのトレーニングを怠ること。またブラチナム以上の場合は、ブラチナムグループの ABO へのトレーニングを怠ること。

苦情、調査、是正措置、異議申し立て

許可されていない活動に関する苦情は、書面でビジネスルール部に提出し、調査および対応を依頼する必要があります。アムウェイは報告された内容について調査し適切な対応を行います。

アムウェイが是正措置を取る際は、関連する ABO は契約内容に則り、要求や異議申し立ての機会を得ます。

アムウェイは、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」が組み込まれた契約に則り、本ポリシーの違反に対して、

- 次のようなアクションを取る権利を有します。
1. マーケットが開業した際に、ABO 登録を認めないこと。
 2. 許可されていない活動により発生したと判断されるリワードや表彰を認めないこと。
 3. グロース・インセンティブ・ボーナス、コア・プラスに関連したボーナス、FAA、NCA 等のような、アムウェイの裁量による、あらゆるリワードや表彰を認めないこと。それらが許可されていない活動により発生しているかどうかは問いません。
 4. 資格を達成しているかどうかにかかわらず、アムウェイの主催するいかなるセミナーやイベントへの招待状も発行しないこと。
 5. グッド・スタンディングではないと判断をすること。
 6. 開業しているマーケットにおいて、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)やインターナショナル・スポンサリングを行うことを含め、その ABO が他のマーケットに入ることを認めないこと。
 7. 許可されていない活動によりルール違反をした ABO に、プロスペクトとして勧誘したりコンタクトをとった人の名前や住所のリストを提出させること。
 8. 許可されていない活動により本ポリシーへの違反が発覚し、その活動に関与、通知、教育された ABO や ABO のグループを再教育すること。
 9. 他の ABO に対して、その違反について通知すること。
 10. 違反した ABO の No.1 ビジネスおよび No.2 ビジネスの活動停止をする、または解約すること。活動停止や解約となった場合には、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」、その他のアムウェイの適用可能なルールで認められるように、異議申し立ての権利が行使される可能性があります。

インターナショナル・スポンサリング・ポリシー

ABO は、以下の 2 つの方法により海外でアムウェイ・ビジネスを構築することができます。

- ① 他 ABO のインターナショナル・スポンサー (以下「IS」といいます。)
- ② 自身の No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げ、そのビジネスの IS となる

他の ABO もしくは自身の No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の IS となる際、またインターナショナル・スポンサーする際には、法律、アムウェイの規則、ポリシーおよび適宜規定されるビジネス規則(アムウェイの規則とポリシー)に従わなければなりません。これらに従わなければならない規則等には、以下に記載するポリシーが含まれます。

I. インターナショナル・スポンサリング

インターナショナル・スポンサリングとは、ABO (IS) が、他のマーケットに住むプロスペクト(インターナショナル・スポンサーされた ABO) にアムウェイ・ビジネスを紹介し、スポンサーとなることです。インターナショナル・スポンサーされた ABO は、海外からは IS のサポートを、そして国内からはフォスター・スポンサー (以下「FS」といいます。)

A. IS は、インターナショナル・スポンサーした ABO に対して、第一義的かつ継続的責任を負います。

1. IS がしなければならないこと
 - a. IS は、インターナショナル・スポンサーされる ABO と個人的な知り合いでなければならず、その方に直接ビジネスを紹介しなければなりません。そのため、その方は登録の際に IS の名前を登録用紙にきちんと記載することができません。
 - b. IS は、直接またはアムウェイを通して、インターナショナル・スポンサーされた ABO をその国内でサポートする FS を手配しなければなりません。
 - c. IS は、インターナショナル・スポンサーされた ABO と定期的にコミュニケーションをとり、そのマーケットに適した形でかつ現地アフィリエイトとの契約上の義務を守る形でビジネス構築ができるようサポートしなければなりません。
 - d. IS は、インターナショナル・スポンサーされた ABO に対して FS が国内からのサポートを継続して提供できるよう、FS とともにコミュニケーションを取り、サポートしなければなりません。

2.IS がしてはいけないうこと

a.IS は、FS がインターナショナル・スポンサーされた ABO に対して提供するサポートやトレーニングを阻害してはいけません。

b.IS は、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許可された範囲を超えて、ビジネス活動を行ってはいけません。

c.IS は、インターナショナル・スポンサーされた ABO に対して、そのマーケットのアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを提示してはいけません。(これは FS、もしくは現地アムウェイの役割です)

d.IS は、海外の商品、資料、販売促進ツール、トレーニング資料などを、インターナショナル・スポンサーされた ABO に対して提供してはいけません。

3.IS は、インターナショナル・スポンサーされた ABO がいるマーケットの外から IS としての責任を果たさなければなりません。IS は、必要に応じて、現地で適用されている法律やアムウェイの規則とポリシーで許された場合のみ、海外マーケットに渡航することができます。

B.FS は、アムウェイのセールス & マーケティング・プランをインターナショナル・スポンサーされた ABO に対して提示 / 説明しなければなりません。また、アムウェイの規則とポリシーに従い、インターナショナル・スポンサーされた ABO に対してトレーニング、教育、指導、激励をする責任を負います。

C. インターナショナル・スポンサーされた ABO は、登録申請書を記入する際に、IS と FS の名前および ABO 番号も記載します。

1. 国内のスポンサーがプロスペクトにアムウェイ・ビジネスを紹介した場合、IS は存在しません。この場合、ABO の登録申請書には IS の記載をしません。

2. インターナショナル・スポンサーされた ABO は、直接アムウェイ・ビジネスを紹介してくれた IS がいる場合のみ、その人を IS として登録申請書に記載します。

3. インターナショナル・スポンサーされた ABO の登録申請書が提出され、アムウェイがいったん受理すると、アムウェイの規則とポリシーに基づいて変更が必要と判断されない限り、登録申請書に記載された IS を変更することはできません。

D.IS は、インターナショナル・スポンサリングがアムウェイ・セールス & マーケティング・プランを操作するものだとアムウェイに判断された場合、アムウェイは独自判断でアムウェイ・セールス & マーケティング・プランに基づく表彰や報酬を拒否することができるということを、理解していなければなりません。

II.No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)

アムウェイが開業しているマーケットには、外国人によるアムウェイ・ビジネスの所有および運営が法律によって許可されているところがあります。こういった場合において、アムウェイのビジネスを既に持っている ABO がそのマーケットにてアムウェイ・ビジネスを立ち上げるとき、その新しいビジネスを No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)として位置付け、ABO は、そのビジネスを自身でインターナショナル・スポンサーしなければなりません。

A. 別のマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築するには、いずれかのマーケットで PT 以上の資格を達成していることが条件となります。No.2 ビジネス設立の前に「インターナショナル・ビジネスの構築 All You Need To Know あなたが知っておくべきこと」の内容をよく理解していただくことを推奨します。アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに居住している ABO は、PT の資格がなくてもその居住しているマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。また、ABO は、PT の資格がなくても、アムウェイに登録しているマーケット以外のマーケットに自身の親、子または兄弟が居住している場合、その親、子または兄弟が居住しているマーケットで No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築し運営できる場合があります。その際は、居住証明を提出すること、またその国でアムウェイ・ビジネスを構築し運営する資格があることが条件になります。2018 年 9 月 1 日より、日本アムウェイでは、昨会計年度のダイヤモンド・ボーナス受給資格者以上でなければ、ABO に別のマーケットでの No.2 ビジネス構築を許可していません。中国アムウェイでは、シニア・セー

ルスマネージャー・レベル以上でなければ、セールス・レプレゼンタティブに別のマーケットでの No.2 ビジネス構築を許可しておらず、No.2 ビジネス認定テストに合格する必要があります。

B. 海外で No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる際には、ABO は自身の既存のビジネスをその No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の IS として登録しなければなりません。

C.No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を立ち上げる前に、そのマーケットで外国人である ABO は、アムウェイに認定されなければなりません。またアムウェイの規則およびポリシーならびに現地の法律をきちんと理解し、遵守しなければなりません。特に、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を持つ ABO は、IS としての責任も果たさなければなりません。また、直接 No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)の系列下位 ABO に対してトレーニングやサポートを提供する、もしくはそういったものを提供してもらうための手はずを整えるなど、バランスのとれた No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しなければなりません。

D.2017 年 9 月 1 日より、ABO がアムウェイのマーケットの中でマルチプル・ビジネスを所有している場合、その ABO は自身のマルチプル・ビジネスの系列下位においてのみ、インターナショナル・スポンサーをすることができます。ただし、2017 年 8 月 31 日以前のインターナショナル・スポンサリングには適用されません。

E.No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築する ABO は、自身がビジネスを行うマーケットの規則とポリシーで規定されている責任を常に果たさなければなりません。

III. インターナショナル・スポンサリングに関するポリシー

アムウェイに登録する際、ABO は自分のスポンサーおよび / もしくは IS を明確にしなければなりません。が、全てのマーケットにおいて同じスポンサー系列に属さなければならぬわけではありません。既存の ABO (およびプロスペクト)に対してスポンサーする場合はアムウェイの規則とポリシーに従わなければならない、適切でない形でスポンサーした場合、アムウェイによる措置が取られることがあります。

A. 知り合いの ABO をインターナショナル・スポンサーし、もしくは No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築しようとする場合、個人的にスポンサーした ABO のみインターナショナル・スポンサーすることができます。自分が直接スポンサーしていない既存の ABO をインターナショナル・スポンサーすることは、たとえそれが自身のグループに属する ABO がスポンサーした ABO であったとしても、他の系列に属する ABO だったとしても、アムウェイの規則とポリシーの違反行為として見なされます。

B. この他にもアムウェイの規則とポリシーによって、より厳しい制限が課せられている場合があります。例えば、No.2 ビジネス(マルチプル・ビジネス)を構築している ABO が他の ABO (たとえ自身がスポンサーしている ABO であっても)をスポンサーすることを許可していないマーケットもあります。ABO は、自己責任で現地のアフィリエイトにコンタクトをとり、現地の規則やポリシーを確認してください。

本ポリシーは 2021 年 3 月 1 日に改定され、同日付で発効されました。

〈8〉プラチナム規約

[注]本文中の Амウェイとは、日本 Амウェイ 合同会社を指しています。プラチナムは PT、Амウェイ ビジネスオーナーは ABO と表記しています。

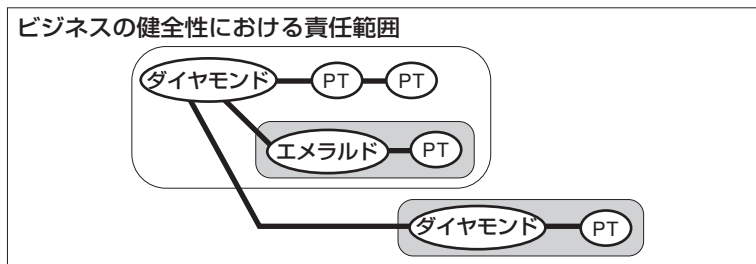
第 1 条 適用期間・対象について

本規約は、Амウェイから PT に認定された日から効力を生じ、PT 資格の有効期間満了または取り消し、ABO 資格の解約等によりその資格が終了する日まで適用されます。

第 2 条 PT の責任範囲

PT の責任範囲は、以下のとおりです。

1. 一般 PT にとってのグループとは、系列下位のパーソナルグループ、シルバー・プロデューサーグループおよびゴールド・プロデューサーグループを含む PT グループ。なお、以下「グループ」と表記した場合は、PT グループをさします。
2. エメラルドの場合は、系列下位の直近エメラルドグループを除くグループ。
3. ダイヤモンド以上の資格を有する PT の場合は、系列下位の直近ダイヤモンドグループを除くグループ。従って、ダイヤモンドグループ内にエメラルドグループがある場合はそのエメラルドグループも含まれます。



第 3 条 資格の再認定

1. PT 以上の資格を再認定する場合、Амウェイは審査を行った上で当該資格の正式認定を行います。なお、審査に当たって Амウェイは、審査対象者やそのグループの ABO に、必要な調査（販売伝票等の書類の審査や、ABO への事情確認等）を行うことができます。

第 4 条 PT の責任と義務

PT は、以下に掲げる責任と義務を負うものとします。

1. 特定商取引に関する法律、割賦販売法、医薬品医療機器等法、健康増進法、その他の関連法令、Амウェイ・セールス&マーケティング・プラン、「Амウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守し、なおかつ、Амウェイの指導・要請に従って行動すること。
2. Амウェイ・セールス&マーケティング・プランを十分理解し、このプランに従ってビジネス活動を行うこと。
3. グループに属する ABO に対し「Амウェイ倫理綱領・行動規準」を遵守し、Амウェイ・セールス&マーケティング・プランに従い、健全なビジネス活動を行うことの必要性、重要性を十分説明するとともに、教育・指導を行うこと。
4. グループに属する「PT 保証付自動引落し」を承認した ABO と Амウェイとの間に行われた取引によって生じた債務に関し、Амウェイに対し、300 万円を限度として、連帯責任を負うこと。
5. グループに属する ABO がお客様、プライムカスタマーまたは他の ABO に販売する商品につき、返品および交換規定について説明させるとともに、誠実にこの制度を履行させること。
6. グループに属する ABO が法令ならびに「Амウェイ倫理綱領・行動規準」、その他諸規則を遵守していることを見守り、万一違反があれば直ちに改めさせること。また違反事実については速やかに Амウェイに報告すること。

イに報告すること。

7. 「Амウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき、グループに属する ABO の月間購入実績のうち少なくとも 70% 以上が小売販売、自家消費により流通され、また、不要な在庫を持つことのないよう教育・指導すること。
8. グループに属する全 ABO に対し、小売販売の際に必ず「販売伝票」をお客様またはプライムカスタマーに交付するよう教育・指導すること。また発行者保存用の控え（お届け内容確認書）については、税法上保管を要求される 7 年間のみならず、その後も返品をする場合に必要となるため、長期間保管するよう教育・指導すること。グループに属する ABO が、他の ABO に商品を供給した場合は、それを証明する「販売伝票」の写しを毎月まとめて PT に提出させるとともに、本人の控えを同上の理由により、長期間保管するよう教育・指導すること。なお、保管中の「販売伝票」または「小売伝票」について Амウェイから提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
9. ダイヤモンド以上の資格を有している ABO については、別途定めるクオリティ アシュアランス・スタンダードに従って、Амウェイが事前に承認した場合にのみ、Амウェイ・ビジネスに関する販売促進物を制作・使用・販売することができます。
10. グループに属する ABO に対し、継続的に教育、指導、援助、激励を惜しまず行うこと。特に、過剰な仕入れや無理なビジネスをしないよう、教育・指導をすること。
11. 個人情報保護に関する同意書の内容を遵守すること。

第 5 条 解約

1. PT は、いつでも書面により PT 資格の解約を希望する旨の通知を行って、その資格を終了させることができます。
2. PT が(イ)前記第 4 条 PT の責任と義務のいずれかの規約に違反したとき、(ロ)「Амウェイ倫理綱領・行動規準」に違反したとき、Амウェイは、PT に書面で通知することにより、PT 資格を解約することができます。その場合、PT 資格は Амウェイからの解約通知の記載の日をもって終了するものとします。
また、Амウェイは、上記(イ)、(ロ)いずれかの場合に、「Амウェイ倫理綱領・行動規準」に基づき、その他の制裁措置を取る場合もあります。PT が所定の ABO 資格解約手続きを行い、これにより ABO 資格が終了になった場合は、その PT 資格も同時に終了します。
3. PT が Амウェイより ABO 資格の解約処分を受けた場合は、その PT 資格も同時に終了します。その場合、PT と Амウェイの権利義務は、次のとおり精算されるものとします。
 - ① PT は PT としての資格、特典ないし権利を一切喪失します。
 - ② PT は、その資格が終了するまでの間、PT としての責任と義務を履行しなければなりません。
 - ③ PT 資格の終了と同時に ABO 資格も終了となった場合で、PT が Амウェイに債務を負担するときは、解約時に全ての債務についての期限の利益が失われるものとし、直ちにこれを精算しなければなりません。また、Амウェイが PT に債務を負担するときは、翌月の成績別ボーナス支払時に精算するものとします。
 - ④ PT 資格の終了と同時に ABO 資格も終了し、PT が在庫商品を返品する場合、返品および交換規定に従って、当該在庫商品の返品手続きを取ることができます。
4. 万一、PT が Амウェイによる ABO 資格解約、ビジネス活動停止、資格更新拒否、および / または資格認定取り消しの制裁措置、決定に同意しない場合、Амウェイの決定書の日付から 30 日以内に、インターナショナル・レビューパネルに異議申し立てをし、審査を求めることができます。（詳細は「Амウェイ倫理綱領・行動規準」内、インターナショナル・レビューパネルの条項をご参照ください）。

〈9〉アムウェイ プライムカスタマー規約

1 アムウェイ プライムカスタマー

アムウェイ プライムカスタマー（以下「会員」という）は、個人的な使用を目的として会員価格で当社商品を購入することができます。当社は、当社が随時企画するキャンペーンにおいて、当社商品の購入に利用できるクーポンなどを会員に提供することがあります。会員は、ご購入いただいた商品の販売を含む一切のビジネス活動を行うことはできません。

2 入会条件

入会の条件は以下のとおりです。これらの条件を満たしていない申請や虚偽の申請（他人名義、家族名義、架空名義、他人の住所や架空の住所などを含む）は全て無効とします。

- ・満 20 歳以上であること。
- ・学生でないこと。なお、ここでいう学生とは、夜学・通信制を問わず、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、予備校等の各種学校に籍を置き、在学期間中である者をいいます。
- ・個人または夫婦での申請であること。
- ・会員または ABO（アムウェイビジネスオーナー）ではないこと。
- ・ABO の紹介があること。ABO は、当社指定の SNS 等のコミュニケーションツールを介して「アムウェイご紹介カード」のリンクを提供するか、「アムウェイご紹介カード」を提供します。入会希望者は当該リンクをクリックして所定の入力を行うか、「アムウェイご紹介カード」に所定の記載を行ってください。ご紹介いただいた ABO は会員のスポンサーとなります。
- ・配偶者が会員資格または当社の ABO 資格を有していないこと。配偶者が会員である場合は、当該会員がパートナー追加申請を行うことにより、夫婦単位での会員資格を得ることができます。また、配偶者が ABO である場合は、ABO としてのパートナー追加申請をご検討ください。
- ・過去に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」違反を行った ABO または「買うだけクラブメンバー規約」、「アムウェイ ショッピングメンバー規約」違反を行ったメンバーでないこと。
- ・過去に本規約違反を行った会員でないこと。
- ・個人的な使用のための商品購入を目的とすること。
- ・反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつてから 5 年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者という）ではないこと。

3 入会方法

入会条件を満たした上で入会の申し込みを申込者ご本人が行ってください。入会申込はインターネット（パソコン・スマートフォンから amwaylive.com にアクセス）にてお受けします。入会金はありますが、入会に当たっては所定の審査がありますので、ご入会いただけない場合もあります。なお、当社が ABO の資格を会員の資格に切り替える場合には、入会の申し込みは必要ありません。

4 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は入会日から最終の注文日の翌年末日までです。

5 退会

会員は、いつでも退会することができます。退会を希望する場合は、amwaylive.com にて退会手続きを行うか、必要事項（お客様番号、氏名、住所、電話番号）を「日本アムウェイお客様サービス」へご連絡ください。

6 夫婦単位の会員資格

- (1) 夫婦単位で会員資格を得た者は、その会員資格に関する責務について連帯して会員としての責務を負います。
- (2) 会員同士が結婚する場合には、どちらかの会員資格を選択し、選択した会員資格を有する者がパートナー追加申請を行ってください。パートナー追加申請を行った日に当該申請により追加された者の元の会員資格を失効させます。
- (3) 会員資格を有している夫婦が離婚する場合には、夫と妻のいずれかがパートナー削除申請を行ってください。パートナー削除申請を行っても、その削除された者は、夫婦単位の資格期間中に当社に対して負っている債務に関しては、会員として残る者と連帯して、継続して当社に対して責任を負います。

7 当社からの退会処分

- (1) 会員本人または会員の配偶者が ABO 登録を行った場合には、その ABO 登録日に会員本人を退会にします。
- (2) 会員（夫婦単位の会員資格を有している場合には、いずれか一方または両方）が以下のいずれかの行

為を行ったと当社が判断した場合または会員として不適格であると判断した場合には、その会員（夫婦単位の会員資格を含む）を退会にすることがあります。

- ・本規約に違反した。
- ・第三者に迷惑や不利益を与える行為を行った。
- ・当社または当社 ABO もしくは他の会員に対して損害を与える行為を行った。
- ・商品代金の支払いが著しく滞った。
- ・転売を目的として商品を購入した。
- ・他のダイレクトセリングのビジネス機会を ABO または他のプライムカスタマーに直接的、間接的にかわらず勧めた。

8 会員資格の譲渡

会員資格は相続・遺贈もしくは譲渡することはできません。

9 クーポン

当社は、当社商品の購入に利用できるクーポンを付与します。クーポンは、当社がクーポン付与ごとに定める値引金額を超える初回発注を会員が行う際に 1 回に限り自動的に適用される値引制度です。クーポンは、発注により回収され、クーポンを利用してご購入された商品を返品されても返還されません。また、クーポンは、会員による退会、または当社からの退会処分に伴い、失効となります。

10 返品

会員は、購入した商品の品質に何らかの不満が生じた場合には、当社が発行する「納品書兼返金・返品依頼書」に表示されている受注日の翌日から 45 日以内は原則として使用・未使用にかかわらず、購入した商品の返品を行うことができます。その後の返品は一切お受けいたしません。

11 クレジット取引

会員は、当社が別途指定するクレジット購入可能な商品をご購入いただく際にクラブアムウェイカード、アムウェイカード、一般クレジットカード（Visa または MasterCard マーク付きのカードおよびライフカードブランドのカード（MasterCard と Visa カードのマークのあるカードに限らない）、アムウェイ・ショッピングクレジットをご利用いただくことができます。

12 残債務の相殺

退会処分となった時点において、その退会処分を受けた者が当社に対して債務を負っている場合には、一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を当社に支払わなければなりません。

13 過去に ABO だった方について

過去に ABO だった方が会員となった場合には、再度、ABO 登録する際に「アムウェイ倫理綱領・行動規準」に基づく種々のルールが適用されます。

14 商品ポイント（PV/BV）について

当社が販売する各商品には、PV（ポイント・バリュー）および BV（ビジネス・ボリューム）と呼ばれる数値が付されており、当社は ABO に対し、これらの数値に基づき、成績別ボーナスをお支払いしています。会員が当社の商品を購入した場合も、当該商品に付された PV と BV が、会員のスポンサーに申し付与されます。

15 スポンサー移動時の商品ポイントについて

スポンサー切替申請時、または会員による退会の翌月から 2 カ月以内に異なるスポンサーの紹介で再度入会した場合、新たなスポンサーでの入会受付が完了した日の翌月から 3 カ月目初旬のスポンサー切替作業完了までの間に、会員が購入された商品のポイントは切替前の元のスポンサーに計上されます。

16 規約の変更

当社は、事前の通知をすることなく本規約を変更することがありますので、必ず本規約を amwaylive.com などで随時ご確認ください。

以上

〈10〉個人情報の取り扱いについて

■対象：ABO

1. 個人情報に対するアムウェイの基本姿勢について

日本アムウェイ合同会社（〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7番1号）および Amway International Inc.（7575 Fulton Street East, Ada, Michigan 49355, United States）（総称して「当社」）は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を尊重し、これを遵守するために個人情報保護方針（*）および安全管理措置を定め実行します。

* 個人情報保護方針は、当社ホームページ（<https://www.amway.co.jp/privacy/index.html> または https://www.amwaylive.com/psl/privacypolicy/External_Privacy_policy_20191105.html）にてご確認ください。

2. 個人情報の取得・保有について

当社は、当社の ABO として登録した方の、サービスのご利用および当社へのお問い合わせならびにソーシャルメディアにおける当社商品・キャンペーンに関係する投稿（当社の公式アカウントおよびご本人のアカウント）等を通じ、以下の情報を取得し、保有します。なお、当社が明示的にご本人から取得する情報だけではなく、アムウェイ・ビジネスを遂行する過程で必然的に取得する情報（当社に対する債権・債務状況、ビジネス状況等）、ならびに間接的に取得する情報（当社の運営・提供するウェブサイト・ソーシャルメディアの公式アカウント・アプリケーションのご利用、官報等の公表情報および第三者からの相談等）も含まれます。

- (1) 氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、口座番号、在留資格（外国籍の方のみ）等、ご登録（資格切替を含む）の際に入力または記載いただく事項、ならびに ABO 番号および系列上位の ABO からの紹介目的の明示に関してご確認いただいた事項
- (2) ボーナスに関する事項（金額、PV/BV、支払時期、種類、明細等）
- (3) 商品発注・返品、商品予約に関する事項（ショッピングカートに入っている商品、発注・返品商品、予約商品、支払額、支払方法・分割回数、配送先、明細等）
- (4) 転居、パートナー追加／削除等に伴う変更手続き、資格解約（資格切替を含む）手続き等に基づく事項（住所、電話番号、変更／解約事由等）
- (5) ABO 資格登録用プログラムおよび資格更新用プログラムの受講状況ならびにビジネス状況に関する事項（ビジネス活動実績、資格達成状況、グループ状況、発注状況、トラブル状況等）
- (6) 当社への連絡（各種申請・相談・お問い合わせ等）に際して、当社が取得する事項
- (7) 各種クレジットの申し込みに際して、信販会社から連携される申込取り下げの有無および審査状況・審査結果に関する事項、ならびに、当該信販会社から任意に提供されるクレジット不正申込・不正利用および当該信販会社に対する ABO の支払債務の未履行状況に関する事項
- (8) アムウェイ後払いを利用した場合に、決済サービス事業者から任意に提供される不正申込・不正利用および当該決済サービス事業者に対する ABO の支払債務の未履行状況に関する事項
- (9) 当社に対する債権・債務に関する事項（債権・債務額、当該債権・債務発生理由等）
- (10) 当社の運営するウェブサイトへの登録、ソーシャルメディア公式アカウントへの投稿などを通じて提供いただく事項（メールアドレス、アカウント名等）
- (11) 当社の運営するウェブサイト等の利用を通じて自動的に取得する事項（以下に記載のアクセスログ、cookie を含むウェブサイト内での閲覧行動履歴、ショッピングカートへの商品の追加・削除等）
* 当社は、当社ウェブサイトへアクセス、閲覧、使用する際に一定のウェブサイト使用情報を収集する cookie や類似の技術を使用します。cookie は、ウェブサイトへの訪問にコンピューターまたはモバイルデバイスが使用されるときに、コンピューターまたはモバイルデバイスに配置されるデータファイルです。当社は、第三者がウェブサイトへの訪問者のデバイスに cookie を配置することを可能としていません。ウェブサイトへの訪問者が当社サービスにログオンしない限り、当該ウェブサイトへの訪問者の cookie データは匿名です。
- (12) 当社および 6. (2) で明示する者が提供するデジタルサービスの利用を通じて当社が取得する事項
- (13) 資格達成の表彰、イベント等において撮影される、またはご本人からご提供いただく映像、写真、音声
- (14) 海外インセンティブ・セミナーにおいて運営手配に必要な事項（旅券に記載の氏名・旅券番号等渡航手続きに必要な事項）
- (15) 当社の ABO が運営する団体への登録事項
- (16) ソーシャルメディアにおける当社の商品・キャンペーンに関係するご本人の投稿に含まれる事項（アカウント名、個人情報を含む記述・写真・動画、第三者との応答等）

なお、お電話の場合、正確を期すために録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 個人情報の利用目的について

当社は、前記 2. の個人情報を、国内外を問わず以下の目的で利用します。

- (1) 当社との取引において、商品およびサービス（商品／刊行物等の配送、購入商品のアフターサービス、ボーナス計算・支払い等）の提供、各種支払方法の提供、代金の収納およびこれらの遂行のために必要なご本人への連絡を行うため
- (2) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な手続き（インターナショナル・ビジネスに関する手続き、年会費の収納、登録内容変更、登録審査および登録状況の管理等）およびアムウェイ・ビジネスのサポートを行うため
- (3) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な情報（ビジネス状況に関する事項、商品発注・返品に関する事項、グループのビジネス状況・商品予約に関する事項等）を提供するため
- (4) 購入履歴や商品予約状況などを含む当社との取引状況・ショッピングカート内の商品を基に当社が有益と判断した当社取扱商品やキャンペーンに関する情報を提供するため
- (5) ABO 資格の登録状況にかかわらず、アムウェイ・ビジネスの遂行状況の確認、トラブル処理、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の遵守・執行およびビジネスの活性化等を目的とした連絡または情報提供を行うため
- (6) 資格達成の表彰、イベント等の開催案内および開催後報告を行うため
- (7) ご本人または第三者からのご本人に関係するご相談等を記録、管理するため
- (8) 資格達成またはキャンペーン等に関連してご本人へのギフトの送付手配等を行うため
- (9) 6. (2) で明示する者との間で共同利用するため
- (10) 市場調査、取得した閲覧行動履歴や購買履歴等（当社の運営するウェブサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントにおける閲覧行動ならびにショッピングカートへの商品追加・削除等の利用状況を含む）のデータ記録・分析、商品およびサービスの改善・広告施策・販売促進ならびにアムウェイ・ビジネス遂行のサポートを目的としたアンケート等を実施するため
- (11) 購入商品に対するクチコミの投稿を依頼するため
- (12) 海外インセンティブ・セミナーや国内でのご招待セミナー、イベントを手配・運営するため
- (13) 当社の運営するウェブサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントの管理（不適切な投稿の削除および投稿者の特定を含む）・改善ならびにシステムの安定稼働を維持するため

4. 個人情報の保護対策について

当社は、取り扱う個人情報・個人データの漏洩、滅失または毀損等の防止その他個人情報・個人データを安全に管理するために、組織的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとします。当社が講じる安全管理措置の概要は別紙 1 のとおりです。当社が講じる安全管理措置のさらなる詳細については、末尾記載の【お問い合わせ先】までお問い合わせください。

5. 個人情報の第三者提供について

当社は、当社が取得・保有する個人情報・個人データを、国内外を問わず、郵送または当社の管理する情報システム等にて、以下のとおり提供します。なお、外国の事業体に対して個人情報を提供する場合、当該事業体の所在国における個人情報の保護に関する制度等については、個人情報保護委員会が情報を提供していますので、個人情報保護委員会のホームページ（<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku>）よりご確認ください。当該ホームページにおいて法制度が確認できない国については、当社にお問い合わせください。

- (1) 系列上位の ABO に対して、アムウェイ・ビジネスの遂行上必要なグループのフォロー、ボーナスの計算および適切な商品使用のサポートを行うために、以下の情報を提供
氏名、ABO 番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、誕生日、資格有効期限、購入履歴や商品予約状況などを含む当社との取引状況、ビジネスボリューム（PV/BV、ボーナス、資格等）、更新状況、紹介目的の明示に関する確認状況、当社より提供するプロモーション／サービスの状況、その他ビジネス状況（ソーシャルメディアの利用状況・傾向およびその分析データを含む）、商品の配送に関わる送り状の「お問い合わせ送り状 No.」、商品使用状況
* ただし、ポイント補償期間中の個人情報は、元の系列上位の ABO に提供されます。なお、同期間中、現在の系列上位の ABO に対しても、個人情報が提供される場合があります。
* 「ポイント補償制度」については、「アムウェイ倫理綱領・行動規準」をご参照ください。
* インターナショナル・ビジネスで、外国にある当社の関連会社（インターナショナルスポンサー（IS）がいる場合は、その関連会社および IS の系列上位 ABO にも提供される場合があります。「外国にある当社の関連会社」については当社ホームページ（https://www.amway.co.jp/about/company/global_markets/index.html）をご参照ください。

- (2) 系列下位の ABO に対して、アムウェイ・ビジネスの遂行上必要なサポートおよび適切な商品使用のサポートのために、その直接のスポンサーである系列上位 ABO および直近の系列上位プラチナム (PT) である ABO の氏名、ABO 番号、住所、電話番号、メールアドレスを提供
- (3) 各種広報媒体、当社の運営するウェブサイトおよび当社内において、ABO への奨励のために氏名、映像、写真および資格達成情報を掲載・掲示することにより公表
- (4) 系列を問わず ABO に対して、法令・「アムウェイ倫理綱領・行動規準」遵守の啓発のために、強制解約に関連する情報を提供
- (5) 国内外の宿泊先、交通機関、旅行代理店、エージェンツ等に対して、海外インセンティブ・セミナーおよび国内でのご招待セミナー、イベントを手配・運営するために氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、移動時の配慮要否に関する情報その他申し込みの際に入力または記載いただく事項で手配のために必要な事項を提供
- (6) 信販会社に対して、クレジットの利用申込の手続きを目的として当該申込者に関する当社の登録情報 (氏名、ABO 番号、住所、電話番号)、注文商品、注文金額および当該申込者が選択した分割払い回数・適用金利を、クレジットカード決済の不正利用の検知・防止を目的として、ご本人が当社の運営するウェブサイトにて商品を購入する際に使用したカード名義人氏名、メールアドレス、電話番号、登録住所、配送先住所および IP アドレス・ブラウザ情報等のインターネット利用環境に関する情報を、ならびに、クレジットの不正申込・利用の疑いがある場合に、当該信販会社との契約上の義務履行を目的として当該クレジットの利用者や利用状況の情報を提供
- (7) 株式会社アクルに対して、クレジットカード決済の不正利用の検知・防止に必要な範囲で当社が保有する利用者の個人情報と突合して利用するために、ご本人が当社の運営するウェブサイトにて商品を購入する際に使用したメールアドレス、電話番号、配送先住所および IP アドレス・ブラウザ情報等のインターネット利用環境に関する情報を提供
- (8) アムウェイ後払いの決済サービス事業者に対して、商品代金後払いの利用申込の手続きを目的として、当該申込者に関する当社の登録情報 (氏名、ABO 番号、住所、電話番号、メールアドレス) およびオーダー番号・注文金額を提供
- (9) 当社の事業提携先に対して、氏名、ABO 番号、住所、電話番号、メールアドレス等の当該提携先が提供する商品・サービスへの申し込みに必要な情報を提供
- (10) 行政機関に対して、必要に応じて系列上位の ABO による紹介目的の明示に関する確認状況を提供
- (11) 以下の場合には、ご本人の同意を得ることなく個人情報を提供することがあります。
 - (ア) 法令に基づく場合
 - (イ) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (ウ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (エ) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が取得・保有する個人情報を、利用目的の範囲内で、以下のとおり共同利用する場合があります。

- (1) 共同利用される個人情報の項目：2. で明示した項目
- (2) 共同利用する者の範囲：Alticor Inc. (米国)、Access Business Group International LLC (米国)、Amway (China) Co., Ltd. (中国)、Amway Korea Ltd. (韓国)、Amway Business Services Asia Pacific Sdn. Bhd. (マレーシア)、Amway Global Services India Private Limited (インド)、Amway (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)、Amway of Australia (オーストラリア)、一般財団法人日本アムウェイ財団
- (3) 共同利用する者の利用目的：
 - (ア) 商品およびサービスを提供するため
 - (イ) アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づくボーナス計算のため
 - (ウ) インターナショナル・ビジネスの登録・管理のため
 - (エ) アムウェイ・ビジネス遂行上必要な問題解決のため
 - (オ) 当社商品・サービスに関する相談ホットラインへのお問い合わせに対応するため
 - (カ) 市場調査、データ分析、アンケート等を実施するため
 - (キ) 事業報告等を目的として映像、写真、音声を閲覧するため
 - (ク) 当社と 6. (2) で明示する者の情報システムにおけるデータ管理のため

- (ケ) Remember HOPE 東北復興支援および Tomorrow HOPE こどもの健康・教育支援プロジェクトの支援者へのレター等の発送、連絡のため
- (コ) その他、3. で明示した利用目的のため
- (4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者：日本アムウェイ合同会社および Amway International Inc. (米国)

7. 個人情報の処理に係る外部委託について

当社は、前記 3. における利用目的のために適切かつ円滑に個人情報を利用するために、取得した個人情報の処理を、国内外を問わず、当社との契約に基づき守秘義務を負う外部に業務委託します。委託に際しては、個人情報の保護水準が、当社および当社親会社の設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、個人情報の保護に関する委託契約を締結するとともに、適切な管理、監督を行っています。

8. 開示等の請求について

当社が保有する保有個人データについて、利用目的の通知、開示 (第三者提供記録の開示を含みます。)、内容の訂正、追加もしくは削除、利用停止、消去、または第三者への提供の停止を希望される場合は、原則としてご本人からの所定の用紙を用いた申し出に限り、合理的に可能である範囲内で対応いたします。なお、ABO 番号や、系列上位および系列下位の ABO のボーナス計算に必要な PV/BV 等の情報は、削除・利用停止・消去または第三者への提供の停止を希望されても、対応いたしかねますので、ご了承ください。詳細は、以下の【お問い合わせ先】または当社ホームページ (<https://www.amway.co.jp/privacy/information/index.html>) でご確認ください。

9. 本取り扱いに同意いただけない場合

個人情報は、ご本人の意思により提供していただきます。万が一、ご提供いただけない場合は、ABO の資格登録 (更新) をお受けできない場合があります。

10. 改定

当社は、当社の裁量で、または適用法規の遵守のために、本取り扱いを改定することがあります。必ず本取り扱いを [amwaylive.com](https://www.amwaylive.com) 上で随時ご確認ください。なお、改定は、個人情報の保護に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および国が定める指針に基づき実施されることがあります。

最終改定日 2025 年 2 月 28 日

日本アムウェイ合同会社
代表者 イリーナ・メンシコヴァ

Amway International Inc.
代表者 マイケル・ネルソン

当社における個人情報の取り扱いについては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町 7-1
日本アムウェイ合同会社
相談ホットライン ☎ 0120-123-777
[amwaylive.com](https://www.amwaylive.com)

別紙 1 安全管理措置の概要

(基本方針の策定)
・個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定し、当社ホームページに掲載しています。

(個人データの取り扱いに係る規律の整備)

・個人情報保護規程等の社内規定を策定し、個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について規定しています。

(組織的安全管理措置)

・当社全体の個人情報管理体制を統括する最高情報管理統括者を置くと共に、個人データを取り扱う部署ごとに責任者を設置しています。
・個人データを取り扱う従業員等および当該従業員等が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や社内規定に違反している事実またはその兆候を把握した場合の報告連絡体制を整備しています。

(人的安全管理措置)

・当社の従業員(経営陣、派遣社員も含む)に対しては、個人情報保護のための教育および啓発を行っており、個人情報の管理には万全を期しています。

(物理的安全管理措置)

・執務エリアへの従業員等の入退室管理および電子機器の持ち出し等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じています。

(技術的安全管理措置)

・アクセス制御を実施し、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(外的環境の把握)

・当社は、当社が個人データを保管している場所(クラウドサービスにおけるサーバ所在地を含みます)の所在国および当社個人データの取り扱いを含む内容の委託契約を締結している外国の事業者(再委託の場合を含みます)が所在する国(これらの国名および当該各国における個人情報保護に関する制度の概要は次のリンク先にてご確認ください：https://www.amwaylive.com/psl/privacypolicy/country_system.html)における個人情報保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しております。

以上

■対象：プライムカスタマー

1. 個人情報に対するアムウェイの基本姿勢について

日本アムウェイ合同会社(〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町7番1号)および Amway International Inc. (7575 Fulton Street East, Ada, Michigan 49355, United States)(総称して「当社」)は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を尊重し、これを遵守するために個人情報保護方針(*)および安全管理措置を定め実行します。

* 個人情報保護方針は、当社ホームページ(<https://www.amway.co.jp/privacy/index.html> または https://www.amwaylive.com/psl/privacypolicy/External_Privacy_policy_20191105.html)にてご確認ください。

2. 個人情報の取得・保有について

当社は、プライムカスタマー入会に先立ち ABO(アムウェイビジネスオーナー)が行うプライムカスタマー制度のご紹介を通し、ならびにプライムカスタマーとして入会した方の、サービスのご利用および当社へのお問い合わせならびにソーシャルメディアにおける当社商品・キャンペーンに関する投稿(当社の公式アカウントおよびご本人のアカウント)、ABO 資格登録用プログラムの受講申し込み等を通し、以下の情報を取得し、保有いたします。なお、当社が明示的にご本人から取得する情報だけではなく、当社との取引の過程で必然的に取得する情報(注文・返品履歴、当社に対する債権・債務状況等)、ならびに間接的に取得する情報(当社の運営・提供するウェブサイト・ソーシャルメディアの公式アカウント・アプリケーションのご利用、官報等の公表情報および第三者からの相談等)も含まれます。

(1)氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、口座番号等、ご入会(資格切替を含む)の

際に入力または記載いただく事項および ABO からの紹介目的の明示に関してご確認いただいた事項

- (2)商品注文・返品、商品予約に関する事項(ショッピングカートに入っている商品、注文・返品商品、予約商品、支払額、支払方法・分割回数、商品ポイント(PV/BV)、割引クーポン、配送先、明細等)
- (3)転居、パートナー追加/削除等に伴う変更手続き、資格解約手続き等に基づく事項(住所、電話番号、変更事由等)および ABO 資格登録用プログラムの受講申し込みの際に入力または記載いただく事項(氏名、お客様番号等、ご本人を特定するために既取得情報との照合に必要な事項)
- (4)当社への連絡(各種申請・相談・お問い合わせ等)に際して、当社が取得する事項
- (5)各種クレジットの申し込みに際して、信販会社から連携される申込取り下げの有無および審査状況・審査結果に関する事項、ならびに、当該信販会社から任意に提供されるクレジット不正申込・不正利用および当該信販会社に対するお客様の支払債務の未履行状況に関する事項
- (6)アムウェイ後払いを利用した場合に、決済サービス事業者から任意に提供される不正申込・不正利用および当該決済サービス事業者に対するお客様の支払債務の未履行状況に関する事項
- (7)当社に対する債権・債務に関する事項(債権・債務額、当該債権・債務発生理由等)
- (8)当社の運営するウェブサイトへの登録、ソーシャルメディア公式アカウントへの投稿などを通じて提供いただく事項(メールアドレス、アカウント名等)
- (9)当社の運営するウェブサイト等の利用を通じて自動的に取得する事項(以下に記載のアクセスログ、cookie を含むウェブサイト内での閲覧行動履歴、ショッピングカートへの商品の追加・削除等)
*当社は、当社ウェブサイトアクセス、閲覧、使用する際に一定のウェブサイト使用情報を収集する cookie や類似の技術を使用します。cookie は、ウェブサイトへの訪問にコンピューターまたはモバイルデバイスが使用されるときに、コンピューターまたはモバイルデバイスに配置されるデータファイルです。当社は、第三者がウェブサイトへの訪問者のデバイスに cookie を配置することを可能としていません。ウェブサイトへの訪問者が当社サービスにログインしない限り、当該ウェブサイトへの訪問者の cookie データは匿名です。
- (10)当社および 6. (2)で明示する者が提供するデジタルサービスの利用を通じて当社が取得する事項
- (11)イベント等に参加された場合における撮影映像、写真、音声
- (12)ソーシャルメディアにおける当社の商品・キャンペーンに関係するご本人の投稿に含まれる事項(アカウント名、個人情報を含む記述・写真・動画、第三者との応答等)

なお、お電話の場合、正確を期すために録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3. 個人情報の利用目的について

当社は前記 2. の個人情報を、国内外を問わず以下の目的で利用します。

- (1)当社との取引において、商品およびサービス(ウェルカムキット・商品の配送、購入商品のアフターサービス等)の提供、各種支払方法の提供、代金の収納およびこれらの遂行のために必要にご本人への連絡を行うため
- (2)登録内容変更、入会審査および登録状況の管理等のため
- (3)ABO 資格登録用プログラムの受講申し込みを受けて、アムウェイ・ビジネスの概要に関する書面を送付し、プログラムを提供するため
- (4)購入履歴や商品予約状況などを含む当社との取引状況・ショッピングカート内の商品を基に当社が有益と判断した当社取扱商品やキャンペーンに関する情報を提供するため
- (5)ご本人または第三者からのご本人に関係するご相談等に対応し、記録・管理するため
- (6)キャンペーン等に関連してご本人へのギフトの送付手配等を行うため
- (7) 6. (2)で明示する者との間で共同利用するため
- (8)市場調査、取得した閲覧行動履歴や購買履歴等(当社の運営するウェブサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントにおける閲覧行動ならびにショッピングカートへの商品追加・削除等の利用状況を含む)のデータ記録・分析、商品およびサービスの改善・広告施策・販売促進を目的としたアンケート等を実施するため
- (9)購入商品に対するクチコミの投稿を依頼するため
- (10)当社の運営するウェブサイトおよびソーシャルメディア公式アカウントの管理(不適切な投稿の削除および投稿者の特定を含む)・改善ならびにシステムの安定稼働を維持するため
- (11)各種セミナー、イベントの開催に関して案内・手配するため
- (12)当社が ABO に支払う報酬の計算に利用するため
- (13)系列上位の ABO のアムウェイ・ビジネスの遂行をサポートするため

4. 個人情報の保護対策について

当社は、取り扱う個人情報・個人データの漏洩、滅失または毀損等の防止その他個人情報・個人データを安全に管理するために、組織的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとします。当社が講じる安全管理措置の概要は別紙 1 のとおりです。当社が講じる安全管理措置のさらなる詳細については、末尾記載の【お問い合わせ先】までお問い合わせください。

5. 個人情報の第三者提供について

当社は、当社が取得・保有する個人情報・個人データを、国内外を問わず、郵送または当社の管理する情報システム等にて、以下のとおり提供します。

- (1) スポンサー ABO に対して、ご購入いただいた商品に関する不都合等をお聞きし適切な対応を行うこと、アムウェイ・ビジネスの宣伝および ABO 資格登録のサポートを行うこと、ならびに、当社商品の広告およびボーナスの計算などを行うことを目的として、お客様番号、氏名、入会日、会員資格の有効期間、購入履歴や商品予約状況などを含む当社との取引状況、配送状況、ならびに、紹介目的の明示に関する確認状況および ABO 資格登録用プログラムの受講状況を提供します。なお、スポンサー ABO の登録が抹消された場合、その系列を遡って最初の登録 ABO に対して同情報を提供します。
- (2) スポンサー ABO を除く系列上位 ABO に対して、当社商品の広告およびボーナスの計算などを行うことを目的として、お客様番号、氏名、入会日、会員資格の有効期間、および購入履歴や商品予約状況などを含む当社との取引状況を提供します。
 - *ただし、ポイント補償期間中は、ご本人の元の系列上位 ABO に対し、上記(1)および(2)の範囲で、個人情報が提供されます。なお、同期間中、ご本人の現在の系列上位 ABO に対しても、上記(1)および(2)の範囲で、個人情報が提供される場合があります。あらかじめご了承ください。
 - *「ポイント補償制度」については、「アムウェイ プライムカスタマー規約」第 15 条(スポンサー移動時の商品ポイントについて)をご参照ください。
 - *前記 3 の利用目的を達成するために、当社が必要と判断した場合は、系列上位 ABO のうち、プラチナム(PT)資格を有する ABO に対して、スポンサー ABO に提供するのと同じ情報を提供する場合があります。
- (3) 信販会社に対して、クレジットの利用申込の手続きを目的として、当該申込者に関する当社の登録情報(氏名、お客様番号、住所、電話番号)、注文商品、注文金額および当該申込者が選択した分割払い回数・適用金利を、クレジットカード決済の不正利用の検知・防止を目的として、ご本人が当社の運営するウェブサイトにて商品を購入する際に使用したカード名義人氏名、メールアドレス、電話番号、登録住所、配送先住所および IP アドレス・ブラウザ情報等のインターネット利用環境に関する情報を、ならびに、クレジットの不正申込・利用の疑いがある場合に、当該信販会社との契約上の義務履行を目的として当該クレジットの利用者や利用状況の情報を提供
- (4) 株式会社アクルに対して、クレジットカード決済の不正利用の検知・防止に必要な範囲で同社が保有する利用者の個人情報と突合して利用するために、ご本人が当社の運営するウェブサイトにて商品を購入する際に使用したメールアドレス、電話番号、配送先住所および IP アドレス・ブラウザ情報等のインターネット利用環境に関する情報を提供
- (5) アムウェイ後払いの決済サービス事業者に対して、商品代金後払いの利用申込の手続きを目的として、当該申込者に関する当社の登録情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)およびオーダー番号・注文金額を提供
- (6) 当社の事業提携先に対して、氏名、お客様番号、住所、電話番号、メールアドレス等の当該提携先が提供する商品・サービスへの申し込みに必要な情報を提供
- (7) 行政機関に対して、必要に応じて ABO による紹介目的の明示に関する確認状況を提供
- (8) 以下の場合には、ご本人の同意を得ることなく個人情報を提供することがあります。
 - (ア)法令に基づく場合
 - (イ)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (ウ)公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (エ)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

6. 個人情報の共同利用について

当社は、当社が取得・保有する個人情報を、利用目的の範囲内で、以下のとおり共同利用する場合があります。

す。

- (1)共同利用される個人情報の項目：2. で明示した項目
- (2)共同利用する者の範囲：Alticor Inc. (米国)、Access Business Group International LLC (米国)、Amway (China) Co., Ltd. (中国)、Amway Korea Ltd. (韓国)、Amway Business Services Asia Pacific Sdn. Bhd. (マレーシア)、Amway Global Services India Private Limited (インド)、Amway (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)、Amway of Australia (オーストラリア)、一般財団法人日本アムウェイ財団
- (3)共同利用する者の利用目的：
 - (ア)商品およびサービスを提供するため
 - (イ)アムウェイ・セールス&マーケティング・プランに基づくボーナス計算のため
 - (ウ)アムウェイ・ビジネス遂行上必要な問題解決のため
 - (エ)当社商品・サービスに関する相談ホットラインへのお問い合わせに対応するため
 - (オ)市場調査、データ分析、アンケート等を実施するため
 - (カ)事業報告等を目的として映像、写真、音声を閲覧するため
 - (キ)当社と 6. (2) で明示する者の情報システムにおけるデータ管理のため
 - (ク)Remember HOPE 東北復興支援および Tomorrow HOPE こどもの健康・教育支援プロジェクトの支援者へのレター等の発送、連絡のため
 - (ケ)その他、3. で明示した利用目的のため
- (4)共同利用する個人情報の管理について責任を有する者：日本アムウェイ合同会社および Amway International Inc. (米国)

7. 個人情報の処理に係る外部委託について

当社は、前記 3. における利用目的のために適切かつ円滑に個人情報を利用するために、取得した個人情報の処理を、国内外を問わず、当社との契約に基づき守秘義務を負う外部に業務委託いたします。委託に際しては、個人情報の保護水準が、当社および当社親会社の設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、個人情報の保護に関する委託契約を締結するとともに、適切な管理、監督を行っています。

8. 開示等の請求について

当社が保有する保有個人データについて、利用目的の通知、開示(第三者提供記録の開示を含みます。)、内容の訂正、追加もしくは削除、利用停止、消去、または第三者への提供の停止をご希望の場合は、原則としてご本人からの所定の用紙を用いた申し出(系列上位 ABO への提供の停止は、amwaylive.com「マイアカウン」からも設定いただけます。)に基づき、合理的に可能である範囲内で対応いたします。なお、お客様番号や、系列上位の ABO のボーナス計算に必要な商品ポイント(PV/BV)等の情報は、削除・利用停止・消去または第三者への提供の停止を希望されても、対応いたしかねますので、ご了承ください。詳細は、以下の【お問い合わせ先】または当社ホームページ(<https://www.amway.co.jp/privacy/information/index.html>)でご確認ください。

9. 本取り扱いに同意いただけない場合

個人情報は、ご本人の意思により提供していただきます。万が一、ご提供いただけない場合は、プライムカスタマーの入会をお受けできない場合があります。

10. 改定

当社は、当社の裁量で、または適用法規の遵守のために、本取り扱いを改定することがあります。必ず本取り扱いを amwaylive.com 上で随時ご確認ください。なお、改定は、個人情報の保護に関する法律、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および国が定める指針に基づき実施されることがあります。

最終改定日 2025 年 2 月 28 日

日本アムウェイ合同会社
代表者 イリーナ・メンシコヴァ

Amway International Inc.
代表者 マイケル・ネルソン

当社における個人情報の取り扱いについては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

〒 150-0042

東京都渋谷区宇田川町 7-1

日本アムウェイ合同会社

相談ホットライン ☎ 0120-123-777

amwaylive.com

別紙 1 安全管理措置の概要

(基本方針の策定)

- ・ 個人データの適正な取り扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定し、当社ホームページに掲載しています。

(個人データの取り扱いに係る規律の整備)

- ・ 個人情報保護規程等の社内規定を策定し、個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について規定しています。

(組織的安全管理措置)

- ・ 当社全体の個人情報管理体制を統括する最高情報管理統括者を置くと共に、個人データを取り扱う部署ごとに責任者を設置しています。
- ・ 個人データを取り扱う従業員等および当該従業員等が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や社内規定に違反している事実またはその兆候を把握した場合の報告連絡体制を整備しています。

(人的安全管理措置)

- ・ 当社の従業員(経営陣、派遣社員も含む)に対しては、個人情報保護のための教育および啓発を行っており、個人情報の管理には万全を期しています。

(物理的安全管理措置)

- ・ 執務エリアへの従業員等の入退室管理および電子機器の持ち出し等の制限を行うと共に、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。
- ・ 個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じています。

(技術的安全管理措置)

- ・ アクセス制御を実施し、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
- ・ 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

(外的環境の把握)

- ・ 当社は、当社が個人データを保管している場所(クラウドサービスにおけるサーバ所在地を含みます)の所在国および当社個人データの取り扱いを含む内容の委託契約を締結している外国の事業者(再委託の場合を含みます)が所在する国(これらの国名および当該各国における個人情報保護に関する制度の概要は次のリンク先にてご確認ください：https://www.amwaylive.com/psl/privacypolicy/country_system.html)における個人情報保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しております。

以上

〈11〉アムウェイサイト規約

「日本アムウェイ合同会社」(以下「弊社」といいます)は、弊社の運営する以下の「ウェブサイト」(以下「アムウェイサイト」といいます)のサービスをご利用いただきます際に適用される規約を、以下のとおり設けております。

【アムウェイサイト】

- ・日本アムウェイ公式サイト(<https://www.amway.co.jp>)
- ・会員向けポータルサイト(<https://www.amwaylive.com>)
- ・ニュートリライト ブランドサイト(<https://www.nutrilite.jp>)
- ・アーティストリー ブランドサイト(<https://www.artistry.jp>)
- ・アムウェイ ホーム ブランドサイト(<https://www.amwayhome.jp>)
- ・XS エナジードリンク ブランドサイト(<https://www.xsblast.jp>)
- ・QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp>)
- ・日本アムウェイの社会貢献活動サイト(<https://csr.amway.co.jp>)
- ・Share the OISHII Moment ブランドサイト(<https://www.oishiiomoment.jp>)
- ・アムウェイチケット(<https://booking.amway.com/japan/index#/>)
- ・ABO アカデミー e ラーニング(<https://academy.amwaylive.com>)

アムウェイサイト規約

次の「アムウェイサイト規約」(以下「本規約」といいます)にご同意の上、アムウェイサイトをご利用ください。

第1条：本規約の適用対象

第2条：利用者の自己責任

第3条：サービスの種別とその利用について

第4条：利用者・通信事業者側の利用環境を要因とする諸影響

第5条：サービスの停止

第6条：著作権等

第7条：個人情報の取り扱い

第8条：規約の変更

第9条：準拠法

登録サービスの利用規則

第1条：本規約の適用対象

別途定めがない限り、本規約は、第3条に定めるサービスの種別ならびにご利用に当たって登録が必要なサービスの利用の有無にかかわらず、アムウェイサイトを利用される全ての方(以下「利用者」といいます)を対象として、サービスの利用に関するルールを定めるものです。

第2条：利用者の自己責任

1. 利用者は、弊社がアムウェイサイト上で提供するダウンロード用ソフトウェアをインストールするに当たり、自己責任において、各ソフトウェアの使用条件を定めた個別の使用許諾書に従い、利用するものとします。
2. 利用者がアムウェイサイトを利用する際、またはアムウェイサイト上で提供するソフトウェアもしくはコンテンツをダウンロードする際、利用者の行為が第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
3. 利用者が本規約に違反して弊社に損害を与えた場合、弊社は当該利用者に対して、被った全ての損害の賠償を請求することができるものとします。
4. 弊社の責に帰すべからざる事由により、利用者によるソフトウェアのダウンロードもしくはインストール、またはコンテンツのダウンロードがうまくいかず、利用者がソフトウェアまたはコンテンツ

を入手できなかった場合であっても、弊社は一切責任を負わないものとします。また、ダウンロード用ソフトウェアおよびコンテンツは、利用者をご使用になる端末上で正常かつ有効に機能すること等を、弊社は保証いたしません。

5. 弊社は、アムウェイサイトのサーバ・ドメインなどから送られる e-mail およびそのコンテンツ、ならびにダウンロード用ソフトウェアおよびコンテンツに、コンピューター・ウイルスなどの有害なものが含まれないように努めますが、完全に含まれていないことを保証するものではありません。

第3条：サービスの種別とその利用について

1. アムウェイサイトには、ご利用に当たって登録などの手続きが必要のないサービス(以下「登録不要サービス」といいます)と、ご利用に当たって登録が必要なサービス(以下「登録サービス」といいます)があります。
弊社は、以下のアムウェイサイトで登録サービスを提供します。

会員向けポータルサイト (<https://www.amwaylive.com>)
QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp>)
アムウェイチケット (<https://booking.amway.com/japan/index/#/>)
ABO アカデミー e ラーニング (<https://academy.amwaylive.com>)

2. 登録サービスのご利用につきましては、本規約の遵守に加えて、別途登録に関する条件を満たし、登録サービスに関する利用規則にご同意いただき、それを遵守いただくことが必要となります。
3. 登録不要サービスには、弊社会員以外の一般の方が、弊社ブランドサイトを通して弊社が提供する商品の購入およびそのサンプルの請求を行うサービスを含みます。弊社は、弊社ブランドサイトを通して行われた商品の購入に対する申し込みの取り消しを、弊社が設定する各制限時間内に限り、弊社相談ホットラインへの電話連絡により受け付けます。制限時間を超過した取り消しならびに上記方法以外での取り消しのお申し出は受け付けません。
4. 弊社は、利用者に事前に通知することなく、アムウェイサイトのサービスの内容またはコンテンツ・ユーザーインターフェイスまたはシステムを変更または廃止する場合があります。

第4条：利用者・通信事業者側の利用環境を要因とする諸影響

1. アムウェイサイトのウェブサイトにて提供するサービスは、ブラウザ、メールソフト、その他のハードウェア、ソフトウェア、プリンターなどの諸設定が適切になされ、インターネットに正しく接続できる方を対象にしています。この条件にあてはまらない方の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、弊社は一切責任を負いません。
2. 特に常用漢字以外の文字、旧漢字などは正しく表示できない場合がありますのであらかじめご了承ください。
3. 本条 1. の条件を満たしていても、その他、利用者側パソコンおよび携帯電話の環境設定に関する事情ならびに通信回線の故障・誤作動や通信事業者の問題またはインターネット接続業者の問題などによる不通等、弊社の管理が及ばない原因によって、本サービスが正しく作動しない場合は、それがもたらす諸影響に関して、弊社は一切責任を負いません。

第5条：サービスの停止

弊社は、アムウェイサイトについてシステム上の補修・変更が必要であると判断した場合は、当該サービスを停止した上で、必要な作業を行うことがあります。この場合、当該サービスが停止されたことによって生じた利用者の損害について弊社は一切責任を負いません。定期的にを行うシステム上の補修・変更作業についてはアムウェイサイトで事前に利用者にお知らせいたします。なお、システム上の問題(外部からの妨害行為など)により予期せずサービスが停止した場合、それによって生じた利用者の損害についても、弊社は一切責任を負いません。

第6条：著作権等

アムウェイサイトにおける全てのコンテンツ(文章、写真、音声情報などを含みますが、それらに限定されません)の著作権、商標権、肖像権およびその他の権利は、弊社が保有または管理しています。これを利用者が弊社に無断で複製・転載等を含む使用をすることはできません。ただし、一部のコンテンツについては、別途定める「クオリティ アシュアランス・スタンダード」に従って、所定の資格を有する ABO のみ可以使用することができます。

第7条：個人情報の取り扱い

弊社は、利用者の資格に応じて個人情報の取り扱いを定めています。ABO は「個人情報の取り扱いについて(ABO 向け)」を、プライムカスタマーは、「個人情報の取り扱いについて(プライムカスタマー向け)」を、会員以外の一般の方で、ABO から商品を購入する場合は「個人情報の取り扱いについて(ABO から商品を購入するお客様向け)」を、弊社から商品を購入する場合は「プライバシーポリシー (お客様向け)」をそれぞれご確認ください。

第8条：規約の変更

弊社は事前の通知をすることなく本規約を変更することがありますので、必ず本規約をアムウェイサイトで随時ご確認ください。本規約の内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。

第9条：準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

登録サービスの利用規則

「日本アムウェイ合同会社」(以下「弊社」といいます)は、弊社の運営する以下の「ウェブサイト」の登録を必要とするサービス(以下「登録サービス」といいます)をご利用いただきます際に適用される規則(以下「本規則」といいます)を、以下のとおり設けております。

登録サービスを提供するサイト

会員向けポータルサイト (<https://www.amwaylive.com>)
QUEEN レシピ+ (<https://queen-recipe.jp>)
アムウェイチケット (<https://booking.amway.com/japan/index/#/>)
ABO アカデミー e ラーニング (<https://academy.amwaylive.com>)

本規則にご同意の上、登録サービスをご利用ください。

- 第1条：本規則の適用対象
第2条：「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「アムウェイ プライムカスタマー規約」の遵守
第3条：「アムウェイサイト規約」の遵守
第4条：利用登録の条件
第5条：利用設定
第6条：利用登録者の自己責任
第7条：利用登録の失効
第8条：登録サービスの内容
第9条：サービス利用上の注意点
第10条：発注および申し込みの取り消しについての注意点
第11条：アンケートの回答および投稿についての注意点
第12条：規則の変更
第13条：準拠法

第1条：本規約の適用対象

本規則は、登録サービスを利用される全ての方(以下「利用登録者」といいます)を対象として、登録サービスの利用に関するルールを定めるものです。なお、本規則に定めのない事項については、アムウェイサイト規約が重疊的に適用されます。

第2条：「アムウェイ倫理綱領・行動規準」および「プライムカスタマー規約」の遵守

登録サービスをご利用いただく際には、本規則と共に ABO の方は「アムウェイ倫理綱領・行動規準」の諸規則を、また「プライムカスタマー」の方は、「プライムカスタマー規約」の諸規約を併せて遵守していただきます。

第3条：「アムウェイサイト規約」の遵守

ウェブサイトの登録サービスをご利用いただく際には、本規則と共にアムウェイサイト規約も併せて遵守していただきます。

第4条：利用登録の条件

以下の要件を全て満たしている方に限り、登録サービスの利用登録が可能です。

- 1. 本規則に同意される方。
- 2. 弊社の ABO 資格を維持している方またはプライムカスタマー資格を維持している方。
- 3. 受信可能かつ弊社が適切と認める e-mail アドレスを保有している方。

第5条：利用設定

登録サービスの利用登録手順に基づき個人データの入力を正確に行ってください。利用登録は、amwaylive.com にて利用登録者本人が行うものとします。利用登録の際には、下記事項にご留意ください。

- 1. e-mail アドレス・パスワード
登録サービスをご利用いただくに当たり、利用登録者ご本人の保有する e-mail アドレスをご登録ください。ウェブサイトの場合、任意のパスワードの登録も必要となります。これらのデータは利用登録者本人において厳重に管理してください。特にパスワードは絶対に他人に知られないようにしてください。
- 2. 登録 e-mail アドレスに変更があった場合は、遅滞なくウェブサイト上で変更手続きを取ってください。
- 3. 第8条 1. (1)の登録サービスを除き、登録サービスは、本条 1. の e-mail アドレス登録手続きが完了した後に利用可能となります。第8条 1. (1)の登録サービスは、e-mail アドレス登録手続き完了前に利用可能となりますが、弊社が e-mail アドレスの登録手続きに際して必要な手続きを求めたにもかかわらず登録後 45 日以内に所定の手続きを行わなかった場合、発注などの利用が不可になります。可能にするためには e-mail アドレス登録を再度行うか、e-mail アドレス登録後に送信された e-mail よりログインし、手続きを完了する必要があります。

第6条：利用登録者の自己責任

- 1. 登録サービスは、利用登録者ご本人のみの利用とさせていただきます。ログインは利用登録者ご本人のみが利用し、利用登録者は、自己の ID 番号を第三者に使用させログインならびにログイン後のサービスを利用させないものとします。
- 2. 利用登録者は、自己の登録 e-mail アドレスおよびパスワード、または自己の ID 番号によりなされた一切の行為およびそれらの結果について、自身の関与の有無または故意もしくは過失の有無を問わず、その責任を負担するものとします。ただし、弊社の故意または重過失による場合は、その限りではありません。
- 3. 利用登録者による登録内容の不備、遅滞、あるいは誤りが原因で、登録サービス利用上の支障が生じた場合、その責任は利用登録者本人が負うものとします。

第7条：利用登録の失効

次の場合、利用登録者の登録サービスの利用登録は失効します。

- 1. 利用登録者が本規則に違反し、弊社より利用登録を抹消された場合。
- 2. 利用登録者から利用登録の抹消の申し出があった場合。
- 3. 利用登録者が ABO 資格を失った場合。
- 4. 利用登録者がプライムカスタマー資格を失った場合。

第8条：登録サービスの内容

- 1. 会員向けポータルサイトで提供する主な登録サービスは以下のとおりです。
 - (1) 弊社が提供する商品の購入およびその取り消し、イベントの申し込み
 - (2) 無料帳票の取り寄せ (ABO のみ利用可)
 - (3) 登録事項の変更
 - (4) アンケートの回答、各種応募
 - (5) 投稿
 - (6) 各種情報の入手
 - (7) 利用登録者および所属のグループの特定のビジネス状況の照会 (ABO のみ利用可)

2. QUEEN レシピ+で提供する主な登録サービスは以下のとおりです。

- (1) 各種応募
 - (2) 投稿
 - (3) 各種情報の入手
 - (4) 各種情報の管理
3. クレジットカード「アムウェイカード」、「クラブアムウェイカード」の申し込みや「アムウェイ・ショッピングクレジット」の利用申込などの弊社提携先が提供するサービスの申し込みは、会員向けポータルサイトからリンクを張った弊社提携先のサイトにおいて個人データの入力を行っていただきます。その場合には、弊社提携先のサイト利用に関する規則等に従ってください。

第9条：サービス利用上の注意点

登録サービスは、ウェブサイト以外 (電話・FAX など) で同一のサービスを提供する場合には、当該サービスに対して優位性を持たせるものではありません。商品の在庫状況または諸般の事情によっては、前条で規定するところのサービスを受けられない場合もありますのであらかじめご了承ください。

第10条：発注および申し込みの取り消しについての注意点

- 1. 弊社は会員向けポータルサイトを通して商品の購入に対する申し込みおよび各種申込が行われると、受付確認のための e-mail を登録 e-mail アドレスにお送りします。
- 2. 弊社は会員向けポータルサイトを通して行われた商品の購入に対する申し込みの取り消しを、弊社が設定する各制限時間内に限り、会員向けポータルサイト上または弊社相談ホットラインへの電話連絡により受け付けます。制限時間を超過した取り消しならびに上記方法以外での取り消しのお申し出は受け付けません。

第11条：アンケートの回答および投稿についての注意点

- 1. 弊社はアンケートの回答や投稿が行われると、受付確認、弊社での確認状況報告または修正依頼のための e-mail を登録 e-mail アドレスにお送りします。
- 2. 弊社は、アンケートの回答および投稿の際に適用される投稿規則を設けております。利用登録者は、当該規則にご同意いただくことを条件に投稿を行うことができます。

第12条：規則の変更

弊社は事前の通知をすることなく本規則を変更することがありますので、必ず本規則をウェブサイトで随時ご確認ください。本規則の内容変更後は、変更後の内容のみ有効とさせていただきます。

第13条：準拠法

本規則に関する準拠法は日本法とします。